

項 目			事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1. 基本方策(1)人権教育・人権啓発(i 社会教育)									
1 (1)	i ① ア		人権教育 推進事業	すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図るため、各支部、関係機関、各種団体、企業、事業所等が相互に連携を図り各種事業を行う。	・高島市人権教育推進協議会会員研修会 ・高島市人権教育研究大会 ・人権啓発標語の募集および優秀作品の表彰 ・人権啓発標語入り啓発資材の作成および配布 ・街頭啓発実施（人権施策課と連携） ・高島市人権教育推進協議会各支部(6地域)の活動 ・地域人権学習会の支援 DVDの貸出 ・高島市人権教育基礎講座 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会(県との共同開催)	【本部事業】 ・人権標語・イラスト募集(7/4～9/8) 審査(11/30) 応募総数 標語:2,586点(小学生1,737点、中学生849点) イラスト:0点 ・人権啓発DVD購入 2本 ・人権啓発DVD等貸出 のべ48作品貸出 866人が学習 ・高島市人権教育基礎講座 「子どもに関わるインターネット上の人権問題について」 講師:篠原 嘉一氏(NIT情報技術推進ネットワーク(株)) 参加者:19人 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会(県との共同開催) 参加者:43人 【支部事業】 ・職場、団体、自治会での人権啓発DVD貸出による学習支援(マキノ、今津、朽木、安曇川、高島、新旭) ・地域研修会の開催 今津支部 「ハラスメントと人権」 講師:曾我 佳広氏(滋賀県人権センター) 参加者16人 安曇川支部 「人権アップデートの必要性」 講師:萩原 伸浩氏(滋賀県人権センター) 参加者46人 高島支部 ワークショップ「他人事から自分事へ」 講師:杉本 正紹氏(滋賀県人権センター) 参加者27人 新旭支部 「無意識の偏見と人権」 講師:萩原 伸浩氏(滋賀県人権センター) 参加者51人	(R6評価) 高島市人権教育推進協議会本部事業および支部事業の実施により高島市での人権教育の推進を図った。また、高島市人権教育基礎講座と人権擁護活動ブロック別合同研修会を開催した。 身近な人権課題について取り上げ、一人でも多くの人が命の尊さや人権の大切さに気付き、人権意識の向上につながるような内容とした。、また、その研修会を受けて推進員が区・自治会における人権学習会を開催していただくよう依頼をしている。 (R7以降における具体的な改善取組) 地域の人権教育の継続を低下させないためにも、区・自治会や企業等で人権啓発DVDを活用してもらえるよう周知していく。令和5年度より再開した対面式の講座・高島市人権教育基礎講座についても、開催を継続し、人権問題について考えてもらう学習の機会を確保する。また、本市で16年ぶりの開催となる滋賀県人権教育研究大会について、大会の成功に向け現地実行委員会を設置し、総合的かつ横断的に進める。	・高島市人権教育推進協議会会員研修会 ・高島市人権教育研究大会 ・人権啓発標語の募集および優秀作品の表彰 ・人権啓発標語入り啓発資材の作成および配布 ・街頭啓発実施（人権施策課と連携） ・高島市人権教育推進協議会各支部(6地域)の活動 ・地域人権学習会の支援 DVDの貸出 ・高島市人権教育基礎講座 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会(県との共同開催) ・第69回滋賀県人権教育研究大会(高島大会)開催	社会 教育 課
1 (1)	i ① イ		人権教育 基礎講座	それぞれの立場での生活の現場に密着した現実に焦点を当て、その具体的な生活課題を知ることで、人権とは直接生活に結び付くものであるということを学び、「お互いの人権を尊重することの大切さ」に気づききっかけづくりとする。	(人権教育推進協議会主催事業) 人権教育基礎講座 3回/年	実施回数1回 「子どもに関わるインターネット上の人権問題について」 講師:篠原 嘉一氏(NIT情報技術推進ネットワーク(株)) 参加者:19人	(R6評価) 研修会を開催し、現代の子どものまわりの人権問題について理解を深めることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 新型コロナウイルスの関係で近年開催できていなかったことにより、参加者が少なくなってきた。積極的に周知を行ってより多くの方にご参加いただけるようにしたい。	・人権教育基礎講座の開催1回	社会 教育 課
1 (1)	i ② ア		社会教育 一般事業	桜美林大学孔子学院と高島市の共同により開設した高島学堂(近江聖人中江藤樹記念館内)において、中国語・中国文化講座を行う。	令和6年6月～7月、10月～11月 中国語公開講座開設(全16回)	・6/1～7/27、10/5～11/30までの土曜日 全16回 講師:李 風英 先生 初級9人、中級6人	(R6評価) 昨年度に新規で受講された方が、今年度も続けて参加されており、講座の内容も新しいものにして、語学学習のさらなる充実を図ることが出来た。 (R7以降における具体的な改善取組) 新規に応募される方の中には、初めて中国語を習う方もいるため、初心者の方にも気軽に受講していただけるよう、講座の内容について検討する必要がある。	中国語公開講座開設 【前期】令和7年4月～6月(全12回) 【後期】令和7年9月～12月(全12回)	社会 教育 課
1 (1)	i ② イ		公民館講座 教室開催事業	住民一人ひとりが豊かな生活を送るため、また、変動する現代社会を生きるための必要な知識や情報を提供するとともに、住民相互の交流活動を推進する公民館活動として各種の教室・講座を開設する。	・公民館教室 39教室 ・公民館講座 9講座	・公民館教室(子ども教室含む) 39教室 延参加者数4,051人 ・公民館講座 9講座 延参加者数583人	(R6評価) 公民館は地域の拠点施設として、地域住民の教養を高め住民同士の交流を深める事業を行っている、講座では地域の事を知る機会も設けた。 (R7以降における具体的な改善取組) 幅広い年代の方に参加いただく為、受講者アンケートでニーズを把握し、興味をもっていただけるテーマを取り上げた教室・講座を開催する。	・公民館教室 30教室 ・公民館講座 9講座	社会 教育 課
1. 基本方策(1)人権教育・人権啓発(ii 家庭教育)									
1 (1)	ii ① ア		家庭教育 支援事業	保護者や、子育てに関心のある地域の大人に求められるテーマを取り入れ、学習会や講座を開催する。親子が共に育ちあえる学習会や「子どもたちは地域で育てる」意識が高められる事業を行う。	家庭・学校・地域が連携して子どもを育て、親や地域も共に育つための学習会や講座の開催。	・子育て講座(共育学習会)おうちで簡単「親子運動あそび教室」令和6年12月3日(火) 講師 服部 哲也 先生 参加者56人 ・子育て講座(地域教育力向上講座)「おはなしの謎がとけるかな」令和7年2月11日(火) 参加者104名 ・子どもにどうかかわりあうか講座(全7回実施) 藤波こども園「乳幼児期の今、大切なこと」参加者30人 高島小学校「命の大切さ・心と体の発達」参加者37人 朽木中学校「ネットの情報を正しく判断する力をつけよう!・子どもたちにネットの情報を正しく判断する力をつけさせるためには?」参加者19人 本庄小学校「母とのつながり」参加者16人 今津幼稚園「乳幼児の健やかな成長発達のための環境づくり」参加者14人 今津東小学校「反抗期の子どもの関わり方」参加者19人 マキノ東こども園「乳幼児に大切にしたいこと」参加者7人	(R6評価) 関連団体とも協力しながら保護者への学習機会の提供や親子参加型の事業を実施した。専門家や地域の施設から講師を招き家庭教育講座を開催した。 (R7以降における具体的な改善取組) 関係団体にも協力いただきながら、関心の高いテーマを取り上げていく。	子どもにどうかかわりあうか講座の実施75,000円(旅費込み)家庭教育(共育学習会)の開催(年1回) 地域教育力向上講座(年1回)	社会 教育 課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1. 基本方策(1)人権教育・人権啓発(iii 学校教育)									
1 (1)	iii ① ア		人権教育の実施	学校における全ての教育活動を通して人権教育を行う。「普遍的な視点でのアプローチ」と「個別的な視点でのアプローチ」の両方の視点から人権教育を実施する。	令和6年度人権教育全体計画に基づいて実施する。本年度も昨年度に引き続き「いじめ」を許さない学校づくりを目指し、児童生徒が主体的な活動を推進する。また、自尊感情を高める取組に重点を置き、各校で実践する。	各学校の人権教育全体計画に基づき、いじめや差別の不合理性について学ぶ機会を設定できた。個別的な事柄についてどのように解決すべきかを考えたり話し合ったりする児童生徒主体の人権教育を実施した。また、各校で自尊感情を高める取組を工夫して実践した。	(R6評価) 人権に対する意識の高まりが見られるが、今後も身近にある課題に向き合い、解決していこうとする実践的態度を養っていかなければならない。各校で自尊感情を高める取組を推進し、人権教育推進主任会で実践を交流することができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 教職員自身がさまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を高められるような研修を実施する。11月15日、16日に第69回滋賀人権教育研究大会(高島大会)が開催されるので、さらに研修を深めたい。	令和7年度人権教育全体計画に基づいて人権教育を実施する。人権に対する意識を高めるとともに、「いじめ」を許さない学校づくりを目指し、児童生徒による主体的な活動を推進する。また、自尊感情を高める取組に重点を置き、各校で実践する。	学校教育課
1 (1)	iii ① イ		中学生チャレンジウィーク	実際に仕事をしている人と接し、自分自身も体験することで、働くことの意義や目的を理解し、進んで働くようとする意欲や態度を育む。 自分が社会に役立つ存在であることを知ること、自己の新たな可能性を見出し自己理解を深める。	市内6中学校(マキノ中、今津中、朽木中、安曇川中、高島中、湖西中)の中学生が、主に市内の事業所にて職場体験を行う。事前学習では、各校で市内企業等から講師を招き、マナー講座を実施する。	市内全6中学校で実施し、働くことの意義や目的などについて学ぶことができた。また実施に向けて各校でマナー講座を実施し、社会人として必要なマナーや正しい言葉遣いについても学んだ。	(R6評価) 市内全6中学校で実施することができた。仕事や職場での体験を通して、マナーや配慮等について学ぶことができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 市内全6中学校(マキノ中、今津中、朽木中、安曇川中、高島中、湖西中)の中学生が、おもに市内の事業所にて職場体験学習を行った。受け入れ事業所の新規開拓を進め、生徒の視野を広げるとともに、地域とのつながりの強化に努めた。中学1年生でも職場の方の話を聞くなど、社会の一員である自覚をもたせたい。	市内6中学校(マキノ中、今津中、朽木中、安曇川中、高島中、湖西中)の中学生が、主に市内の事業所等で職場体験を行う。事前学習では、各校で市内企業等から講師を招き、マナー講座を実施する。事後学習の充実も図る。	学校教育課
1 (1)	iii ① ウ		森林環境学習「やまのこ」事業	次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、森林環境学習施設およびその周辺森林で体験型の学習を実施する。	森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力をはぐくむため、学校教育の一環として、市町内および周辺市町小学4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する。 また、小学4年生以外の様々な世代を対象にした森林環境学習を実施し、森林づくりの重要性の理解を深めるとともに、森林づくりを支える人づくりを推進する。 受け入れ計画(小学4年生のみ) 14校 325人	学校教育の一環として体験型の森林環境学習を実施し、森林や林業への関心を高め、次代の森林を支える担い手の育成を図った。 ■森林公園くつきの森において、小学4年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」事業を実施。 ・専任指導員2名配置、14校 328人受け入れ また、くつきの森主催イベント「やまのこ番外編」として、やまのこ事業で受け入れた児童の家族に呼びかけ実施。 ・24人受け入れ	(R6評価) 「やまのこ」事業においては、学校教育の一環として位置付けられており、指導員が各学校へ赴いての事前事後学習を実施することで、より一層森林や林業への関心を高め、理解や関心の向上に繋がっている。 また、森林というフィールドでの体験学習を通して、周囲の安全を確認しつつ、協力して物事を進める力を育む機会となっている。 (R7以降における具体的な改善取組) 高島市で暮らす子どもたちが、高島市の魅力を深く認知し、森林環境学習を通じて若年世代の森林、林業や地元地域への関心を高め、森林を支える人材の育成につなげる。 高島市特有の自然資源の特徴や恩恵等、生活との関わりを理解し守り引き継いでいくために、関係機関と連携しながら事業実施を展開して	昨年度に引き続きやまのこ専任指導員2名を雇用し、市内および市外小学4年生を対象とした森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を実施する。また、小学4年生以外の様々な世代を対象にした森林環境学習を実施し、森林づくりの重要性の理解を深めるとともに、森林づくりを支える人づくりを推進する。 受け入れ計画(小学4年生・新旭養護学校) 13校 282人	森林水産課
1 (1)	iii (1) エ		つながり響きあう教育推進事業	各中学校区に地域学校協働活動推進員を設置し、学校や子どもたちの課題に対し地域の方とともに学べる場を提供し、地域と学校とがあらゆる面でつながる教育を推進していく。	地域学校協働活動推進員を各中学校区に配置し、地域学校協働本部を立ち上げ、さらなる活動の充実を図る。	・学校のニーズや地域性などを活かし、それぞれの中学校区で特色ある取り組みを行い、地域と学校の連携体制づくりを促進した。(のべ約24,000人) ・全ての推進員が各学校運営協議会の委員として会議に参加し、地域学校協働活動について学校との連携を強めた。 市内各小中学校(19校)×各5回 ・地域学校協働活動推進員の会議を実施し、更なる体制整備に向けて情報交換等を行った。 年間6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)	(R6評価) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、学校や地域で行う事業が制約なく開催されるようになったことにより、学校と地域での連携が増加してきている。このことを好機とし、「学校を核としたまちづくり」に向けた関係づくりが進展した。 (R7以降における具体的な改善取組) R7年度から推進員を1名増員したことにより、各地域においてさらなる活動が展開できるよう、今後の組織体制や推進員体制等について検討を進めていく。	・各地域や学校において取り組みを実施(随時) ・各学校で開催する学校運営協議会へ各推進員が参加する(市内各小中学校19校×各5回) ・地域学校協働活動推進員の会議の実施(年6回)	社会教育課
1 (1)	iii ② ア		人権教育研究大会の開催	人権問題の解決をめざし人権教育の研究ならびに推進を図ることを目的に実施する。	7月28日(日)第55回高島市人権教育研究大会を行った。	第55回高島市人権教育研究大会を開催した。	(R6評価) 第55回高島市人権教育研究大会を開催し、分科会では様々な実践の発表と交流から、全体会では澤井未綴氏の講話から人権教育の研究ならびに推進を図ることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 7月27日(日)第55回高島市人権教育研究大会を開催予定。学校・園・企業・地域で推進してきた人権教育の取組の交流を通して、人権尊重の取組のさらなる推進を図る。 また、11月15日、16日に第69回滋賀人権教育研究大会(高島大会)が開催される。	7月27日(日)第56回高島市人権教育研究大会を開催予定である。 11月15日、16日に第69回滋賀人権教育研究大会(高島大会)が開催される。	学校教育課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1. 基本方策(1)人権教育・人権啓発(Ⅳ 人権啓発)									
1 (1)	Ⅳ ① ア		人権啓発活動推進事業	市民の人権意識の高揚を図るため人権講演会や街頭啓発活動を行う。市の広報紙やホームページを活用する等、多様な手段を用いて啓発活動を行う。	・「高島市人権のつどい」開催 講演会形式から形式をYouTube人権講演会変更して開催。 ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談等 ・街頭啓発(人権擁護委員の日、人権週間) 市内量販店において人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施	・『YouTube人権講演会』開催 12月2日～12月27日 再生回数 339回 「より良い人間関係のために ～気づかないうちに相手の心を傷つけていることはないですか?～」 講師 鎌田 敏 氏 ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談 ・街頭啓発(人権擁護委員の日、同和問題啓発強調月間、人権週間) 人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施 ・各種人権啓発ポスターの掲示 ・防災行政無線による人権相談日等の放送 ・人権週間・人権なんでも相談所開設のお知らせ	(R6評価) YouTubeによる動画配信をすることにより企業人権担当者からも予定が合わせやすく、参加する人数が多くなり、人権啓発に繋がっているという感想を頂いている。 (R7以降における具体的な改善取組) ハラスメントやジェンダーギャップなど社会問題を取り上げ、正しい知識をもって人権侵害につながらないよう、さらに啓発を行う必要がある。	・『YouTube人権講演会』開催予定。予算額242,000円。	人権施策課
1 (1)	Ⅳ ① イ		人権擁護委員活動事業	地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないよう見守り、人権侵害事案が発生した場合、相談相手になり、適切な処置を講ずる。	人権擁護委員活動 ・特設人権なんでも相談所の開設 12回 ・SOSミニレターの配布・回収・対応 (市内全小・中学生に配布) ・人権の花運動(新旭北小学校、新旭南小学校) ・全国中学生人権作文コンテスト用紙の配布(市内中学校に配布) ・街頭啓発(人権擁護委員の日等)市内量販店2店舗 人権擁護委員、市職員により実施 ・人権教室(要望を受けて実施)	人権擁護委員活動 ・特設人権なんでも相談所の開設(12回) ・人権の花運動(新旭北小学校、新旭南小学校) ・全国中学生人権作文コンテスト用紙の配布 ・街頭啓発(6月、12月開催、人権擁護委員の日、人権週間) 市内量販店2店舗 人権擁護委員により実施 ・施設訪問研修(やまゆりの里) ・県外研修(大阪高等裁判所、こども本の森中の島見学) ・人権教室の実施(25回小中学校) ・スマホ・ケータイ安全教室(2校) ・SOSミニレターの配布(市内全小・中学生に配布)	(R6評価) 人権なんでも相談所や学校へ出向いての啓発に取り組んだ。やまゆりの里に施設の研修に行ったり、県外で、大阪高等裁判所、こども本の森中の島の見学を実施され、人権擁護委員としての知識を高められた。 (R7以降における具体的な改善取組) 市内の施設見学および県外の研修については、今年度も継続していく。	県外研修の費用として、負担金126,000円 市内研修先として、やまゆりの里、県外研修先として水平社博物館の見学を予定している。	人権施策課
1 (1)	Ⅳ ② ア		企業内公正採用・人権啓発推進事業	企業内における同和問題をはじめとした各種人権啓発を推進し、差別のない明るい職場をつくるため、JR各駅での街頭啓発、市内事業所の訪問指導、資材提供、研修会等を行う。	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月頃予定) ・市内企業訪問 102社 ・人権啓発担当者研修会 (1月頃予定) ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月) 街頭啓発 市内JR5駅 令和5年度予算 530千円	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月29日開催) ・市内企業訪問 103社 ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月1日～7月31日) ・高島市人権問題企業研修会(8月26日開催) ・人権啓発担当者研修会 13人(2月19日開催)	(R6評価) R6より、新たに高島市主催の人権問題企業研修会を開催した。法定雇用率が段階的に上がっている「障がい者雇用」について、学んでいただく機会を提供できた。 (R7以降における具体的な改善取組) 人権に対する取組に積極的でない事業所へのアプローチの仕方を工夫する。	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月開催) ・市内企業訪問 103社程度 ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月) ・人権啓発担当者研修会(市主催) (8月開催) ・人権啓発担当者研修会(県主催) (1月開催) 令和7年度予算 297千円	商工振興課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1.基本方策(2)救済									
1 (2)	① ア		市民総合相談	市民からの相談に対して、市役所の相談窓口として受け、問題の解決に向けて、関係機関、関係部局と連携し対応を行う。	総合相談窓口として、市民相談業務(総合相談、情報公開など)を実施する。	総合相談、総合相談窓口として相談全般について対応した。	(R6評価) ・相談内容については関係部局と連携して対応を行う必要がある。 (R7降における具体的な改善取組) ・特になし	特になし	市民課
1 (2)	① イ		生活保護事業	生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、世帯ごとに異なる課題に応じた必要な支援を行い、自立を助長する。	生活保護法に基づく各種扶助を行うとともに、債務整理等の経済的な課題解決支援や就労の開始、継続などの就労支援、介護保険制度や障害者自立支援制度などの関係施策を活用した日常生活自立支援などの支援を行う。 また、就労支援に関して、市内社会福祉法人への委託により、個別世帯毎の就労支援を行うとともに、個々の事情に応じて柔軟な雇用条件で受け入れ可能な企業の開拓を行うために、生活困窮者自立相談支援事業と連携した支援を継続して行う。 さらに、就労支援の前段階(引きこもり、長年の孤立等)にある被保護者宅を訪問し、社会的自立支援段階から支援できるよう就労準備支援事業の取り組みを強化する。 ・被保護者就労支援事業委託料 (市内社会福祉法人へ委託) 4,600千円 ・被保護者就労準備支援事業委託料 (市内社会福祉法人へ委託) 4,500千円	1. 生活保護に関する相談および申請実績(R6実績) 新規相談件数 87件(146件) 保護申請件数 35件(55件) 保護開始件数 30件(43件) 保護廃止件数 36件(43件) 2. 被保護者への就労支援実績 就労支援事業対象者数 18人(15人) 内 就労継続 5人(3人) 内 就労・増収者数 2人(1人) 就労準備支援事業利用者数 10人(10人) ※被保護者就労支援事業委託料 (市内社会福祉法人へ委託) 4,600,000 円 ※被保護者就労準備支援事業委託料 (市内社会福祉法人へ委託) 4,500,000 円	(R6評価) ・生活保護の相談以前に、社会福祉協議会が行っている貸付制度や生活困窮者自立相談支援機関に相談が寄せられていることもあり、年々減少している一つの要因と思われる。 ・本人の収入や貯蓄の減少より、家族間(親族含め)での支援困難になったことを理由に相談に至ったケースが増加しており、家族間での扶養が難しくなっている。 ・稼働年齢層(15～64歳)の世帯における就労開始や就労収入の増加による廃止は1件であった。就労以前に生活リズムや環境の改善が必要な場合が見受けられる。 (R7以降における具体的な改善取組) ・保護を受給し時間が経ってからの就労は本人のモチベーションを高めることも難しく、早い段階での就労支援が望まれる。本人の状態に応じた就労のタイミングについては、ケースワーカーでの判断は難しいこともあるため、ハローワークや働き・暮らし応援センターなどと関係機関連携の強化を図る。	【事業計画】 ・生活保護法に基づく各種扶助を行うとともに、債務整理等の経済的な課題解決や就労支援、介護保険制度や障害者自立支援法などを活用し、日常生活にかかる自立を支援する。 ・社会福祉法人へ就労支援事業を委託し、個別世帯(個人)の就労支援を協働して行う。 ・就労支援の前段階(ひきこもり、孤立など)にある被保護者宅を訪問し、日常生活や社会生活の自立を目指すことができるよう、就労準備支援事業を活用し支援する。 【予算措置】 ①被保護者就労支援事業委託料 (市内社会福祉法人へ委託) 1,150千円 ②被保護者就労準備支援事業委託料 (市内社会福祉法人へ委託) 1,125千円	社会福祉課
1 (2)	① ウ		生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた個別的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における支援体制の構築に努めます。 また、子どもの生活・学習支援や就労準備支援、家計改善支援、地域づくり支援等の業務を専門性を有する社会福祉法人等への委託により実施します。	【事業計画】 生活困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた個別的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における支援体制の構築に努めます。 また、子どもの生活・学習支援や就労準備支援、家計改善支援、地域づくり支援等の業務を専門性を有する社会福祉法人等への委託により実施します。 【予算措置】 ①生活困窮者自立促進関連事業 145千円 ②自立相談支援事業 13,100千円 ③就労準備支援事業 9,000千円 ④家計改善支援事業 4,700千円 ⑤子どもの生活・学習支援事業 4,400千円 ⑥住居確保給付金支給事業 696千円 ⑦生活困窮者等のための地域づくり事業 1,500千円	①生活困窮者自立促進関連事業 130,180円 【自立相談支援機関運営委員会 2回 委員18人】 ②自立相談支援事業 13,100,000円 【自立相談支援機関 2か所、相談件数 81件、就労支援件数 35件】 ③就労準備支援事業 9,000,000円 【就労準備支援ホップ 1か所、利用者数70人】 ④家計改善支援事業 4,700,000円 【家計改善支援プラン作成数 33件】 ⑤子どもの生活・学習支援事業 4,400,000円 【実施場所(フリースペース) 6か所、利用者数13人、実施総数 362回】 ⑥住居確保給付金 78,600円 【離職者等への家賃相当額の給付 利用者数1人(3ヵ月)】 ⑦支援のための地域づくり事業 1,500,000円 【みんなの福祉フォーラム 1回(182人)、しゃべり場 2回(32人)】	(R6評価) ・自立相談支援機関による就労支援や家計改善支援、一般就労に向けた就労準備支援、困窮世帯の子どもに対する生活・学習支援、地域づくり支援など包括的かつ継続的な個別支援を通じた生活困窮者支援を行った。 また、新たに地域の身近な居場所活動等をされている方と共に「しゃべり場」を開催するとともに、様々なエピソードを集約した「たかしま・つながり物語」を作成し、フォーラムで啓発する等の取組をすすめた。 (R7以降における具体的な改善取組) ・個々の支援事業については継続。その中で、様々な分野から相談がつながる「金銭管理がうまくできない」という生活課題に対して、専門機関向けの「家計改善支援に関する研修」を企画し、各分野の相談支援員の家計改善支援のスキルアップの取組みを行うとともに、これまでから蓄積してきた関係機関間の更なる連携促進を図る。	【事業計画】 生活困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた個別的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における支援体制の構築に努めます。 また、子どもの生活・学習支援や就労準備支援、家計改善支援、地域づくり支援等の業務を専門性を有する社会福祉法人等への委託により実施します。 【予算措置】 ①生活困窮者自立促進関連事業 164千円 ②自立相談支援事業 14,860千円 ③就労準備支援事業 9,100千円 ④家計改善支援事業 4,700千円 ⑤子どもの生活・学習支援事業 4,664千円 ⑥生活困窮者等のための地域づくり事業 1,500千円 ⑦住居確保給付金支給事業 486千円	社会福祉課 くらし連携支援室
1 (2)	① エ		地域共生社会推進事業	地域共生社会の実現に向けて、住民にとって身近な圏域を基盤とする包括的な相談支援体制を構築し、地域住民の主体的活動を支援する施策の検討や推進を行います。また、特に判断能力が不十分で財産管理や日常生活に支障のある方の権利擁護を図る取組を推進します。 くらし連携支援室に相談支援包括化推進員と相談支援員を配置し、権利擁護支援センターや社会福祉法人等との連携により、包括的な相談支援体制の構築を推進します。	【事業計画】 地域共生社会の実現に向けて、住民にとって身近な圏域を基盤とする包括的な相談支援体制を構築し、地域住民の主体的活動を支援する施策の検討および推進を行います。 また、特に判断能力が不十分で財産管理や日常生活等に支障のある方の権利擁護を図る取組を推進します。そのために、健康福祉部内に「くらし連携支援室」を設置して「相談支援包括化推進員および相談支援員」を中心に、連携体制や相談支援体制を構築します。 【予算措置】 ①地域福祉計画(第4次)の中間見直し 175千円 ②地域生活つむぎあいプロジェクト事業 4,332千円 ③参加支援事業 5,900千円 ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 5,200千円 ⑤多機関協働事業 6,200千円 ⑥権利擁護支援ネットワーク事業 257千円	①地域福祉計画(第4次)の中間見直し 102,240円 【計画策定委員会 2回、ワーキングチーム会議 2回】 ②地域生活つむぎあいプロジェクト事業 4,588,249円 【地域生活つむぎあい会議 2回】【地域別くらし連携会議 各地域 3回】 【支援会議 58回】【つむぎあいシート利用数 10件】【相談件数 71件】 ③参加支援事業(社会参加のためのつながり支援) 5,900,000円 【利用者数 11人】 ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(家庭訪問等による支援) 5,200,000円 【利用者数 9人】 ⑤権利擁護に関する多機関協働事業(権利擁護支援の連携促進) 6,200,000円 【権利擁護支援のための多機関協働に関する相談 52件】 ⑥権利擁護支援ネットワーク事業(中核機関の整備にむけた取り組み) 229,050円 【NW委員会 2回】【個別支援会議 3回】	(R6評価) ・「重層的支援体制整備事業」の取組み開始より3年。機関連携促進ツール「つむぎあいシート」や個別支援検討のための「支援会議」などの実績が継続して増加。仕組みの認知度が高まるとともに、つながらなかったニーズとのつながりが増えている。高齢、障がい、子ども、生活困窮の4分野を中心に、権利擁護支援やひきこもり支援、また医療や更生保護等の分野など、様々な分野横断の連携体制が強化された。また、新たに権利擁護支援にかかる支援方針等について。弁護士や司法書士といった法律関係者も交えて検討するための「権利擁護個別支援会議」の運用を開始した。 (R7以降における具体的な改善取組) ・包括的な支援体制整備の強化に向けた目的別のプラットフォームの運営や社会参加支援などの事業は継続。新たに、権利擁護支援に関する生活課題のうち、身寄りのない方への支援に関するガイドラインの作成や、包括的な支援体制整備の進捗状況について評価するための評価指標の検討などの取組を強化し、本市に適した包括的な支援体制の整備を推進する。	【事業計画】 地域共生社会の実現に向けて、住民にとって身近な圏域を基盤とする包括的な相談支援体制を構築し、地域住民の主体的活動を支援する施策の検討や推進を行います。また、特に判断能力が不十分で財産管理や日常生活に支障のある方の権利擁護を図る取組を推進します。 くらし連携支援室に相談支援包括化推進員と相談支援員を配置し、権利擁護支援センターや社会福祉法人等との連携により、包括的な相談支援体制の構築を推進します。 【予算措置】 ①地域福祉計画(第4次)の検証 59千円 ②地域生活つむぎあいプロジェクト事業 4,767千円 ③参加支援事業 5,900千円 ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 5,200千円 ⑤権利擁護支援中核機関における多機関協働事業 6,200千円 ⑥権利擁護支援ネットワーク事業 324千円	社会福祉課 くらし連携支援室

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課																																																																																
1 (2)	① オ		行政相談事業	道路、河川、登記、年金、健康保険、生活保護、雇用保険、労災保険、税金などの行政に関する苦情や相談を受け、助言や関係機関への)通知を行う。	地区別相談 9回/年 市内6地域巡回 行政相談委員主催 合同相談 3回/年 市内3会場 行政評価事務所 主催	地区別相談会(行政相談員3人で実施)9回開催 合同相談会(行政相談委員、市職員、司法書士、行政書士、県土木課、総務省滋賀行政監視行政相談センター)3回開催	(R6評価) 地区別相談会および合同相談会数は、適切であると考えている。 (R7以降における具体的な改善取組) 身近な行政に関する相談所として、今後も継続して開催する必要がある。	原則、毎月第3金曜日開催。6月、10月、2月は合同相談会、それ以外は地区別相談会。市の施設での開催のため開催予算はありません。	市民課																																																																																
1 (2)	① カ		人権相談事業	法務大臣から委嘱された人権擁護委員による相談	市内に14名おられる人権擁護委員により、毎月原則第2水曜日、本庁で(6月と12月は市内6地域で)特設人権なんでも相談所を開設した。また、相談会の開催について広報誌やホームページにより広く啓発する。	特設人権なんでも相談所を開設。市内開設延べ22回 (毎月原則第2水曜日に市役所新館にて、6月12月は市内6地域で開催。) (6月、12月に人権街頭啓発)	(R6評価) 人権擁護委員の各委員がそれぞれ自発的に研修会に参加し、人権擁護委員としての知識を高めて相談を受けられている。 (R7以降における具体的な改善取組) 昨年度に引き続き、今後も市民が気軽に相談できる身近な相談所として毎月開催する。	昨年度に引き続き、今後も市民が気軽に相談できる身近な相談所として毎月開催する。開催に係る予算は無し。	人権施策課																																																																																
1 (2)	② 1ア		総合相談・権利擁護事業 成年後見制度利用支援事業	高齢者とその家族等を対象とし、保健、医療、生活、介護、権利擁護などの相談を受け、必要に応じて関係機関との連携を図り適切なサービス利用や地域の支援が受けられるようケースの状況に応じた支援をおこなう。	(1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (3)スキルアップ事例検討研修会 (4)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (5)成年後見制度利用支援 成年後見制度利用促進計画に係る検討会議 予算措置 5,237千円	○総合相談支援および高齢者虐待通報件数 総合相談件数 8, 026件 内訳 基幹型(市)包括 4, 227件 あいりんつむぎ地域包括 1, 260件 高島・安曇川地域包括 2, 539件 高齢者虐待(疑) 29件 (1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け 1回(32人) ②介護保険関係者向け(初任者対象) 1回(36人) ③介護保険関係者向け(管理者対象) 1回(43人) (2)スキルアップ事例検討研修会 2回(延30人) (3)高齢者・障がい者虐待対応支援ネットとの連携 モニタリング会議 9回 コアメンバー会議 28回 (4)成年後見制度利用支援 ①市長申立て 3件 ②審判請求助成 0件 ③後見人等報酬助成 9件	(R6評価) 総合相談件数は増加し、高齢者を取り巻く家庭環境には複合多問題を併発しているケースも多くあり、その場合には庁内・関係機関との連携が必須となっている。委託型あいりんつむぎ地域包括支援センター(マキノ・今津地域担当)や高島・安曇川地域包括支援センター(高島・安曇川地域担当)とも連携し、相談に対してサービス、制度利用への橋渡し、複合的な支援については、介護保険サービス事業所、社会福祉課くらし連携支援室、社会福祉協議会、警察などと連携を強化しながら高齢者支援のスキルアップに努めた。 養介護施設従事者等については、介護保険基準省令改正のため各施設事業所に虐待防止の推進が義務づけられたことから、高齢者虐待防止の推進担当者会議を実施した。 (R7以降における具体的な改善取組) (1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の推進担当者会議 (3)スキルアップ事例検討研修会 (4)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (5)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (6)成年後見制度利用支援 成年後見人等報酬助成金交付 市長による成年後見制度の申し立て	(1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の推進担当者会議 (3)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (4)スキルアップ事例検討研修会 (5)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (6)成年後見制度利用支援 成年後見人等報酬助成金交付 市長による成年後見制度の申し立て 予算措置: 5,418千円	高齢者支援課																																																																																
1 (2)	② 2ア		障がい者相談支援事業	在宅の障がい者やその家族に相談や情報提供などの相談支援を行う。	委託先: 社会福祉法人 虹の会 (障がい者相談支援事業委託料 22,342千円) (相談支援機能強化員設置事業委託料 3,756千円) (発達障がい者支援チーム事業委託料 1,000千円)	委託先: 社会福祉法人 虹の会 高島市障がい者相談支援センター コンパス (R6.4～R7.3) 支援実人員 269人 延べ6,681回 <table><tr><th>支援内容</th><th>支援回数</th><th>前年度</th><th></th><th>人数</th></tr><tr><td>福祉サービスの利用等</td><td>2,892</td><td>3,030</td><td>知的</td><td>117</td></tr><tr><td>障害や症状の理解</td><td>1,853</td><td>1,967</td><td>身体</td><td>57</td></tr><tr><td>健康・医療</td><td>423</td><td>497</td><td>精神</td><td>96</td></tr><tr><td>不安解消・情緒安定</td><td>1,011</td><td>1,066</td><td>発達</td><td>40</td></tr><tr><td>保育・教育</td><td>17</td><td>16</td><td>高次脳機能障害</td><td>10</td></tr><tr><td>家族関係・人間関係</td><td>608</td><td>630</td><td>重度心身障害</td><td>5</td></tr><tr><td>家計・経済</td><td>626</td><td>364</td><td>その他</td><td>14</td></tr><tr><td>生活技術</td><td>144</td><td>252</td><td>合計</td><td>339</td></tr><tr><td>就労</td><td>138</td><td>178</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会参加・余暇活動</td><td>269</td><td>289</td><td></td><td></td></tr><tr><td>権利擁護・成年後見人</td><td>35</td><td>61</td><td></td><td></td></tr><tr><td>安否確認</td><td>11</td><td>40</td><td></td><td></td></tr><tr><td>恋愛・結婚</td><td>118</td><td>18</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>231</td><td>512</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>8,376</td><td>8,920</td><td></td><td></td></tr></table>	支援内容	支援回数	前年度		人数	福祉サービスの利用等	2,892	3,030	知的	117	障害や症状の理解	1,853	1,967	身体	57	健康・医療	423	497	精神	96	不安解消・情緒安定	1,011	1,066	発達	40	保育・教育	17	16	高次脳機能障害	10	家族関係・人間関係	608	630	重度心身障害	5	家計・経済	626	364	その他	14	生活技術	144	252	合計	339	就労	138	178			社会参加・余暇活動	269	289			権利擁護・成年後見人	35	61			安否確認	11	40			恋愛・結婚	118	18			その他	231	512			合計	8,376	8,920			(R6評価) 複合多問題ケースへの対応が増加しており、関係機関と連携しながら、専門的できめ細やかな支援に努めている。 (R7以降における具体的な改善取組) 専門的な支援が必要なケースが増加しており、障がい者総合支援の窓口として、支援スキルの向上を図りながら、より積極的な取り組みを進めていく。 また、関係機関へ指導や助言を行うことにより、人材育成や機能強化を推進する。	高島市障がい者相談支援センターコンパスが、障がい者や家族の様々な相談に一元的に対応し、情報提供や各種サービスの利用援助、調整等についてワンストップサービスを行い、障がい者の自立や社会参加の支援を図る。 委託先: 社会福祉法人 虹の会 (障がい者相談支援事業委託料 21,420千円) (相談支援機能強化員設置事業委託料 6,000千円) (発達障がい者支援チーム事業委託料 1,000千円)	障がい福祉課
支援内容	支援回数	前年度		人数																																																																																					
福祉サービスの利用等	2,892	3,030	知的	117																																																																																					
障害や症状の理解	1,853	1,967	身体	57																																																																																					
健康・医療	423	497	精神	96																																																																																					
不安解消・情緒安定	1,011	1,066	発達	40																																																																																					
保育・教育	17	16	高次脳機能障害	10																																																																																					
家族関係・人間関係	608	630	重度心身障害	5																																																																																					
家計・経済	626	364	その他	14																																																																																					
生活技術	144	252	合計	339																																																																																					
就労	138	178																																																																																							
社会参加・余暇活動	269	289																																																																																							
権利擁護・成年後見人	35	61																																																																																							
安否確認	11	40																																																																																							
恋愛・結婚	118	18																																																																																							
その他	231	512																																																																																							
合計	8,376	8,920																																																																																							

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1 (2)	② 2 イ		児童発達支援施設運営事業	心身の発達に課題を持つ未就学の児童とその家族に対して、療育やカウンセリング、心理発達相談の支援を行う。また、認定こども園等への保育巡回相談を行い、障がい児保育の充実に努める。	延利用児童数見込み (介護給付費請求対象児童数) 1,057 人 開所日数 243 日 予算措置 26,585 千円	延利用児童数(介護給付費請求対象児童数) 820 人 開所日数 245 日 ・療育指導員が1対1による集団および個別療育を行い、心理士による保護者のカウンセリングを行った。 ・心理発達相談や県から派遣されたPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)による相談を行った。 ・療育担当者が併行通園児の園訪問を実施した。 ・療育修了者については、園や健康推進課と一緒に引継ぎ会を行った。 決算額 15,906千円	(R6評価) ・療育指導員が言語聴覚士や臨床心理士など共に、お互いの専門性を活かしながら療育が行える組織体制を作った。 ・併行通園児に対して園訪問を行い、療育修了者に対して引継ぎ会を実施することで、関係機関と状況を共有し情報交換を行った。 (R7以降における具体的な改善取組) ・通所児(保護者)に対する理解を深め、適切な支援につなげるための専門性の向上のための研修やケース検討などを行い人材育成を行う。 ・園訪問や引継ぎ会などの機会を通じて、関係機関(園、健康推進課、他事業所など)との連携を深めていく。	1対1による療育や心理士による保護者のカウンセリングの継続。 また、小児科医師による医療相談、公認心理師による心理発達相談、OT(作業療法士)やST(言語聴覚士)によるリハビリ専門職による相談および支援を行う。 延利用児童数見込み (介護給付費請求対象児童数) 1,140 人 開所日数 242日 予算措置 19,563千円	児童発達支援センター
1 (2)	② 2 ウ	2 (2) ⑦ ア	障がい者福祉一般事業(再掲)	身体・知的障がい者の地域活動の推進や自立・社会参加に対する住民の理解促進を実施する。	障がい者相談員活動 221千円	障がい者相談員活動 活動日数(相談・研修など) 241日 (身体障がい者相談員6名、知的障がい者相談員3名)	(R6評価) 障害者相談員を設置し、障がい者の地域活動の推進や自立、社会参加に対する住民理解を促進した。 (R7以降における具体的な改善取組) 相談員のスキルアップのため、障害福祉制度など、相談支援に必要な知識を一層理解を深められるよう、研修会を実施していく。	障害者相談員活動・研修会の開催 221千円	障がい福祉課
1 (2)	② 3 ア		女性のための相談室	DVを含む女性のあらゆる悩みについて、働く女性の家においてフェミニストカウンセラーが相談に応じる。女性の抱える問題を個人の問題のみに原因を求めず、社会が女性に求めているあり方や役割と深く関係しているという視点から、相談者自身が本来持っている力を引き出し、自分らしい生き方ができるよう一緒に考えていく。	・女性のための相談室 R6 年36回 出張相談 3回	女性のための相談室 H27 年48回実施 115件 出張相談 6回 H28 年48回実施 99件 出張相談 5回 H29 年48回実施 91件 出張相談 4回 H30 年48回実施 70件 出張相談 4回 R1 年36回開催 64件 出張相談 2回 R2 年36回開催 47件 出張相談 2回 R3 年36回開催 41件 出張相談 2回 R4 年36回開催 45件 出張相談 2回 R5 年36回開催 37件 出張相談 4回 R6 年36回開催 47件 出張相談 3回	(R6評価) 心に悩みを抱える女性の悩み軽減のため継続しているが、件数が伸びない。 (R7以降における具体的な改善取組) チラシを作成し市関係機関から事業の対象(DV等)と見込まれる方にチラシを配布してもらう。	24回実施予定、699,600円	人権施策課
1 (2)	② 4 ア		子ども家庭相談事業	子ども家庭相談に対応するため、家庭相談員、家庭相談スーパーバイザーを配置し、継続的な訪問・相談、関係機関との連携、ケース検討会議の実施、子育て支援情報の提供等を行い、児童福祉の向上を図る。県大津・高島子ども家庭相談センター(児童相談所)と連携した面談や心理的・医学的な援助を通して、子どもやその家庭の問題解決への総合的な支援を行う。また保健師や子育て支援機関との連携を密にしながら、虐待を未然に防ぐための取組みを推進する。	家庭相談員 4人 家庭相談スーパーバイザー 1人 各種研修会参加 予算額 15,905千円	家庭相談員 3人 家庭相談スーパーバイザー 1人 各種研修会参加 児童相談実数 R1 R2 R3 R4 R5 R6 484件 455件 362件 590件 586件 538件	(R6評価) 複雑化することも家庭相談に対応するため、家庭相談員および家庭相談スーパーバイザー、児童福祉司任用資格を有した職員等を配置し、訪問や電話等による相談および関係機関とのケース検討を行った。 (R7以降における具体的な改善取組) 家庭相談員、家庭相談スーパーバイザーを配置し、個々のケースへの専門的かつ組織的な対応に努める。児童福祉法改正により義務付けられた、専門職配置に伴う計画的な研修の受講等、スキル向上を図りながら相談体制を強化する。	家庭相談員 3人 家庭相談スーパーバイザー 1人 各種研修会参加 予算額 16,310千円	こども家庭センター
1 (2)	② 4 イ	2 (4) ① コ	地域子育て支援センター事業・子育て親子つどいの広場事業(再掲)	就学前の児童と保護者が気軽に集い、語り合い、交流を図り、情報交換や育児相談等を行う場を提供して、地域における子育て支援の環境づくりと充実を図る。	子育て親子の気軽な相談窓口として事業を行う中で、地域からの孤立化を防ぎ、保護者などの気持ちの受け止めを通じ、子どもたちが健やかに成長できるための支援を行う。 予算措置:50,072千円	子育て親子つどいの広場実施団体数 6団体 地域子育て支援センター開設数 2か所	(R6評価) ・市内の児童館、静里なのはな園および私立認定こども園6か園に子育て親子つどいの広場を開設し、未就園児の親子が集える地域に密着した交流の場として利用されています。 (R7以降における具体的な改善取組) ・出生数の減少や低年齢児の保育園等の入園が増加していることから、市全域を見渡した子育て支援事業の実施についてニーズに合わせた検討を行う必要があります。	子育て親子の気軽な相談窓口として事業を行う中で、地域からの孤立化を防ぎ、保護者などの気持ちの受け止めを通じ、子どもたちが健やかに成長できるための支援を行う。 予算措置:57,048千円	子育て政策課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1 (2)	② 4 ウ		教育指導・相談事業	教育全般に関する市民等からの相談に応じるため、教育相談・課題対応室を設置し、相談員や臨床心理士を任用して、相談窓口の充実を図る。	参与1人、指導主事1人(兼任)、相談員3人、臨床心理士2人週3日の配置で、市民や学校・園等からの教育全般に関する相談に応じるとともに課題解決を図る。室の重点は、以下の3点である。 ・早期対応：室の認知度を高める啓発を工夫する。 ・相談体制の充実：学校等関係機関との連携を深め問題解決を図る。 ・課題の未然防止：広報紙を通じて、学校へ教育相談や子育てに関する情報を提供する。	・教育相談のべ件数 R4 451件 R5 684件 R6 677件 ・課題対応のべ件数 R4 752件 R5 966件 R6 941件 ・当室で受けた相談の「解決、改善率」は約70%	(R6評価) 全小中学校を訪問して巡回相談を行い、気になる児童生徒や課題のある家庭等についての相談や情報交換をきめ細かく行い、当室での相談やカウンセリングが必要だと思われる児童生徒や保護者に紹介した。課題対応では各校を訪問し、対応を重ねた。 (R7以降における具体的な改善取組) 当室で相談を受けている児童生徒については、本人や保護者の了解の上で、学校との情報共有を可能な限りきめ細かく行い、連携して課題解決に努めるようにする。今年も課題対応で各校を訪問し連携を深める。	令和7年度についても、参与1人、指導主事1人(兼任)、相談員3人、臨床心理士2人週3日の配置で、市民や学校・園等からの教育全般に関する相談に応じるとともに課題解決を図る。室の重点は、以下の3点とする。 ・早期対応：室の認知度を高める取り組みを工夫する。 ・相談体制の充実：学校等関係機関との連携を深め問題解決を図る。 ・課題の未然防止：広報紙を通じて、学校へ教育相談や子育てに関する情報を提供する。	学校教育課
1 (2)	② 4 エ	2 (4) ③ ア	高島市少年センター事業(再掲)	青少年の問題行動・非行や犯罪、犯罪被害の未然防止活動 ○補導活動 高島市少年補導(委)員会と連携して実施する。 ○有害環境浄化活動 ○無職少年対策 ○非行防止啓発活動	青少年の問題行動・非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動を、少年センター、少年補導(委)員会、高島警察署生活安全課、学校、事業所が連携して実施する。 ○少年センター・あすくのだより 年2回 ○市内統一補導活動 月2回 ○図書等販売店立入調査 月1回 ○重点活動の継続 ・センターパトロール ・重大事案発生時緊急パトロール ・安曇川・今津・新旭を重点地域とする統一街頭補導 ・少年補導委員の学校参観・情報共有 ○「青少年理解の浸透」と「居場所機能の充実」を図る ○支援少年との交流活動 初期段階の居場所機能、他者との関係を紡ぐ居場所機能を想定した活動を、少年補導委員会や地域協議会の構成機関等、多くの分野の協力を得て実施。 <令和6年度予算措置> 少年センター事業 7,322千円	○青少年の問題行動・非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動 ・啓発活動 少年センターだより 8、2月全戸配布) ・街頭補導、パトロール 249回 ※少年センター主催83回 各地区補導委員会活動166回 ・図書等販売店立入調査 25店舗 12回 ・少年センター相談活動 相談件数1,300件 昨年度より187件増 対象少年126人 昨年度より26名増 ○重点活動 ・センターパトロール、重大事案発生時の緊急パトロール ・安曇川・今津・新旭を重点地域とする統一街頭補導 ・少年補導委員の非行防止啓発活動(たかしまおでかけ隊) ※誘拐防止、サイバー犯罪被害防止、薬物乱用防止36回 ○支援少年との交流活動 初期段階の居場所機能、他者との関係を紡ぐ居場所機能を想定した活動を、少年補導委員会や地域協議会の構成機関等、多くの分野の協力を得て実施。	<R6評価> ○相談件数は1,300件。昨年度より187件増であり、この10年間で最も多い。 ○相談者別では、本人との相談が660件となり相談件数の半数を占めている。学校からの相談は223件で、昨年度より95件増加した。 ○相談内容は、昨年度は不登校相談が最も多かったが、学校・学業相談が431件で最も多くなった(昨年度より235件増)。 ○学識別相談では、相談件数、相談人数ともに中学生が最も多い。 ○早期に学校、関係機関とつながることができ、本人と出会うことができ、家庭訪問、来所によって個々に応じた活動ができた。 <R7以降における具体的な改善取組> ○子どもが被害者となる事例は全国的にも増えている。また、加害者として犯罪に巻き込まれるケースも増加しているため、未然防止を意識して取り組む。 ※情報モラル教室、薬物乱用防止教室等の充実 ※啓発活動の重視 ※関係機関と連携し、相談活動、非行防止活動、環境浄化活動を実施し、少年の非行防止と健全育成を図る。 ○SOSを出せない、物事の受け取りが敏感になっているなど、生きづらさを感じている子どもの低年齢化がみられる。子ども・若者の現状、課題について常に新しい知識が必要である。	<令和7年度事業計画> 青少年の問題行動・非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動を、少年センター、少年補導(委)員会、高島警察署生活安全課、学校が連携して実施する。また、保護司会、更生保護女性会との連携に努める。 ○情報モラル教室、薬物乱用防止教室での啓発を中心に、関係機関と連決して未然防止活動を充実させる。 ○健全育成・未然防止活動を着実に実施する。 ・子ども・若者をめぐる状況を踏まえ、居場所機能や学び合い育ち合う関係性を大切にする。 ○重点活動の継続 ○「青少年理解の浸透」と「居場所機能の充実」を図る。 ○支援少年との交流活動 <令和7年度予算措置> 少年センター事業 8,525千円	子ども・若者支援センター“あすくの高島”
1 (2)	② 4 オ	2 (4) ③ イ	あすくの高島事業(再掲)	○青少年の立ち直り支援システム「あすく」事業(20歳未満) 問題行動・非行・犯罪に陥った、犯罪の被害にあった、あるいは不登校・引きこもり状態に置かれている青少年の立ち直りや社会参加に向けた支援活動を行う。 ・ネットワーク体制を活かし、専門性に支えられた支援、連携による支援を適時・適切に行う。 ・アウトリーチによる相談・支援を効果的に導入する。 ○研修会の実施、他機関の協議会・研修会への積極的な参加により、関係者の資質向上を図る <令和6年度予算措置> 「あすくの高島」事業 6,840千円	○困難を有する青少年とその家族の支援 青少年相談を踏まえて、必要なケースに支援活動を行う。 ・5つの支援プログラム「生活改善支援、自分探し支援、就学支援、就労支援、家庭支援」により、個に応じた支援を行う。 ・ネットワーク体制を活かし、専門性に支えられた支援、連携による支援を適時・適切に行う。 ・アウトリーチによる相談・支援を効果的に導入する。 ○研修会の実施、他機関の協議会・研修会への積極的な参加により、関係者の資質向上を図る <令和6年度予算措置> 「あすくの高島」事業 6,840千円	○支援少年 令和5年度から継続1人 令和6年度新規2人 計3人 昨年度より1名減 非行少年の減少から対象少年は年々減少している。 支援活動数 合計468回 昨年度より305回増 ○支援対象者 中学生2人 無職少年1人 ○支援活動について ・生活改善 142回 生活リズム改善、登校支援 ・自分探し 192回 工作、調理実習、創作活動、運動等、個々に応じた活動 ・就学 23回 通信制高校のレポート学習、不登校の学習支援等 ・就労 49回 就労相談や就労後の支援として様子確認 ・家庭 62回 保護者面談 親子ふれあい活動 ※早期に関りが持てるよう、登校支援、放課後に少年補導委員との活動を実施した。	<R6評価> ○少年補導委員主催の交流活動が実施できるなど、少年補導委員とのふれあい活動が充実した。 ○非行等、問題行動がある青少年が対象となるが、本人、家庭の状況から個別対応が必要と判断した場合はあすくで支援した。 ○中学校には学期に1回訪問し、情報共有できた。 <R7以降における具体的な改善取組> 不登校、引きこもりでの支援が増加している。また、教室を飛び出す、授業を妨害する等の問題行動も増加してきており、学校との連携、少年補導委員をはじめ、地域の大人との連携も意識していきたい ※あすく通所したくてもできない環境にいる子ども・若者も増えてきており、関係を築くための課題が多くある。 ※個別の支援のその先を見据え、新しい生活様式を取り入れながら、少人数での活動を計画的に企画する ※アウトリーチによる相談・支援を効果的に導入する。	<令和7年度事業計画> ○5つの支援プログラム「生活改善、自分探し、就学、就労、家庭」により、個に応じた支援を行う。 ・アウトリーチによる相談・支援を効果的に導し、地域にある施設を利用し支援を行う。 ・ネットワーク体制を活かし、専門性に支えられた支援、連携による支援を適時・適切に行う。 ○研修会の実施、他機関の協議会・研修会への積極的な参加により、関係者の資質向上を図る。 <令和7年度予算措置> 「あすくの高島」事業 7,588千円	子ども・若者支援センター“あすくの高島”
1 (2)	② 5 ア		消費生活指導事業	市民の消費生活における安全と安心を図るため消費生活相談員1人を配置して消費生活における相談業務や被害防止のための啓発活動を行う。	・消費生活相談および消費生活出前講座を行う。 ・小中学生を対象に子どものための消費者教育講座を行う。	消費生活相談316件、消費生活出前講座7件。子どものための消費者教育講座9校、624人。	(R6評価) 専属の消費生活相談員が配置されることにより消費生活における相談や被害防止に繋がっている。 (R7以降における具体的な改善取組) 消費生活における被害防止のため啓発活動を引き続き行う。	子どものための消費者教育講座予算400,000円	市民課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1 (2)	② 5 イ		心の健康に関する相談	心の悩みなどに関して、随時相談を受ける。 相談内容により、医療機関や関係機関につなぐ。 必要に応じて、訪問等を行い、安定した生活ができるよう支援する。	精神保健対策関連予算:260千円 心の健康に関する相談先についての啓発や、相談支援を継続し、早期対応に取り組む。 ゲートキーパー養成講座を実施し、相談支援につながるよう人材育成を行う。	精神保健に関する相談を随時受け、訪問指導99件、来所相談62件、電話相談273件、合計434件の本人・家族に対する支援を関係機関と連携しながら行った。 小中学生に対して、相談窓口一覧を掲載したクリアファイルを作成し、小学校6年生、中学校3年生に配布し、相談窓口の普及啓発を行った。 ゲートキーパー養成研修開催(参加人数) 保健医療福祉等支援者(31人) こども食堂ボランティア(5人) 民生児童委員協議会実施(25人) 県立高校の教員 保健所と共催(34人) 高島市理美容組合員(23人)	((R6評価)) 関係機関とともに、精神保健の相談対応にあたり、また、市民の心の健康づくりと啓発窓口の周知を図ることができた。 こころに不調を感じた人や悩みをもつ人に声をかけ傾聴し、早期に支援につながるように、地域で支える人材であるゲートキーパーを養成できた。 県立高校の教員を対象に保健所、こども家庭センター等関係機関と連携しゲートキーパー養成講座に取組み、関係機関のネットワーク構築につながった。 (R7以降における具体的な改善取組) 地域で支える人材であるゲートキーパーを養成を継続して行う。	精神保健対策関連予算措置:258千円 令和6年3月に策定した「高島いのちのサポートプラン」に基づき、啓発や相談支援体制を充実していく。学校関係や保健所、医療機関、訪問看護ステーション、地域の支援機関等係機関と連携を深め、相談支援を継続して行う。	健康推進課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1 (2)	② 5 ウ		こころの健康づくり事業	市民がこころの健康について理解を深め、ストレスに上手く対処していくために、こころの健康づくりに関する啓発を行う。 産後うつスクリーニングの実施により、ハイリスク者の把握と早期対応を行う。	広報紙等で、こころの健康づくりに関しての啓発を行う。 産婦健診(2週間健診、1か月健診)や新生児訪問等での産後うつスクリーニングの実施	こころの相談窓口の案内を9月と3月の広報誌に掲載し、広く市民に啓発した。 産後うつスクリーニング実績 産婦健診(2週間健診)196件うちハイリスク21件 産婦健診(1か月健診)190件うちハイリスク11件 新生児訪問206件うちハイリスク19件	(R6評価) ハイリスク産婦については医療機関と連携し、速やかに新生児訪問を行い、安心して子育てに取り組めるよう継続的に切れ目ない支援を行うことができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き産後うつスクリーニングを継続して行い、ハイリスク層にタイムリーに支援ができるようにする。また支援方法としてこども家庭センターとの連携や産後ケア事業の拡充をすすめ、産婦個人にあった支援が行えるよう検討していく。	産後うつスクリーニングの継続実施と必要時利用できる産後ケア事業(拡充)等により支援を充実して実施 産婦健診委託料(2週間健診、1か月健診各230名分) 2,300千円 産後ケア事業は、県内集合契約により、市外への里帰り出産等でも利用できるよう拡充して実施	健康推進課
1 (2)	② 5 エ		フードドライブによる食品ロスの削減	フードドライブの実施によって食品ロスや廃棄物発生量の削減を図ると同時に、それらの食品を必要とする人々への生活支援に有効活用する。	フードドライブの開催 3回/年 (予算措置：なし)	フードドライブの開催 4回/年	(R6評価) 消費されないまま廃棄処分となってしまう食品ロスの発生を抑えることで、一般廃棄物の排出量を削減することができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 他部局や社会福祉関係団体、フードバンク運営団体等との連携により、適切な食品の保管方法やより公平で効率的なフードドライブの仕組みを確立させる。	フードドライブへの協力 ・広報誌などによる食品提供の呼びかけ ・市役所および支所窓口などにおける寄付食品の受領 (予算措置：なし)	環境政策課
1 (2)	③ ア		人権相談・支援体制の連携	大津地方法務局、滋賀県人権施策推進課、人権関連団体等の人権関係相談機関との連携を図る。	相談・支援体制について、市内相談機関及び、大津地方法務局、滋賀県人権施策推進課、県内の人権関係相談機関等と連携を図る。	大津地方法務局や滋賀県人権施策推進課等、専門機関を紹介するなど様々な人権課題に対応するため、県内の人権関係機関との情報交換を行った。	(R6評価) 大会や人権関係の会議に出席するなかで、知識を深めた。 (R7以降における具体的な改善取組) 現在のところ、大きな問題も無く、連携していることから、引き続き関係機関との連携を深める。	研修会や人権の大会に参加し、知識を深めていく。予算措置無し。	人権施策課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1. 基本方策(3)行政側の推進体制									
1 (3)	① ア		人権施策推進審議会	「高島市人権の実現を目指す条例」第5条3項の規定により、毎年度、人権関連施策の実施状況ならびに新規・拡充事業について高島市人権施策推進審議会へ報告し、検証いただく。審議会での意見を今後の行政施策に反映していく。 市長の諮問に応じ、人権の実現を目指す地域社会づくりに関する事項について審議していただく。	基本方針に基づき、人権関連施策の実施状況並びに新規・拡充事業について、高島市人権施策推進協議会へ報告し審議いただくため審議会を開催する。 予算措置:委員報酬	令和6年度、各課より人権関連施策事業について報告いただいたが、高島市人権施策推進協議会が開催できなかった。	(R6評価) 審議会開催に至らなかったため、委員からの意見を直接聞けなかった。 (R7以降における具体的な改善取組) 各課より人権関連施策の実施状況等報告いただいている内容について、審議会へ報告し審議を求める必要があり審議会を開催する。	令和7年度 人権施策推進協議会を開催し、各課で取り組んでいる事業等について審議会委員の意見を求める。 予算措置:委員報酬	人権施策課
1 (3)	② ア		職場におけるセクハラ・パワハラに関する職員研修	セクハラ・パワハラに関する基本的な知識や具体的な事例を学ぶため、セクハラ・パワハラ等に関する職員研修を計画し実施する。	1. 事業計画 ・人権推進研修:主事級職員～参事級職員 2. 予算措置 (款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費(節)委託料(事業名)職員人材開発事業(予算額)1,617千円	▼研修名:ダイバーシティ研修 ▼事業者:㈱行政マネジメント研究所 ▼講師:東浩司氏 ▼日時:令和7年2月3日(月)※二部制 ① 9:00～12:00 ②13:00～16:00 ▼参加者:49名	(R6評価) 多様な働き方への理解、アンコンシャスバイアスへの気づき、心理的安全性の高い職場づくりについて、職員の意識づけを図ることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 令和6年度の受講者アンケートを基に研修内容を改善し、関連する研修を継続して実施する。 また、アンケート等により定期的なフィードバックを行い、人権意識の向上に継続して取り組む。	1. 事業計画 ・服務順守研修として「アンコンシャスバイアス研修」を実施予定 2. 予算措置 (款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費(節)委託料(事業名)職員人材開発事業(予算額)1,540千円	人事課
1 (3)	② イ		救命講習の開催	基本的人権である「健康に生きる」ことが保障されるよう、身の回りで起こる突然の病気・けがに対応する応急手当の方法を学ぶ機会を提供する。	1. 事業計画 なし 2. 予算措置 なし	なし	(R6評価) 事業未実施。 (R7以降における具体的な改善取組) 令和8年度に再開に向け消防本部と調整する。	事業計画、予算措置ともになし	人事課
1 (3)	② ウ		職員人権研修事業	一人ひとりの職員が、市行政のあらゆる分野において、人権意識の高揚を図るための施策および人権の実現を目指す地域社会づくりに関する施策を実施するため、職員の人権研修の機会を確保する。	人権の実現をめざす地域社会づくりに関する施策を実施するため、各種機関・団体が主催する人権研修会・講座に参加する。	各種機関・団体が主催する人権研修の機会に職員等の参加を求めた。 ・『YouTube人権講演会』開催 12月2日～12月27日 再生回数 339回 「より良い人間関係のために ～気づかないうちに相手の心を傷つけていることはないですか?～」 講師 鎌田 敏 氏 アンケート回答6人 ・人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい 12月8日 20人 ・部落解放研究第31回滋賀県集会 2月15日 18人	(R6評価) YouTube配信については、事業所の研修に使いたいとの声もあったため、視聴回数が昨年度176回再生で有ったのが、339回再生と伸びた。 (R7以降における具体的な改善取組) YouTube配信をするにあたり、興味がわきそうな方を講師に選定し、啓発につなげたい。	YouTube配信をするにあたり、予算の範囲で興味がわきそうな方を講師に選定し、啓発につなげたい。242,000円	人権施策課
1 (3)	② ウ		職員人権研修事業	市職員を対象とする人権研修を開催する。各種機関団体が開催する人権研修の機会に職員の参加を促進する。	第68回滋賀県人権教育研究大会	第68回滋賀県人権教育研究大会 10/26(土)守山市民ホール 10/27(日)守山市民ホール	(R6評価) 県下市町から関係者が集い、現代の人権問題について知見を深めることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 職員の人権意識を高めるため、積極的に研修へ参加するよう働きかけていく。	・第69回滋賀県人権教育研究大会への参加 (職員の人権意識を高めるため、積極的に研修途へ参加するように働きかけていく。特に令和7年度は高島市が会場市となるので、より多くの方にご参加いただけるよう取り組んでいく。)	社会教育課
1 (3)	② エ		人権に関わる各委員の研修	日頃より地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、侵害された人がいた場合は相談相手となり適切な処置を講じるなど救済へつなげて頂くため、人権擁護委員、人権擁護推進員、人権結婚相談委員、人権教育推進協議会参加による人権研修会を開催する。	・人権擁護活動ブロック別合同研修 ・人権擁護委員第4地区部会研修 6回	・人権擁護委員第4地区部会研修 6回実施 ・施設訪問研修(やまゆりの里) ・県外研修(大阪高等裁判所、こども本の森中の島見学) ・2月2日(金)人権擁護活動ブロック別合同研修 人権教育推進協議会12人、人権擁護委員11人、人権擁護推進員19人参加	(R6評価) 人権に関わる委員に、研修を受けて頂き好評であった。 (R7以降における具体的な改善取組) 今年度も出来るだけ多くの委員に研修を受けて頂けるようにしたい。	今年度も出来るだけ多くの委員に研修を受けて頂けるようにしたい。	人権施策課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
1 (3)	③ ア	1 (2) ③ ア	人権相談・支援体制の連携(再掲)	大津地方法務局、滋賀県人権施策推進課、人権関連団体等の人権関係相談機関との連携を図る。	相談・支援体制について、市内相談機関及び、大津地方法務局、滋賀県人権施策推進課、県内の人権関係相談機関等と連携を図る。	大津地方法務局や滋賀県人権施策推進課等、専門機関を紹介する様々な人権課題に対応するため、県内の人権関係機関との情報交換を行った。	(R6評価) 大会や人権関係の会議に出席するなかで、知識を深めた。 (R7以降における具体的な改善取組) 前年同様に進めていく。	研修会や人権の大会に参加し、知識を深めていく。予算措置無し。	人権施策課
1 (3)	③ イ	2 (1) ③ ア	民生委員児童委員協議会運営事業(再掲)	地域住民の身近な相談相手として、また、住民と行政のパイプ役として住民の暮らしを支える民生委員児童委員の活動を支援する。	活動費を交付するとともに、連合会、単位民生委員児童委員協議会に補助金を交付して活動を支援する。 ・民生委員児童委員活動費 16,450千円 ・民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900千円	・民生委員児童委員活動費 (R6.4時点158人、R6.10時点159人) 15,897,550円 ・民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900,000円	(R6評価) ・それぞれの単位民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員協議会連合会で活動に取り組み、地域福祉の向上に努めた。 ・R4.12月に滋賀県の条例が改定され、市内の委員定数が170名となったことから、これまで以上に各委員が地域で活動しやすい環境を整えるため、単位民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員協議会連合会と連携し定数内委員活動地域の改編に取り組んだ。 (R7以降における具体的な改善取組) ・地域における人口減少、少子高齢化、福祉ニーズの多様化に伴い、民生委員の存在や役割について、社会的に重要性が増してきている一方、業務の負担増や担い手不足が課題となっている。委員の担い手確保対策や活動しやすい環境づくりを推進するため、「(仮)高島市民生委員・児童委員に関する懇談会」を開催し、市内の民生委員制度の見直しの検討を行う予定。	活動費を交付するとともに、連合会、単位民生委員児童委員協議会に補助金を交付して活動を支援する。また、「(仮)高島市民生委員・児童委員に関する懇談会」を開催し、市内の民生委員制度の見直しの検討を行う予定。 ・民生委員児童委員活動費 16,650千円 ・民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900千円 ・(仮)高島市民生委員・児童委員に関する懇談会 33千円	社会福祉課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2. 分野ごとの基本施策(1)高齢者									
2 (1)	① ア		老人クラブ活動助成事業	高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを促進するため、高島市老人クラブ連合会を中心に老人クラブ活動に補助する。	老人クラブ連合会の組織:本部1・支部5 老人クラブ会員:870人 単位老人クラブ:30クラブ 新しい老人クラブ創造推進員数:6人 老人クラブ連合会非加盟団体活動事業:10団体	老人クラブ連合会の組織:本部1・支部5 老人クラブ会員:565人 単位老人クラブ:22クラブ 新しい老人クラブ創造推進員数:6人 老人クラブ連合会非加盟団体活動事業:7団体	(R6評価) 老人クラブ連合会の会員数が年々減少傾向にあるため、老人クラブ活動の活動が維持できるように、連合会や支部等と協議を行いながら、補助金の見直しを行った。 (R7以降における具体的な改善取組) 新規加入促進に向け周知を行うとともに、老人クラブ連合会の特色を生かした魅力ある事業を検討する。	老人クラブ連合会の組織:本部1・支部5 老人クラブ会員:566人 単位老人クラブ:22クラブ 新しい老人クラブ創造推進員数:6人 老人クラブ連合会非加盟団体活動事業:10団体 予算措置:4,731千円	高齢者支援課
2 (1)	① イ		シルバー人材センター助成事業	高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援するため、シルバー人材センターの運営に補助する。	シルバー人材センター会員:499人 延べ就業人員:24,600人 受託事業:3,100件 受託事業費:129,000千円	シルバー人材センター会員:443人 延べ就業人員:21,545人 受託事業:2,594件 受託事業費:105,490,154円	(R6評価) 福祉・家事援助サービスの新規利用者増加が見られたが、会員数が減少傾向にあるため、会員の退会抑止・確保に努める必要がある。 (R7以降における具体的な改善取組) 市広報等を活用し、会員募集を行うなど事業の拡充に努める。	市広報等を活用し、会員募集を行うなど事業の拡充に努める。 予算措置: 13,580 千円	高齢者支援課
2 (1)	① ウ		長寿祝賀品贈呈事業	多年にわたり、地域社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、敬老祝金を支給する。	100歳到達者(30,000円):43人(男性5人、女性38人) 市内最高齢者(50,000円):2人(男女各1名)	100歳到達者(30,000円):49人(男性4人、女性45人) 市内最高齢者(50,000円):2人(男性1人、女性1人)	(R6評価) 敬老祝金を支給することにより、市民の敬老意識の高揚を図ることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 前年度同様、長寿を祝うため、対象者に対し敬老祝金を支給する。	事業計画 100歳到達者(30,000円):58名(男性5人、女性53人) 市内最高齢者(50,000円):(男性1人、女性1人) 予算措置: 1,787千円	高齢者支援課
2 (1)	① エ		福祉センター管理運営事業	高齢者の生きがいと健康の増進、教養の向上等を図るため、趣味や生きがいの場を提供するとともに、施設の維持管理を行う。	※R6の行政財産から普通財産に移行したため、予算措置なし。	※R6の行政財産から普通財産に移行したため、予算措置なし。	(R6以降における具体的な改善取組) 行政財産から普通財産に移行	※R6の行政財産から普通財産に移行したため、予算措置なし。	高齢者支援課
2 (1)	① エ		今津老人福祉センター管理運営事業	高齢者の生きがいと健康の増進、教養の向上等を図るため、趣味教室ならびに教養講座等を開催するとともに、施設の維持管理を行う。	開館日数 220日 利用見込者数 延べ8,300人	開館日数 246日 利用者数 延べ8,638人	(R6評価) 高齢者の生涯学習や生きがいづくりの場所を提供することにより、地域社会への参画の機会を提供することができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き高齢者の生涯学習や生きがいづくりの場所として施設の貸し出しを行う。	事業計画 引き続き高齢者の生涯学習や生きがいづくりの場所として施設の貸し出しを行う。 予算措置: 2701千円	高齢者支援課
2 (1)	① オ		介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業	高島市介護予防体操「高島あしたの体操」を活用し、地域での介護予防活動を支援するとともに、介護予防リーダー育成のための研修会を開催し、自主活動が継続できるよう支援する。	(1)出前講座 参加延人数 950人 (第9期介護保険事業計画) (2)高島市通いの場支援事業補助金交付団体数 15団体 介護予防に取り組む新たな「通いの場」の創設や現状の「通いの場」の継続支援を行う。 (3)「高島あしたの体操」実施団体 実施団体数: 75団体(第9期介護保険事業計画) (4)フレイル予防サポーター養成講座の開催(3年毎に年4回) 予算措置: 4,664千円	(1)出前講座の実施 73回 延1149人参加 (2)高島市通いの場支援事業補助金交付団体数 18団体 (3)地域型介護予防の推進 ①「高島あしたの体操」実施団体 75団体 ②「高島あしたの体操」実施団体へのフォローアップ 20団体	(R6評価) 地域のサロン等、通いの場を再開するきっかけとして出前講座やリハビリテーション専門職の派遣等の支援を行った。前年度よりも団体数や参加人数は増加し、コロナ禍前のH31年度実績に近づきつつある。地域住民が自主的に活動できるように、課として働きかけを今後行う必要がある。 (R7以降における具体的な改善取組) あしたの体操活動調査の結果や、出前講座の主となる住民の言葉からも、活動再開や継続について課題を持っておられる方は多い。課題の解消、自主的に活動することへの支援として、フレイル予防サポーター養成講座を開催する。	(1)出前講座 参加延人数 1,000人 (第9期介護保険事業計画) (2)高島市通いの場支援事業補助金交付団体数 20団体 介護予防に取り組む新たな「通いの場」の創設や現状の「通いの場」の継続支援を行う。 (3)「高島あしたの体操」実施団体 実施団体数: 77団体(第9期介護保険事業計画) (4)フレイル予防サポーター養成講座の開催(3年毎に年4回) 予算措置: 2,517千円	高齢者支援課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (1)	② ア		公共交通 対策事業	市民の日常生活を支える公共交通として重要な役割を担う路線バスについて、運行欠損額を補助することで、路線の維持を図る。またコミュニティバスの運賃との均衡を図るため、市内を運行する乗合バスについても運賃の一部を助成し、市民のバス利用の促進を図る。 JR湖西線利用促進の観点から、利便性向上と鉄道を活かした地域振興に資する事業に対し、補助を行う。	バス路線を維持するため、赤字額を負担するとともに、利用促進に努めることとする。 【予算措置】 ・バス運行対策費(路線バス維持補助) 35,859千円 ・バス・乗合タクシー運行補助 198,398千円 (コミュニティバス・乗合タクシー) ・利用促進補助(路線運賃負担軽減) 9,806千円 ・公共交通機関利用促進(乗継制度補助) 3,000千円 ・湖西線を活かした集客・交流事業補助 316千円	バス運行対策費(路線バス維持補助) 34,040,000円 バス・乗合タクシー運行補助 198,397,450円 (コミュニティバス・乗合タクシー) 利用促進補助(路線運賃負担軽減) 8,353,190円 公共交通機関利用促進(乗継助成) 2,175,470円 湖西線を活かした集客・交流事業補助 316,000円	(R6評価) 高島市内の公共交通(バス・乗合タクシー)は全ての路線において運行経費が運賃収入を上回る状態(＝赤字路線)であるが、児童生徒や高齢者、障がいのある方など、自家用車を運転できない方々の重要な移動手段であり、行政が費用負担して運行を維持する意義は大きい。 (R7以降における具体的な改善取組) 利便増進計画を推進するとともに、公共交通の再編について検討を行う。	バス運行対策費(路線バス維持補助) 35,089,000円 バス・乗合タクシー運行補助 200,843,000円 (コミュニティバス・乗合タクシー) 利用促進補助(路線運賃負担軽減) 12,500,000円 公共交通機関利用促進(乗継助成) 3,000,000円 湖西線を活かした集客・交流事業補助 166,000円	都市 政策 課
2 (1)	② イ		市営バス 運行事業	朽木地域の生活交通手段を確保するため、市営バスを運行する。	同上 【予算措置】 67,954千円	5路線(横谷・木地山線、針畑線、上村能家線、今津西線、宮前坊線) 61,622,013円	同上	同上 【予算措置】 72,156千円	都市 政策 課
2 (1)	② ウ		高齢者小 規模住宅 改造費助 成事業	日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動等を容易にし、自立した生活をするための住宅改造に助成する。	高齢者小規模住宅改造助成件数 5件	助成件数 7件	(R6評価) 高齢者が在宅で生活できるよう住環境を整備することにより、寝たきりの予防および生活の利便性の向上ならびに介護家族の介護支援の軽減を図ることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 特になし。	高齢者小規模住宅改造助成件数 5件	介護 保険 課
2 (1)	③ ア		民生委員 児童委員 協議会運 営事業	地域住民の身近な相談相手として、また、住民と行政のパイプ役として住民の暮らしを支える民生委員児童委員の活動を支援する。	活動費を交付するとともに、連合会、単位民生委員児童委員協議会に補助金を交付して活動を支援する。 ・民生委員児童委員活動費 16,450千円 ・民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900千円	・民生委員児童委員活動費(158人) 15,847,400円 ・民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900,000円	(R6評価) ・それぞれの単位民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員協議会連合会で活動に取り組み、地域福祉の向上に努めた。 (R7以降における具体的な改善取組) ・R4.12月に滋賀県の条例が改定され、市内の委員定数が170名となったことから、これまで以上に各委員が地域で活動しやすい環境を整えるため、単位民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員協議会連合会と連携し定数内委員活動地域の改編に取り組む。	活動費を交付するとともに、連合会、単位民生委員児童委員協議会に補助金を交付して活動を支援する。 ・民生委員児童委員活動費 16,450千円 ・民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900千円	社会 福祉 課
2 (1)	③ イ		高齢者等 除雪支援 事業	自宅の屋根雪下ろしや敷地内の雪かきを自力で行うことが困難な高齢者世帯等が、業者等に除雪を委託した場合に要した費用の一部を助成する。	雪下ろし 14件(上限66,000円/年) 雪かき 100件(上限10,000円/年)	雪下ろし 6件 雪かき 1件	(R6評価) 雪下ろしまたは雪かきをしなければ居住する家屋が損壊し、生命の安全が確保できないと認められる一人暮らし高齢者等の世帯に対して、大雪時の雪下ろし支援金を給付することにより、雪害を防止と住民福祉の向上に努めた。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き自力で除雪が困難な低所得のひとり暮らし高齢者等に対する支援を行うことで、豪雪時における安全確保と不安の解消を図る。	雪下ろし 14件(上限66,000円/年) 雪かき 100件(上限10,000円/年) 予算措置:750 千円	高齢 者支 援課
2 (1)	③ ウ		災害時避難 行動要 支援者地 域たすけ あい制度	障がいのある人やひとり暮らしの高齢者等が災害時に地域の中で支援を受けられるよう、その支援体制を整備し、避難行動が迅速かつ円滑に行われるようにする。	・区・自治会長に対し、年1回、個人情報開示に係る本人同意を得られた要支援者の名簿を配布する。 ・民生委員児童委員に対し、年2回、見守り活動に活用いただけるよう要支援者名簿を配布する。 ・要支援者名簿管理システムの年間保守管理費 462千円	・区・自治会長に対し、年1回、個人情報開示に係る本人同意を得られた要支援者の名簿を配布した。 ・民生委員児童委員に対し、年2回、円滑に見守り活動ができるよう要支援者名簿を配布した。 ・要支援者名簿管理システムの年間保守管理費 462,000円	(R6評価) ・関係者に名簿を配布したことにより避難行動要支援者の避難支援に係る具体的な支援者および避難方法の検討につながったほか、日頃からの見守り活動の推進にもつながった。 (R7以降における具体的な改善取組) ・名簿に掲載されている内容の更新および制度の抜本的な見直し(対象者の検討等)	・区・自治会長に対し、年1回、個人情報開示に係る本人同意を得られた要支援者の名簿を配布する。 ・民生委員児童委員に対し、年2回、見守り活動に活用いただけるよう要支援者名簿を配布する。 ・要支援者名簿管理システムの年間保守管理費 462千円	社会 福祉 課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (1)	③ エ		家族介護教室 介護サービス相談員派遣事業 認知症サポーター等養成事業	高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者および介護家族への支援を行うとともに介護関係者の資質および介護サービスの質の向上を図る。 認知症の正しい理解を広めて地域づくりや認知症の方や家族を支える人材育成を行う。	(1)介護家族への支援 ①家族介護教室の開催 年4回 (元気な仲間委託事業) ②介護家族の会への支援 (2)介護サービスの資質向上への取り組み 介護サービス相談員派遣事業 11人 ・受け入れ事業所への訪問活動再開に向けたアンケートの実施。 (3)認知症啓発に向けた取り組み ・認知症サポーター養成講座の開催 目標: 令和6年度開催回数 15回 400人養成 (第9期介護保険事業計画) (4)認知症の方や家族を支援する体制づくり チームオレンジ設置 予算措置 1,992千円	(1)介護家族への支援 ①家族介護教室の開催 年4回 57人参加 (元気な仲間委託事業) ②介護家族の会への支援 活動支援 (2)介護サービスの資質向上への取り組み 介護サービス相談員派遣事業 11人 39事業所訪問 延べ463人 ・受け入れ事業所への訪問活動再開に向けたアンケートの実施。 (3)認知症啓発に向けた取り組み ・認知症サポーター養成講座 16回 参加人数278人 (4)認知症の方や家族を支援する体制づくり ・チームオレンジ 5団体	(R6評価) ・今回看取りを含めた、様々な生活の場所についての講話を取り入れた。他にはない内容で好評であった。また、介護家族の会と連携して実施したことで、介護家族の会の周知にもつながった。 ・認知症についての正しい知識を伝えることと併せて、認知症の相談窓口の周知を行っている。 ・チームオレンジの設置を行い、認知症の方や家族の支援を充実することができた。 (R6以降における具体的な改善取組) 1. 介護家族への支援 ・家族介護教室の開催(計4回) ・介護家族の会・ケアメンカフェへの支援 2. 介護サービスの資質向上への取り組み ・介護サービス相談員の訪問活動と意見交換会の継続 3. 認知症啓発に向けた取り組み ・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症相談窓口の周知 4. 認知症の方や家族を支援する体制づくり ①認知症支援ネットワーク会議(年1回) ②認知症の方の一人歩き(徘徊)に関する支援 ③徘徊探索システム(GPS)の利用助成 ④若年性認知症支援の取り組み ⑤認知症カフェの推進 ⑥生活支援コーディネーター、在宅医療連携コーディネーターとの連携 ⑦チームオレンジの設置	(1)介護家族への支援 ①家族介護教室の開催 年4回(委託事業) ②介護家族の会への支援 (2)介護サービスの資質向上への取り組み 介護サービス相談員派遣事業 10人 ・受け入れ事業所への訪問活動のアンケートの実施。 (3)認知症啓発に向けた取り組み ・認知症サポーター養成講座の開催 開催回数 15回 400人養成 (第9期介護保険事業計画) (4)認知症の方や家族を支援する体制づくり チームオレンジ交流会 予算措置 2,338千円	高齢者支援課
2 (1)	④ ア		介護認定・保険給付事業	高齢者が心身ともに健康で社会的な役割をもって、住みなれた地域において安心して暮らせるように、介護保険事業制度における介護認定事業および介護サービスにかかる保険給付を行う。	・認定申請件数 3,000件 ・介護認定審査会開催 96回 ・居宅介護利用 延38,508人 ・施設介護利用 延6,408人 ・地域密着型介護利用 延7,200人 ・介護住宅改修 132件 ・福祉用具購入 216件 ・居宅予防利用 延9,756人 ・地域密着型予防利用 延288人 ・予防住宅改修 96件 ・介護予防福祉用具購入 132件	・認定申請件数 2,885件 ・介護認定審査会開催 96回 ・居宅介護利用 延39,395人 ・施設介護利用 延6,560人 ・地域密着型介護利用 延7,248人 ・介護住宅改修 127件 ・福祉用具購入 199件 ・居宅予防利用 延9,379人 ・地域密着型予防利用 延292人 ・予防住宅改修 100件 ・介護予防福祉用具購入 83件	(R6評価) 高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らすことができるよう、地域の抱える課題などを掌握するための調査、在宅生活を送る要介護認定者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方などを検討するための調査を実施した。 (R7以降における具体的な改善取組) 令和5年度の調査結果を踏まえつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる環境を実現するための指針となる事業計画を策定します。	・認定申請件数 3,000件 ・介護認定審査会開催 96回 ・居宅介護利用 延38,784人 ・施設介護利用 延6,432人 ・地域密着型介護利用 延7,212人 ・介護住宅改修 132件 ・福祉用具購入 228件 ・居宅予防利用 延10,056人 ・地域密着型予防利用 延300人 ・予防住宅改修 96件 ・介護予防福祉用具購入 144件	介護保険課
2 (1)	④ イ		介護保険低所得利用者対策事業	低所得者で生計が困難な者の介護サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人が、その社会的な役割に鑑み利用者負担の軽減を行った事業に対して支援する。	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置 事業実施社会福祉法人数 8法人 軽減措置利用者数 180人	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置 事業実施社会福祉法人数 8法人 軽減措置利用者数 140人	(R6評価) 低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人が、その社会的な役割に鑑み利用者負担の軽減を行った事業に対して支援した。 (R7以降における具体的な改善取組) 特になし。	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置 事業実施社会福祉法人数 8法人 軽減措置利用者数 180人	介護保険課
2 (1)	④ ウ		在宅介護用品助成事業	紙おむつ等の介護用品を使用している者の経済的負担の軽減を図るため、介護用品の購入に要する費用に助成を行う。	①介護用品助成券交付者数(3,000円／月) 980人 ②介護用品助成券交付者数(5,000円／月) 190人	①介護用品助成券交付者数(3,000円／月) 998人 ②介護用品助成券交付者数(5,000円／月) 135人	(R6評価) 介護用品助成券を交付することにより、その世帯の身体的、精神的および経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続と福祉の向上を図ることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 必要な方に適切に支援が届くよう、広報等により周知を行うとともに、介護用品助成券を交付し、要介護高齢者とその世帯の身体的、精神的および経済的負担の軽減を図る。	①事業計画 介護用品助成券交付者数(3,000円／月) 1,260人 予算措置: 30,300 千円 ②事業計画 介護用品助成券交付者数(5,000円／月) 160人 予算措置: 6,220 千円	高齢者支援課
2 (1)	④ エ		老人保護措置事業	居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームにおいて入所措置する。	養護老人ホーム措置見込者数29人 (藤波園:25人 市外施設:4人) 予算措置 70,562千円	令和7年3月31日現在養護老人ホーム措置者数 24人 (藤波園:19人 市外施設5人)	(R6評価) 生活環境上の理由や経済的な理由により、在宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置することにより、安定した生活を提供することができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 支援が必要な高齢者について入所判定会議で協議、検討し、措置が必要であると判断された高齢者に対し養護老人ホームへの措置を実施する。	養護老人ホーム措置見込者数27人 (藤波園:20人 市外施設:5人 新規:2人) 予算措置: 59,871千円	高齢者支援課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (1)	④ オ		訪問看護事業	病気や障がいのある方が住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう、主治医や関係機関との連携のもと、療養生活の支援と心身機能の維持回復を図るため、訪問看護サービスを提供する。	R6年度計画 訪問看護年間延数 8900件/年	訪問看護実利用者数 月平均 149人 延 8,821件/年	(R6評価) 小児から高齢者まで在宅で療養されている方に多職種と連携のもと看護を提供することで利用者様の安心につなげることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 小児から高齢、障がいの方等多様なニーズ、24時間365日いつでも安全、安心な看護が提供できるように、人材育成や看護の質の向上に努める。虐待防止対策委員会を設け、定期的研修、会議等を行い虐待防止、適切な理解や対応を行っていく。	・虐待防止委員会(1回/月) ・虐待防止研修会(4回/年) ・人権推進、倫理委員会(2回/年)	訪問看護ステーション
2 (1)	④ カ		福祉医療費助成事業	保健水準の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児や社会的・経済的に弱い立場にある障害者や老人等に医療費の助成を行う。	65～74歳で本人、配偶者および扶養義務者が住民税非課税となる低所得老人に対し、医療費自己負担分の一部を助成する。 【予算措置】 65～74歳老人 1,400 人分 37,000 千円	65～74歳老人 1,128 人 27,488 千円 (人数は、R7.3末現在)	(R6評価) 社会的、経済的に弱い立場にある低所得老人の医療費自己負担分の一部を助成することで、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 今後、社会情勢や国・県の動向を注視しつつ、県内市町とともに持続可能な制度のあり方について検討します。	65～74歳で本人、配偶者および扶養義務者が住民税非課税となる低所得老人に対し、医療費自己負担分の一部を助成する。 【予算措置】 1,400 人分 31,100 千円	保険年金課
2 (1)	⑤ ア	1 (2) ② 1 ア	総合相談・権利擁護事業(再掲) 成年後見制度利用支援事業	高齢者とその家族等を対象とし、保健、医療、生活、介護、権利擁護などの相談を受け、必要に応じて関係機関との連携を図り適切なサービス利用や地域の支援が受けられるようケースの状況に応じた支援をおこなう。	(1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の推進担当者会議 (3)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (4)スキルアップ事例検討研修会 (5)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (6)成年後見制度利用支援 成年後見人等報酬助成金交付 市長による成年後見制度の申し立て 予算措置: 5,977千円	○総合相談支援および高齢者虐待通報件数 総合相談件数 8, 026件 内訳 基幹型(市)包括 4, 227件 あいりんつむぎ地域包括 1, 260件 高島・安曇川地域包括 2, 539件 高齢者虐待(疑) 29件 (1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け 1回(32人) ②介護保険関係者向け(初任者対象) 1回(36人) ③介護保険関係者向け(管理者対象) 1回(43人) (2)スキルアップ事例検討研修会 2回(延30人) (3)高齢者・障がい者虐待対応支援ネットとの連携 モニタリング会議 9回 コアメンバー会議 28回 (4)成年後見制度利用支援 ①市長申立て 3件 ②審判請求助成 0件 ③後見人等報酬助成 9件	(R6評価) 総合相談件数は増加し、高齢者を取り巻く家庭環境には複合多問題を併発しているケースも多くあり、その場合には庁内・関係機関との連携が必須となっている。委託型あいりんつむぎ地域包括支援センター(マキノ・今津地域担当)や高島・安曇川地域包括支援センター(高島・安曇川地域担当)とも連携し、相談に対してサービス、制度利用への橋渡し、複合的な支援については、介護保険サービス事業所、社会福祉課くらし連携支援室、社会福祉協議会、警察などと連携を強化しながら高齢者支援のスキルアップに努めた。 養介護施設従事者等については、介護保険基準省令改正のため各施設事業所に虐待防止の推進が義務づけられたことから、高齢者虐待防止の推進担当者会議を実施した。 (R7以降における具体的な改善取組) (1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の推進担当者会議 (3)スキルアップ事例検討研修会 (4)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (5)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (6)成年後見制度利用支援 成年後見人等報酬助成金交付 市長による成年後見制度の申し立て	(1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の推進担当者会議 (3)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (4)スキルアップ事例検討研修会 (5)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (6)成年後見制度利用支援 成年後見人等報酬助成金交付 市長による成年後見制度の申し立て 予算措置: 5,418千円	高齢者支援課
2 (1)	⑤ イ		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 在宅医療・介護連携推進事業 地域ケア会議推進事業	市民、介護支援専門員、サービス提供事業所等から寄せられる介護、保健、権利擁護等の総合相談に応じるとともに、保健・医療・福祉関係機関との連携支援に努め、高齢者等の人権や尊厳のある自立した暮らしを守る。	○地域包括支援センター運営協議会(年2回) ○地域ケア会議 ①地域ケア個別会議の開催(随時開催) ②多職種連携地域ケア会議の開催(年6回) ○在宅医療・介護連携の推進(高島市医師会委託事業) 在宅医療連携コーディネーターの配置 1人 ①在宅療養講演会の開催(年1回) ②在宅医療出前講座(年5回) ○介護保険関係者等研修会 ①認知症支援に関する研修会(年1回) ②主任介護支援専門員研修(年1回) 予算措置 57, 375千円	(1)地域包括支援センター運営協議会(年2回) (2)地域ケア会議 ①地域ケア個別会議 (20回) ②自立支援サポート会議の開催(6回) (3)在宅医療・介護連携の推進 ①在宅療養講演会 (1回 126人) ②在宅医療出前講座 (16回 延べ284人) ③多職種連携セミナー (1回 61人) (4)介護保険関係者等研修会 ①認知症支援に関する研修会 (年1回13人) ②主任介護支援専門員研修 (年1回 18人)	(R6評価) ・自立支援サポート会議は、自立支援に焦点をあてた支援策を検討することで、ケアマネジャーの気づきを促し、高齢者本人の意識や行動の後押しへの支援につながった。引き続き多職種連携地域ケア会議において、高齢者の自立に向け多職種による検討を継続し、高齢者の生活の質の向上につなげる。 ・高齢者の意思決定支援について、マイウェイノートの活用について普及・啓発していく。 (R7以降における具体的な改善取組) ○地域包括支援センター運営協議会(年2回) ○地域ケア会議 ①地域ケア個別会議の開催(随時開催) ②自立支援サポート会議(年7回) ○在宅医療・介護連携の推進(高島市医師会委託事業) ①在宅療養講演会の開催(年1回) ②在宅医療出前講座(年10回程度) ③多職種連携セミナー(年1回) ○介護保険関係者等研修会 ①認知症支援に関する研修会(年1回) ②主任介護支援専門員研修(年1回)	○地域包括支援センター運営協議会(年2回) ○地域ケア会議 ①地域ケア個別会議の開催(随時開催) ②自立支援サポート会議の開催(年7回) ○在宅医療・介護連携の推進(高島市医師会委託事業) 在宅医療連携コーディネーターの配置 1人 ①在宅療養講演会の開催(年1回) ②在宅医療出前講座(年10回) ○介護保険関係者等研修会 ①認知症支援に関する研修会(年1回) ②主任介護支援専門員研修(年1回) 予算措置:58, 011千円	高齢者支援課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (1)	⑥ ア		生活支援体制整備事業	高齢者の生活ニーズを把握し、既存の介護保険サービスだけでなく、地域住民が主体となった生活支援サービスの充実・創設につながるよう、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する。	(1)第1層生活支援体制整備協議体会議 年2回 (2)第2層生活支援体制整備協議体会議(年2回)(6地域) (3)生活支援コーディネーターの配置(業務委託) ①第1層 1人 (NPO法人コミュニティねっとわーく高島) 高島お役立ち情報の発行 2,000部 ②第2層 6人 (高島市社会福祉協議会) 地域カルテの作成 地域の活動の場の再開支援 (4)生活支援ボランティア養成講座 (事業委託) 予算措置:24,433千円	(1)第1層生活支援体制整備協議体会議 (年2回 75人) (2)第2層生活支援体制整備協議体会議 (12回 1地域2回) (3)高島市生活支援ボランティア養成講座 (2回 21人)	(R6評価) 高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、地域の居間所づくりへの支援や活動団体への支援を行ってきた。高齢者の生活ニーズを把握し、地域課題を明らかにし、具体的な生活支援サービスや地域づくりに繋げていけるような検討を重ねていくことが重要。 (R7以降における具体的な改善取組) ・第1層生活支援体制整備協議体会議 年2回 たかしまお役立ち情報 冊子作成 ささえあい通信の発行回数増加 ・第2層生活支援体制整備協議体会議(年2回)(6地域) ・生活支援コーディネーター業務委託 (社会福祉協議会・コミュニティねっとわーく高島) ・生活支援ボランティア養成講座 (事業委託)	(1)第1層生活支援体制整備協議体会議 年2回 (2)第2層生活支援体制整備協議体会議(年2回)(6地域) (3)生活支援コーディネーターの配置(業務委託) ①第1層 1人 (NPO法人コミュニティねっとわーく高島) 高島お役立ち情報の発行 2,000部 ②第2層 6人 (高島市社会福祉協議会) 地域カルテの作成 地域の活動の場支援 (4)生活支援ボランティア養成講座 (事業委託) 予算措置:26,729千円	高齢者支援課
2 (1)	⑥ イ	1 (2) ② ー 1 ア	総合相談・権利擁護事業 成年後見制度利用支援事業(再掲)	高齢者とその家族等を対象とし、保健、医療、生活、介護、権利擁護などの相談を受け、必要に応じて関係機関との連携を図り適切なサービス利用や地域の支援が受けられるようケースの状況に応じた支援をおこなう。	(1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (3)スキルアップ事例検討研修会 (4)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (5)成年後見制度利用支援 成年後見制度利用促進計画に係る検討会議 予算措置 5,237千円	○総合相談支援および高齢者虐待通報件数 総合相談件数 8,026件 内訳 基幹型(市)包括 4,227件 あいりんつむぎ地域包括 1,260件 高島・安曇川地域包括 2,539件 高齢者虐待(疑) 29件 (1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け 1回(32人) ②介護保険関係者向け(初任者対象) 1回(36人) ③介護保険関係者向け(管理者対象) 1回(43人) (2)スキルアップ事例検討研修会 2回(延30人) (3)高齢者・障がい者虐待対応支援ネットとの連携 モニタリング会議 9回 コアメンバー会議 28回 (4)成年後見制度利用支援 ①市長申立て 3件 ②審判請求助成 0件 ③後見人等報酬助成 9件	(R6評価) 総合相談件数は増加し、高齢者を取り巻く家庭環境には複合多問題を併発しているケースも多くあり、その場合には庁内・関係機関との連携が必須となっている。委託型あいりんつむぎ地域包括支援センター(マキノ・今津地域担当)や高島・安曇川地域包括支援センター(高島・安曇川地域担当)とも連携し、相談に対してサービス、制度利用への橋渡し、複合的な支援については、介護保険サービス事業所、社会福祉課くらし連携支援室、社会福祉協議会、警察などと連携を強化しながら高齢者支援のスキルアップに努めた。 養介護施設従事者等については、介護保険基準省令改正のため各施設事業所に虐待防止の推進が義務づけられたことから、高齢者虐待防止の推進担当者会議を実施した。 (R7以降における具体的な改善取組) (1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の推進担当者会議 (3)スキルアップ事例検討研修会 (4)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (5)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (6)成年後見制度利用支援 成年後見人等報酬助成金交付 市長による成年後見制度の申し立て	(1)高齢者虐待防止研修会 ①一般市民向け ②養介護施設従事者向け (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の推進担当者会議 (3)高齢者虐待防止ネットワーク会議代表者会議 (4)スキルアップ事例検討研修会 (5)高齢者虐待対応支援ネットとの連携 ①モニタリング会議 ②コアメンバー会議 (6)成年後見制度利用支援 成年後見人等報酬助成金交付 市長による成年後見制度の申し立て 予算措置: 5,418千円	高齢者支援課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課																																				
2. 分野ごとの基本施策（2）障がい者																																													
2 (2)	① ア		ことばの 教室事業	言語を中心とした発達に課題のある幼児等を対象に個別指導を行い、また保護者に対して相談を行うことで、課題のある状態を改善し、家庭や園、学校などの集団における生活能力の向上を目指す。	拠点 北部ことばの教室（マキノ・今津地域） 今津東小学校 中部ことばの教室（新旭・朽木地域） 新旭南小学校 南部ことばの教室（安曇川・高島地域） 安曇小学校 ことばの教室指導員6人 予算措置 9,706千円	拠点 3か所 ことばの教室指導員6人 決算額 10,517千円 通所児童・・・28 人(実人数) 教育相談・・・290 件 ことばに関する検査・・・177 件	(R6評価) 指導員6人の体制を維持し、きめ細やかな指導を行った。 適切な指導や相談対応を行うため、指導員が各種研修に参加し、指導力の向上に努めた。 センターに配置された言語聴覚士による見立てや助言を受けて、指導や相談に活かすことができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 適切な指導や相談対応が行えるよう、研修の機会を確保し人材育成を行う。 センターに配置している言語聴覚士との連携をさらに進め、指導や相談支援の充実に努める。	拠点 北部ことばの教室（マキノ・今津地域） 今津東小学校 中部ことばの教室（新旭・朽木地域） 新旭南小学校 南部ことばの教室（安曇川・高島地域） 安曇小学校 ことばの教室指導員6人 予算措置 11,485千円	児童発達支援センター																																				
2 (2)	① イ		特別支援 教育推進 事業	発達障がいのある児童生徒の支援を行う教育支援員を小中学校に派遣する。	・教育支援員派遣 マキノ東小(1人)、今津東小(2人)、安曇小(1人)、 青柳小(1人)、高島小(2人)、新旭南小(1人)、 新旭北小(2人)、 今津中(2人)、高島中(1人)、 湖西中(2人)、配置校未定(1人)	・教育支援員派遣 マキノ東小(1人)、今津東小(2人)、安曇小(1人)、 青柳小(1人)、高島小(2人)、新旭南小(1人)、 新旭北小(2人)、 今津中(2人)、安曇川中(1人)、高島中(1人)、 湖西中(2人)	(R6評価) 左記の学校に教育支援員を派遣し、個別の支援を必要とする児童生徒に対して、それぞれの課題に応じた適切な支援を行った。児童生徒の学力の定着や落ちついた生活につながっただけではなく、保護者の心理的安定も見られた。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き適切な支援が行えるよう、教育支援員の安定配置とスキルアップのための研修の充実に努める。また、特別支援教育コーディネーターや教育相談担当との連携を図る。	発達障がいのある児童生徒の支援を行う教育支援員を小中学校に派遣する。 マキノ東小(1人)、今津東小(2人)、安曇小(1人)、 青柳小(1人)、高島小(2人)、新旭南小(1人)、 新旭北小(2人)、 今津中(2人)、安曇川中(1人)、 湖西中(3人)	学校教育課																																				
2 (2)	① ウ		巡回等支 援事業	巡回相談員が学校や園に赴き、生徒児童の状況を把握し、職員や保護者へ校園生活や就学・進学に関する助言や指導を行う。 また、必要に応じて発達検査を行い、発達の特性や能力の評価を行う。	巡回相談員の校園への派遣 巡回相談員 6人 巡回支援専門員 1人 予算措置 7,154 千円	特別支援教育巡回相談員の校園への派遣 巡回相談員 6人 決算額 7,479 千円 巡回相談 321 件 発達検査・結果報告 109 件	(R6評価) 巡回相談での行動観察や発達検査をもとに、児童生徒の状況を把握し、校園の職員や保護者に対し適切な助言や指導、就学に向けた支援を行うことができた。 巡回相談員からの助言や指導に対する校園からのフィードバック体制を整え、継続した支援につなげるよう取り組んだ。 巡回支援専門員を配置し、障がいの早期発見や対応につながる取り組みの拡充に向け、検討した。 (R7以降における具体的な改善取組) フィードバックの取り組みを継続し、評価の実施、支援方針の見直しによる切れ目のない支援に努める。	巡回相談員の校園への派遣による支援の充実化 障がいの早期発見・対応につながる巡回相談・支援の拡充 巡回相談員 7人 巡回支援専門員 1人 予算措置 8,356 千円	児童発達支援センター																																				
2 (2)	② ア	2 (2) ⑤ ア	働き・暮らし 応援セン ター事業 (再掲)	一般就労が困難な障がい者の就労の場の確保と日常生活の支援を継続的にを行い、障がい者の地域での自立と社会参加を促進する。	働き・暮らし応援センターの就労サポーターおよび職場開拓員の設置補助 2,763千円	働き・暮らし応援センター支援状況:登録者数 366人 延べ 4,152回 <table><tr><td></td><td>身体</td><td>知的</td><td>精神</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>就職</td><td>117</td><td>843</td><td>517</td><td>31</td><td>1,508</td></tr><tr><td>職場定着</td><td>170</td><td>1,013</td><td>524</td><td>53</td><td>1,760</td></tr><tr><td>日常生活・社会生活</td><td>63</td><td>393</td><td>142</td><td>11</td><td>609</td></tr><tr><td>就業と生活</td><td>12</td><td>189</td><td>65</td><td>9</td><td>275</td></tr><tr><td>合計</td><td>362</td><td>2,438</td><td>1,248</td><td>104</td><td>4,152</td></tr></table>		身体	知的	精神	その他	合計	就職	117	843	517	31	1,508	職場定着	170	1,013	524	53	1,760	日常生活・社会生活	63	393	142	11	609	就業と生活	12	189	65	9	275	合計	362	2,438	1,248	104	4,152	(R6評価) 障がい者の一般就労に向けた支援や企業の障がい者に対する理解の促進、また、就労支援機関としてのセンターの周知を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 障がい者の一般就労に向けた支援や企業の障がい者に対する理解の促進を図るため、引き続き取り組んでいく。	働き・暮らし応援センターの就労サポーターおよび職場開拓員の設置補助 2,763千円	障がい福祉課
	身体	知的	精神	その他	合計																																								
就職	117	843	517	31	1,508																																								
職場定着	170	1,013	524	53	1,760																																								
日常生活・社会生活	63	393	142	11	609																																								
就業と生活	12	189	65	9	275																																								
合計	362	2,438	1,248	104	4,152																																								
2 (2)	② イ		手話通訳 者設置事 業	聴覚・言語障がいのため音声による意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対し、情報提供、相談などの便宜を図るため、障がい福祉課に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	手話通訳者 1人 3,571千円	手話通訳者 1人 手話通訳 375件、相談対応423件	(R6評価) 聴覚・言語障がいのため音声による意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対し、情報保障とコミュニケーション支援を行った。 (R7以降における具体的な改善取組) 聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援は不可欠であり、引き続き手話通訳者を配置する。	手話通訳者 1人 4,023千円	障がい福祉課																																				
2 (2)	② ウ		企業活動 支援条例	市内における企業活動を支援し、地域産業経済の振興を図るために創設した「企業活動支援条例」に基づき、雇用増進奨励金制度において、増加従業員1人あたりの交付額が通常10万円に対し、障がい者の雇用については、倍額の20万円として、障がい者の雇用拡大をはかる。	市内における企業活動を支援し、地域産業経済の振興を図るために創設した「企業活動支援条例」に基づき、雇用増進奨励金制度において、増加従業員1人あたりの交付額が通常10万円に対し、障がい者の雇用については、倍額の20万円として、障がい者の雇用拡大をはかる。	・雇用増進奨励金 交付実績額 16,300,000円 活用事業所 49社 一般雇用分 133人 うち 市外からの転入者雇用分 27人 障がい者雇用分 3人	(R6評価) 前年度よりも申請件数が15件増えていることから、制度の認知度が高まっていることが感じられる。 (R7以降における具体的な改善取組) 令和7年度についても、引き続き事業を継続する。	・市のHP、広報たかしま等による情報発信(5月) 令和7年度予算 12,500千円	商工振興課																																				

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (2)	② エ		特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、学用品費等の経費の一部を扶助する。	予算措置 小学生 50人 655千円 中学生 28人 923千円	令和6年度実績 【小学校分】 認定数:36件、支給額:314,693円 【中学校分】 認定数:21件、支給額:477,181円	(R6評価) 特別支援学級に在籍する児童の保護者を対象に学用品費等の扶助を行うことで、保護者負担の軽減を図ることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、特別支援学級の児童生徒に対する教育活動が積極的に推進できるよう、引き続き事業を継続する。	予算措置 小学生 62人 832千円 中学生 30人 976千円	学事施設課
2 (2)	③ ア	2 (1) ② ア	公共交通対策事業(再掲)	市民の日常生活を支える公共交通として重要な役割を担う路線バスについて、運行欠損額を補助することで、路線の維持を図る。またコミュニティバスの運賃との均衡を図るため、市内を運行する乗合バスについても運賃の一部を助成し、市民のバス利用の促進を図る。JR湖西線利用促進の観点から、利便性向上と鉄道を活かした地域振興に資する事業に対し、補助を行う。	バス路線を維持するため、赤字額を負担するとともに、利用促進に努めることとする。 【予算措置】 ・バス運行対策費(路線バス維持補助) 35,859千円 ・バス・乗合タクシー運行補助 198,398千円 (コミュニティバス・乗合タクシー) ・利用促進補助(路線運賃負担軽減) 9,806千円 ・公共交通機関利用促進(乗継制度補助) 3,000千円 ・湖西線を活かした集客・交流事業補助 316千円	バス運行対策費(路線バス維持補助) 34,040,000円 バス・乗合タクシー運行補助 198,397,450円 (コミュニティバス・乗合タクシー) 利用促進補助(路線運賃負担軽減) 8,353,190円 公共交通機関利用促進(乗継助成) 2,175,470円 湖西線を活かした集客・交流事業補助 316,000円	(R6評価) 高島市内の公共交通(バス・乗合タクシー)は全ての路線において運行経費が運賃収入を上回る状態(＝赤字路線)であるが、児童生徒や高齢者、障がいのある方など、自家用車を運転できない方々の重要な移動手段であり、行政が費用負担して運行を維持する意義は大きい。 (R7以降における具体的な改善取組) 利便増進計画を推進するとともに、公共交通の再編について検討を行う。	バス運行対策費(路線バス維持補助) 35,089,000円 バス・乗合タクシー運行補助 200,843,000円 (コミュニティバス・乗合タクシー) 利用促進補助(路線運賃負担軽減) 12,500,000円 公共交通機関利用促進(乗継助成) 3,000,000円 湖西線を活かした集客・交流事業補助 166,000円	都市政策課
2 (2)	③ イ	2 (1) ② イ	市営バス運行事業(再掲)	朽木地域の生活交通手段を確保するため、市営バスを運行する。	同上 【予算措置】 67,954千円	5路線(横谷・木地山線、針畑線、上村能家線、今津西線、宮前坊線) 61,622,013円	同上	同上 【予算措置】 72,156千円	都市政策課
2 (2)	④ ア		福祉医療費助成事業	保健水準の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児や社会的・経済的に弱い立場にある障がい者や老人等に医療費の助成を行う。	身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1、2級の方、知的障害の程度が重度(療育手帳A1またはA2)と判定された方、身体障害者手帳3級に該当し、かつ療育手帳B1と判定された方および特別児童扶養手当の支給対象児童で障害の程度が1級の方で本人や扶養義務者が一定所得以下の方に対し、医療費自己負担分の一部または全部を助成する。 【予算措置】 重度障害者(児) 530 人分 87,000 千円 重度障害老人 380 人分 40,000 千円	重度障害者(児) 489 人 75,312 千円 重度障害老人 354 人 31,501 千円 (人数は、R7.3末現在)	(R6評価) 社会的、経済的に弱い立場にある障がい者の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 県制度の拡充に伴い、令和6年4月より重度精神障がい者を新たに対象に加え、重度精神障がい者の方も精神科通院以外の医療費の助成が受けられるよう制度改正を行った。 今後、社会情勢や国・県の動向を注視しつつ、県内市町とともに持続可能な制度のあり方について検討する。	身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1、2級の方、知的障害の程度が重度(療育手帳A1またはA2)と判定された方、身体障害者手帳3級に該当し、かつ療育手帳B1と判定された方および特別児童扶養手当の支給対象児童で障害の程度が1級の方、精神障害者保健福祉手帳1級、同手帳2級に該当し、かつ身体障害者手帳3級を所持されている方、精神2級に該当し、かつ療育手帳B1を所持されている方で、本人や扶養義務者が一定所得以下の方に対し、医療費自己負担分の一部または全部を助成する。 【予算措置】 重度障害者(児) 600 人分 76,400 千円 重度障害老人 380 人分 31,200 千円	保険年金課
2 (2)	④ イ		精神障がい者サロン設置事業	精神障がい者の孤立を防ぎ仲間づくりと社会参加を促進することを目的に精神障がい者が気軽に自主的に安心して参加できる場を設置する。	・精神障がい者サロン「夢カフェたんぽぽ」の設置運営(委託) ・精神障がい者デイケア「ひまわりクラブ」運営(委託) ・精神障がいの理解と支援に関する研修会の開催 2,064千円	精神障がい者サロン:全52回、延参加者数358人 精神障がい者デイケア:全43回、延べ参加者123人 研修会:開催1回、参加者38人	(R6評価) サロンやデイケア事業は、精神障がい者が安心して参加できる場所となり、孤立防止や仲間づくりにつながった。また研修会により精神障がい者を支える支援者のスキルアップにつながった。 (R7以降における具体的な改善取組) 孤立防止や仲間づくりにつながったものの、社会復帰につながる者が少なく、より専門的なプログラムを実施できる支援体制が必要である。また精神障がい者を地域で支えられるよう、障がい理解を深める取り組みを継続していく必要がある。	・精神障がい者サロン「夢カフェたんぽぽ」の設置運営(委託) ・精神障がい者デイケア「ひまわりクラブ」運営(委託) ・精神障がいの理解と支援に関する研修会の開催 2,200千円	障がい福祉課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (2)	④ ウ	2 (1) ③ ア	民生委員 児童委員 協議会運 営事業 (再掲)	地域住民の身近な相談相手として、また、住民と行政のパイプ役として住民の暮らしを支える民生委員児童委員の活動を支援する。	活動費を交付するとともに、連合会、単位民生委員児童委員協議会に補助金を交付して活動を支援する。 ・民生委員児童委員活動費 16,450千円 ・民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900千円	・ 民生委員児童委員活動費 (R6. 4時点158人、R6. 10時点159人) 15, 897, 550円 ・ 民生委員児童委員協議会連合会補助金 2, 900, 000円	(R6評価) ・それぞれの単位民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員協議会連合会で活動に取り組み、地域福祉の向上に努めた。 ・R4.12月に滋賀県の条例が改定され、市内の委員定数が170名となったことから、これまで以上に各委員が地域で活動しやすい環境を整えるため、単位民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員協議会連合会と連携し定数内委員活動地域の改編に取り組んだ。 (R7以降における具体的な改善取組) ・地域における人口減少、少子高齢化、福祉ニーズの多様化に伴い、民生委員の存在や役割について、社会的に重要性が増してきている一方、業務の負担増や担い手不足が課題となっている。委員の担い手確保対策や活動しやすい環境づくりを推進するため、「(仮)高島市民生委員・児童委員に関する懇談会」を開催し、市内の民生委員制度の見直しの検討を行う予定。	活動費を交付するとともに、連合会、単位民生委員児童委員協議会に補助金を交付して活動を支援する。また、「(仮)高島市民生委員・児童委員に関する懇談会」を開催し、市内の民生委員制度の見直しの検討を行う予定。 ・民生委員児童委員活動費 16,650千円 ・民生委員児童委員協議会連合会補助金 2,900千円 ・(仮)高島市民生委員・児童委員に関する懇談会 33千円	社会 福祉 課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課																																																																																
2 (2)	④ エ		NET119 緊急通報 システム	聴覚・発語等の障がいにより、音声による119番通報が困難な方を対象とした、緊急通報システムを運用する。	システム利用料の契約 月額55,000円(税込み)×12ヵ月 660,000円 インターネット回線使用料 月額13,200円(税込み)×12ヵ月 158,400円	聴覚・言語障がい者手帳交付時に「NET119緊急通報システム登録のご案内」の配布 新規登録者4名追加 登録者のシステム更新登録。 「NET119緊急通報システム」登録者宅への戸別訪問し更新手続きを実施。	(R6評価) 運用開始から現在まで使用実績はないが、119番通報というセーフティーネットであることから、システムの維持管理を継続して行う。 (R7以降における具体的な改善取組) 機器導入から5年が経過することから、令和7年度に機器更新予定	新規対象者の把握、システム登録の案内 登録者のアフターケアの継続 システム利用料の契約 令和7年度:年間利用料予算額 660,000円 インターネット回線使用料 月額13,200円(税込み)×12ヵ月 158,400円	通信 指令 課																																																																																
2 (2)	⑤ ア		働き・暮らし 応援セン ター事業	一般就労が困難な障がい者の就労の場の確保と日常生活の支援を継続的に行之、障がい者の地域での自立と社会参加を促進する。	働き・暮らし応援センターの就労サポーターおよび職場開拓員の設置補助 2,763千円	働き・暮らし応援センター支援状況:登録者数 366人 延べ 4,152回 <table><tr><td></td><td>身体</td><td>知的</td><td>精神</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>就職</td><td>117</td><td>843</td><td>517</td><td>31</td><td>1,508</td></tr><tr><td>職場定着</td><td>170</td><td>1,013</td><td>524</td><td>53</td><td>1,760</td></tr><tr><td>日常生活・社会生活</td><td>63</td><td>393</td><td>142</td><td>11</td><td>609</td></tr><tr><td>就業と生活</td><td>12</td><td>189</td><td>65</td><td>9</td><td>275</td></tr><tr><td>合計</td><td>362</td><td>2,438</td><td>1,248</td><td>104</td><td>4,152</td></tr></table>		身体	知的	精神	その他	合計	就職	117	843	517	31	1,508	職場定着	170	1,013	524	53	1,760	日常生活・社会生活	63	393	142	11	609	就業と生活	12	189	65	9	275	合計	362	2,438	1,248	104	4,152	(R6評価) 障がい者の一般就労に向けた支援や企業の障がい者に対する理解の促進、また、就労支援機関としてのセンターの周知を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 障がい者の一般就労に向けた支援や企業の障がい者に対する理解の促進を図るため、引き続き取り組んでいく。	働き・暮らし応援センターの就労サポーターおよび職場開拓員の設置補助 2,763千円	障がい 福祉 課																																												
	身体	知的	精神	その他	合計																																																																																				
就職	117	843	517	31	1,508																																																																																				
職場定着	170	1,013	524	53	1,760																																																																																				
日常生活・社会生活	63	393	142	11	609																																																																																				
就業と生活	12	189	65	9	275																																																																																				
合計	362	2,438	1,248	104	4,152																																																																																				
2 (2)	⑤ イ	2 (2) ④ イ	精神障がい者サ ロン設置事 業【再掲】	精神障がい者の孤立を防ぎ仲間づくりと社会参加を促進することを目的に精神障がい者が気軽に自主的に安心して参加できる場を設置する。	・精神障がい者サロン「夢カフェたんぼぼ」の設置運営(委託) ・精神障がい者デイケア「ひまわりクラブ」運営(委託) ・精神障がいの理解と支援に関する研修会の開催 2,064千円	精神障がい者サロン:全52回、延参加者数358人 精神障がい者デイケア:全43回、延べ参加者123人 研修会:開催1回、参加者38人	(R6評価) サロンやデイケア事業は、精神障がい者が安心して参加できる場所となり、孤立防止や仲間づくりにつながった。また研修会により精神障がい者を支える支援者のスキルアップにつながった。 (R7以降における具体的な改善取組) 孤立防止や仲間づくりにつながったものの、社会復帰につながる者が少なく、より専門的なプログラムを実施できる支援体制が必要である。また精神障がい者を地域で支えられるよう、障がい理解を深める取り組みを継続していく必要がある。	・精神障がい者サロン「夢カフェたんぼぼ」の設置運営(委託) ・精神障がい者デイケア「ひまわりクラブ」運営(委託) ・精神障がいの理解と支援に関する研修会の開催 2,200千円	障がい 福祉 課																																																																																
2 (2)	⑤ ウ		精神障がい者精神 科通院医 療費助成 事業	保健水準の向上を図るため、自立支援医療(精神通院)受給者のうち、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)の所持者に対し、精神科への通院に係る医療費を助成する。	自立支援医療費(精神科通院医療)の支給を受けている精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者で、本人や扶養義務者が一定所得以下の方に対し、精神科への通院に係る医療費(自立支援医療適用医療費を除いた額)を助成する。 【予算措置】 精神障害者(児)260人分 7,420千円 精神障害老人 12人分 80千円	精神障害者(児) 248人 精神障害老人 18人 7,115千円 (人数はR7.3末現在)	(R6評価) 福祉医療制度は、社会的、経済的に弱い立場にある障がい者や老人等の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図っています。しかし、県内市町において、助成内容に差があることや、通院のみの助成制度となっているため、県では令和2年度から制度見直しの検討が始まっている。 (R7以降における具体的な改善取組) 精神科通院以外の医療費についても助成の対象となるよう、重度精神障害者の方を福祉医療費助成制度(重度障害者)の対象に追加する改正を行った。 今後、社会情勢や国・県の動向を注視しつつ、県内市町とともに持続可能な制度のあり方について検討する。	自立支援医療費(精神科通院医療)の支給を受けている精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者で、本人や扶養義務者が一定所得以下の方に対し、精神科への通院に係る医療費(自立支援医療適用医療費を除いた額)を助成する。 【予算措置】 精神障害者(児)260人分 精神障害老人 12人分 7,400千円	保険 年金 課																																																																																
2 (2)	⑥ ア		障がい者 生活支援 事業	在宅の障がい者やその家族に相談や情報提供などの相談支援を行う。	高島市障がい者相談支援センターコンパスが、障がい者や家族の様々な相談に一元的に対応し、情報提供や各種サービスの利用援助、調整等についてワンストップサービスを行い、障がい者の自立や社会参加の支援を図る。 委託先：社会福祉法人 虹の会 (障がい者相談支援事業委託料 22,342千円) (相談支援機能強化員設置事業委託料 3,756千円) (発達障がい者支援チーム事業委託料 1,000千円)	委託先：社会福祉法人虹の会 高島市障がい者相談支援センター コンパス (R6.4～R7.3) 支援実人員 269人 延べ6,681回 <table><tr><td>支援内容</td><td>支援回数</td><td>前年度</td><td></td><td>人数</td></tr><tr><td>福祉サービスの利用等</td><td>2,892</td><td>3,030</td><td>知的</td><td>117</td></tr><tr><td>障害や症状の理解</td><td>1,853</td><td>1,967</td><td>身体</td><td>57</td></tr><tr><td>健康・医療</td><td>423</td><td>497</td><td>精神</td><td>96</td></tr><tr><td>不安解消・情緒安定</td><td>1,011</td><td>1,066</td><td>発達</td><td>40</td></tr><tr><td>保育・教育</td><td>17</td><td>16</td><td>高次脳機能障害</td><td>10</td></tr><tr><td>家族関係・人間関係</td><td>608</td><td>630</td><td>重度心身障害</td><td>5</td></tr><tr><td>家計・経済</td><td>626</td><td>364</td><td>その他</td><td>14</td></tr><tr><td>生活技術</td><td>144</td><td>252</td><td>合計</td><td>339</td></tr><tr><td>就労</td><td>138</td><td>178</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会参加・余暇活動</td><td>269</td><td>289</td><td></td><td></td></tr><tr><td>権利擁護・成年後見人</td><td>35</td><td>61</td><td></td><td></td></tr><tr><td>安否確認</td><td>11</td><td>40</td><td></td><td></td></tr><tr><td>恋愛・結婚</td><td>118</td><td>18</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>231</td><td>512</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>8,376</td><td>8,920</td><td></td><td></td></tr></table>	支援内容	支援回数	前年度		人数	福祉サービスの利用等	2,892	3,030	知的	117	障害や症状の理解	1,853	1,967	身体	57	健康・医療	423	497	精神	96	不安解消・情緒安定	1,011	1,066	発達	40	保育・教育	17	16	高次脳機能障害	10	家族関係・人間関係	608	630	重度心身障害	5	家計・経済	626	364	その他	14	生活技術	144	252	合計	339	就労	138	178			社会参加・余暇活動	269	289			権利擁護・成年後見人	35	61			安否確認	11	40			恋愛・結婚	118	18			その他	231	512			合計	8,376	8,920			(R6評価) 複合多問題ケースへの対応が増加しており、関係機関と連携しながら、専門的できめ細やかな支援に努めている。 (R7以降における具体的な改善取組) 専門的な支援が必要なケースが増加しており、障がい者総合支援の窓口として、支援スキルの向上を図りながら、より積極的な取り組みを進めていく。 また、関係機関へ指導や助言を行うことにより、人材育成や機能強化を推進する。	高島市障がい者相談支援センターコンパスが、障がい者や家族の様々な相談に一元的に対応し、情報提供や各種サービスの利用援助、調整等についてワンストップサービスを行い、障がい者の自立や社会参加の支援を図る。 委託先：社会福祉法人 虹の会 (障がい者相談支援事業委託料 21,420千円) (相談支援機能強化員設置事業委託料 6,000千円) (発達障がい者支援チーム事業委託料 1,000千円)	障がい 福祉 課
支援内容	支援回数	前年度		人数																																																																																					
福祉サービスの利用等	2,892	3,030	知的	117																																																																																					
障害や症状の理解	1,853	1,967	身体	57																																																																																					
健康・医療	423	497	精神	96																																																																																					
不安解消・情緒安定	1,011	1,066	発達	40																																																																																					
保育・教育	17	16	高次脳機能障害	10																																																																																					
家族関係・人間関係	608	630	重度心身障害	5																																																																																					
家計・経済	626	364	その他	14																																																																																					
生活技術	144	252	合計	339																																																																																					
就労	138	178																																																																																							
社会参加・余暇活動	269	289																																																																																							
権利擁護・成年後見人	35	61																																																																																							
安否確認	11	40																																																																																							
恋愛・結婚	118	18																																																																																							
その他	231	512																																																																																							
合計	8,376	8,920																																																																																							

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (2)	⑥ イ	1 (2) ② 2 イ	児童発達支援施設運営事業 (再掲)	心身の発達に課題を持つ未就学の児童とその家族に対して、療育やカウンセリング、心理発達相談の支援を行い。また、認定こども園等への保育巡回相談を行い、障がい児保育の充実に努める。	延利用児童数見込み (介護給付費請求対象児童数) 1,057 人 開所日数 243 日 予算措置 26,585 千円	延利用児童数(介護給付費請求対象児童数) 820 人 開所日数 245 日 ・療育指導員が1対1による集団および個別療育を行い、心理士による保護者のカウンセリングを行った。 ・心理発達相談や県から派遣されたPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)による相談を行った。 ・療育担当者が併行通園児の園訪問を実施した。 ・療育修了者については、園や健康推進課と一緒に引継ぎ会を行った。 決算額 15,906千円	(R6評価) ・療育指導員が言語聴覚士や臨床心理士など共に、お互いの専門性を活かしながら療育が行える組織体制を作った。 ・併行通園児に対して園訪問を行い、療育修了者に対して引継ぎ会を実施することで、関係機関と状況を共有し情報交換を行った。 (R7以降における具体的な改善取組) ・通所児(保護者)に対する理解を深め、適切な支援につなげるための専門性の向上のための研修やケース検討などを行い人材育成を行う。 ・園訪問や引継ぎ会などの機会を通じて、関係機関(園、健康推進課、他事業所など)との連携を深めていく。	1対1による療育や心理士による保護者のカウンセリングの継続。 また、小児科医師による医療相談、公認心理師による心理発達相談、OT(作業療法士)やST(言語聴覚士)によるリハビリ専門職による相談および支援を行う。 延利用児童数見込み (介護給付費請求対象児童数) 1,140 人 開所日数 242日 予算措置 19,563千円	児童発達支援センター
2 (2)	⑦ ア		障がい者福祉一般事業	発達障がい者支援のためチームアプローチ、身体・知的障がい者の地域活動の推進や自立・社会参加に対する住民の理解促進を実施する。	障がい者相談員活動 221千円	障がい者相談員活動 活動日数(相談・研修など) 241日 (身体障がい者相談員6名、知的障がい者相談員3名)	(R6評価) 障害者相談員を設置し、障がい者の地域活動の推進や自立、社会参加に対する住民理解を促進した。 (R7以降における具体的な改善取組) 相談員のスキルアップのため、障害福祉制度など、相談支援に必要な知識を一層理解を深められるよう、研修会を実施していく。	障害者相談員活動・研修会の開催 221千円	障がい福祉課
2 (2)	⑦ イ		権利擁護支援事業	障がい者の権利擁護の推進のため、虐待防止に向けた研修・啓発、成年後見制度の利用助成等を行う。また、被虐待者の保護のための措置を行う。	権利擁護支援事業 2,551千円 ・虐待対応支援ネット(弁護士等)との連携 ・障害者虐待防止法普及啓発事業 ・障害者施設従事者等による障害者虐待防止研修会 ・成年後見制度利用助成 ・障がい施設入所等措置	1. 虐待対応支援ネット(弁護士等)との連携 ・モニタリング会議(8回) 2. 障害者虐待防止法普及啓発事業 ・1回 3. 障害者施設従事者等による障害者虐待防止研修会 ・2回 4. 成年後見制度利用支援 ・申立て:1名、報酬助成:2名 5. やむを得ない理由による措置 ・該当なし ○令和6年度 障がい者虐待通報件数:18件 内 虐待認定件数:9件(養護者8件、施設等1件) ○令和6年度末 虐待認定ケース管理:16件 内 養護者14件、施設等2件	(R6評価) ・市民、計画相談、サービス提供事業者等からの障がい者に関する権利擁護や虐待の相談に対応し、医療・保健・福祉サービスの利用等、ケースに応じた支援を行うことができた。 ・施設従事者対象にストレスケア研修を実施しストレスの対処法を学ぶことで、虐待防止に対する理解を促進し、支援の質の向上につなげることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) ・市民向けの啓発活動に引き続き取り組むとともに、従事者向けの研修を実施する。 ・障がい者虐待ケースや支援困難ケース等の対応力を強化していく。	権利擁護支援事業 2,844千円 ・虐待対応支援ネット(弁護士等)との連携 ・障害者虐待防止法普及啓発事業 ・障害者施設従事者等による障害者虐待防止研修会 ・成年後見制度利用助成 ・障がい施設入所等措置	障がい福祉課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2. 分野ごとの基本施策(3)女性									
2 (3)	① ア		男女共同参画社会づくり推進事業	男女共同参画プランに基づき各課施策を総合的に推進するため、庁内連携を深めるとともに、男女共同参画社会づくりを理念に掲げた市民団体の提案による啓発事業を協働で行う。	・男女共同参画推進事業委託：180千円 ・県主催事業「滋賀マザーズジョブステーション高島出張相談」を共催。新旭エスパーで開催。	・男女共同参画推進事業委託：180千円 委託団体：高島市男女共同参画推進協議会 ○有識者を招いた男女共同参画に関する講座の開催 ○県主催事業「滋賀マザーズジョブステーション高島出張相談」を共催。新旭エスパーで開催。	(R6評価) 高島市男女共同参画推進協議会への委託を通じて、継続した男女共同参画推進にかかる啓発事業が実施出来ている。今後も継続して推進を図っていきたい。 また、女性の多様な働き方を推進するために、県主催の在宅ワークに関するセミナーを共催し、市内での開催に結び付けた。 (R7以降における具体的な改善取組) 高島市男女共同参画推進協議会への委託を通じて、継続した男女共同参画推進にかかる啓発事業が実施出来ている。継続して推進を図っていきたい。	高島市男女共同参画推進協議会への委託 180,000円	人権施策課
2 (3)	① イ		働く女性の家管理運営事業	職業と家庭に関する相談指導や講習、女性のグループ・サークル等のリーダー育成と指導助言、休養やレクリエーションの場と機会の提供を行い、働く女性の福祉の増進を図る。	県と市の共催事業について、男女共同参画社会づくりや、女性活躍の推進に取り組む。コロナ禍の新しい働き方が望まれるなか、育児や介護、地理的条件などを理由に外で働くことが困難な女性の働き方を支援する。	女性の多様な働き方普及業務 13年目の女性学講座：6回開催104人参加 映画上映他	(R6評価) 普段働く女性の家を利用しない方にも、来館してもらうきっかけを作り、男女共同参画を考えてもらうきっかけ作りとなった。 (R7以降における具体的な改善取組) 様々なジャンルの映画を上映し、普段働く女性の家を利用しない方にも、来館してもらうきっかけを作り、施設の周知とともに男女共同参画に役立てるためにも、継続して行う。	指定管理料 9,122,000円	人権施策課
2 (3)	② ア		公立保育園運営事業	公立保育園・認定こども園において保護者の保育ニーズに応えるため、0～2歳児の低年齢児の受け入れをはじめ障害児保育、延長保育、一時預かりを行う。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう公立保育園(認定こども園)等の運営を行う。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減(無償化)を行う。 公立認定こども園 6か園 公立地域型保育事業所 2か園 利用定員 525人 一時預かり 8か園 障害児保育 8か園 延長保育 8か園 予算措置：566,655千円	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう公立保育園(認定こども園)等の運営を行う。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減(無償化)を行った。 公立認定こども園 6か園 公立地域型保育事業所 2か園 利用定員 525人 一時預かり 8か園 障害児保育 8か園 延長保育 8か園	(R6評価) 少子化に伴い入園児童数が減少する一方で、待機児童が発生している状況は、共働き世帯が増加していると同時に、保育料の無償化が、男女の均等な就労機会の創出につながっていると言えます。今後、低年齢児(0～2歳)の入園希望が増え、保育ニーズが高まることが予想されることから、少子化とのバランスを取りながらの受け入れ態勢を整えるため、令和6年度に公立保育所を一か所小規模保育園に移行し、待機児童解消に努めました。 (R7以降における具体的な改善取組) 適正な園運営に努めるとともに新たな低年齢児の受け皿の拡大および独自の助成策を更に発展させることにより、保育資格者の確保および待機児童解消に努めます。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう公立保育園(認定こども園)等の運営を行う。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減(無償化)を行う。 公立認定こども園 6か園 公立地域型保育事業所 2か園 利用定員 475人 一時預かり 8か園 障害児保育 8か園 延長保育 8か園 予算措置：505,738千円	幼児保育課
2 (3)	② イ		私立保育園等運営事業補助	市内私立認定こども園(幼保連携型)6か園に運営および事業補助金を交付し、運営を支援する。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営を支援する。また、ひとり親家庭等だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減(無償化)を行う。 ○事業補助 一時預かり(一般型) (3か園) " (幼稚園型) (4か園) " (余裕活用型) (1か園) 低年齢児保育 (6か園) 障害児保育 (6か園) 延長保育 (7か園) 食物アレルギー補助 (5か園) ○運営補助 通園バス運行 (6か園) 保育園給食 (6か園) 予算措置：139,720千円	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営を支援する。また、ひとり親家庭等だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減(無償化)を行った。 ○事業補助 一時預かり(一般型) (3か園) " (幼稚園型) (2か園) " (余裕活用型) (1か園) 低年齢児保育 (6か園) 障害児保育 (6か園) 延長保育 (5か園) 食物アレルギー補助 (5か園) ○運営補助 通園バス運行 (6か園) 保育園給食 (6か園) 予算措置：137,477千円	(R6評価) 少子化に伴い入園児童数が減少する一方で、待機児童が発生している状況は、共働き世帯が増加していると同時に、保育料の無償化が、男女の均等な就労機会の創出につながっていると言えます。保育士等に対し、県の施策に加え、独自の助成策を講じることにより保育士確保および待機児童解消に一定の成果を得られたと考えています。 (R7以降における具体的な改善取組) 適正な事業補助金の支給および独自の助成策を更に発展させることにより、保育資格者の確保および待機児童解消に努めます。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営を支援する。また、ひとり親家庭等だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減(無償化)を行う。 ○事業補助 一時預かり(一般型) (3か園) " (幼稚園型) (5か園) " (余裕活用型) (1か園) 低年齢児保育 (5か園) 障害児保育 (6か園) 延長保育 (5か園) 食物アレルギー補助 (5か園) ○運営補助 通園バス運行 (6か園) 保育園給食 (6か園) ○利用定員 597人 予算措置：137,477千円	幼児保育課
2 (3)	② ウ		ひとり親家庭福祉推進事業	ひとり親家庭に対し、就労支援等の生活支援策を実施するため、母子父子自立支援員を配置。ひとり親家庭福祉推進員と協力し、生活相談に対応するとともに、ひとり親家庭を対象とした各種事業の情報提供、制度利用への支援を行う。	就労相談、母子福祉資金の貸付、経済的支援相談 予算額：14,770千円	H27年2月から専属の母子・父子自立支援員(会計年度任用)を配置。 相談件数 R6年度 490件 R5年度 459件 R4年度 427件 R3年度 383件 R2年度 380件 R1年度 603件 H30年度 401件 H29年度 385件	(R6評価) 生活困窮、養育者の健康不安や障がいなど、就労・生活の相談が深刻化、複雑化している。安心して生活できるよう相談体制の充実等を図る必要があることから、専属の母子・父子自立支援員を(会計年度任用職員)を配置し、相談業務の拡充を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き、専属の母子・父子自立支援員を(会計年度任用職員)を配置し、就労相談、母子福祉資金の貸付、経済的支援相談を行う。	就労相談、母子福祉資金の貸付、経済的支援相談 予算額：18,236千円	子育て政策課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (3)	② エ		母子生活支援施設入所措置事業	配偶者のない母と児童を保護し、生活の安定支援と福祉向上を図るため、施設への入所措置を行う。	母子生活支援施設入所 1世帯 1施設 予算額：3,360千円	利用世帯 R6年度 1世帯3人 R5年度 0世帯0人 R4年度 0世帯0人 R3年度 0世帯0人 R2年度 1世帯2人 R1年度 2世帯5人 H30年度 2世帯5人 H29年度 2世帯 5人 H28年度 1世帯 3人	(R6評価) 母子生活支援施設への入所措置により、母子世帯の生活の安定と自立への支援を行うための事業であり、利用の必要があると思われる方への情報提供を行った。 (R7以降における具体的な改善取組) 世帯の状況やニーズを的確に判断し、必要に応じて母子生活支援施設への入所により、生活の安定と自立への支援を今後も行う。	母子の安全確保と自立支援のため、母子生活支援施設入所措置費を負担する。 予算額：3,360千円	子育て政策課
2 (3)	② オ	1 (iv) ② ア	企業内公正採用・人権啓発推進事業(再掲)	企業内における同和問題をはじめとした各種人権啓発を推進し、差別のない明るい職場をつくるため、JR各駅での街頭啓発、市内事業所の訪問指導、資材提供、研修会等を行う。	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月頃予定) ・市内企業訪問 102社 ・人権啓発担当者研修会 (1月頃予定) ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月) 街頭啓発 市内JR5駅 令和5年度予算 530千円	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月29日開催) ・市内企業訪問 103社 ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月1日～7月31日) ・高島市人権問題企業研修会(8月26日開催) ・人権啓発担当者研修会 13人(2月19日開催)	(R6評価) R6より、新たに高島市主催の人権問題企業研修会を開催した。法定雇用率が段階的に上がっている「障がい者雇用」について、学んでいただく機会を提供できた。 (R7以降における具体的な改善取組) 人権に対する取組に積極的でない事業所へのアプローチの仕方を工夫する。	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月開催) ・市内企業訪問 103社程度 ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月) ・人権啓発担当者研修会(市主催)(8月開催) ・人権啓発担当者研修会(県主催)(1月開催) 令和7年度予算 297千円	商工振興課
2 (3)	② カ		助産扶助費事業	経済的な理由により入院助産を受けることができない場合に、必要な助産扶助を行う。	助産扶助費 2件 予算額：1,497千円	利用者 R6年度 2人 R5年度 0人 R4年度 0人 R3年度 2人 R2年度 0人 R1年度 0人 H30年度 2人 H29年度 1人	(R6評価) 経済的な理由により入院助産を受けることが困難なケースが、安心して出産を迎えるために必要な制度であり、適切な助産扶助を実施した。 (R7以降における具体的な改善取組) 妊産婦が安全に入院助産を受けることが出来るよう、適切に助産扶助を実施する。	生活困窮世帯の助産施設入所措置費を負担する。 予算額：1,497千円	子育て政策課
2 (3)	② キ		特定教育施設・保育施設入所事務	市内私立認定こども園6か園・私立幼稚園1か園および小規模保育事業1か園を利用する児童に対し適切な教育・保育を実施するため、施設型・地域型給付費を支給する。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営費を支援する。 私立認定こども園 6か園 私立幼稚園 1か園 小規模保育事業所 1か園 家庭的保育事業所 2か園 広域入園委託 予算措置：875,222千円	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営費を支援した。 私立認定こども園 6か園 私立幼稚園 1か園 小規模保育事業所 1か園 家庭的保育事業所 2か園 広域入園委託 1件	(R6評価) 少子化に伴い入園児童数が減少する一方で、待機児童が発生している状況は、共働き世帯が増加していると同時に、保育料の無償化が、男女の均等な就労機会の創出につながっていると言えます。保育士等に対し、県の施策に加え、独自の助成策を講じることにより保育士確保および待機児童解消に一定の成果を得られたと考えています。 (R7以降における具体的な改善取組) 適正な給付費の支給および独自の助成策を更に発展させることにより、保育資格者の確保および待機児童解消に努めます。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営費を支援する。 私立認定こども園 6か園 私立幼稚園 1か園 小規模保育事業所 1か園 家庭的保育事業所 2か園 広域入園委託 予算措置：902,881千円	幼児保育課
2 (3)	② ク		放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小・中学校に就学している児童に、授業終了後に適切な遊びおよび生活の場を与え健全育成を図る。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう民間団体が実施する放課後児童クラブ(学童保育所)の運営を支援する。 学童保育所数：15か所 予算措置：188,434千円	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう民間団体が実施する放課後児童クラブ(学童保育所)の運営を支援した。 学童保育所数：15か所	(R6評価) 運営団体に対して補助を行うことにより、通所児童の放課後や学校休業日における健全な育成を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 施設の狭隘問題の解消を図りつつ、引き続き安心安全な運営支援を行う必要がある。	男男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう民間団体が実施する放課後児童クラブ(学童保育所)の運営を引き続き支援する。 学童保育所数：16か所 予算措置：251, 680千円	子育て政策課
2 (3)	② ケ		福祉医療費助成事業	保健水準の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児や社会的・経済的に弱い立場にある障がい者や老人等に医療費の助成を行う。	配偶者のいない女子で、かつて母子家庭として児童を扶養していたことがあり、ひとり暮らしが1年以上継続していて、今後も継続すると見込まれる方に対し、本人および扶養義務者が一定所得以下である場合、医療費自己負担分の一部または全部を助成する。 【予算措置】 ひとり暮らし寡婦 10人分 800千円 ひとり暮らし高齢寡婦 15人分 600千円	ひとり暮らし寡婦 5人 577千円 ひとり暮らし高齢寡婦 10人 362千円 (人数はR7.3末現在)	(R6評価) 社会的、経済的に弱い立場にあるひとり暮らし寡婦の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 今後、社会情勢や国・県の動向を注視しつつ、県内市町とともに持続可能な制度のあり方について検討する。	配偶者のいない女子で、かつて母子家庭として児童を扶養していたことがあり、ひとり暮らしが1年以上継続していて、今後も継続すると見込まれる方に対し、本人および扶養義務者が一定所得以下である場合、医療費自己負担分の一部または全部を助成する。 【予算措置】 ひとり暮らし寡婦 10人分 800千円 ひとり暮らし高齢寡婦 15人分 400千円	保険年金課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (3)	③ ア	2 (1) ④ ア	介護認定・保険給付事業(再掲)	高齢者が心身ともに健康で社会的な役割をもって、住みなれた地域において安心して暮らせるように、介護保険事業制度における介護認定事業および介護サービスにかかる保険給付を行う。	・認定申請件数 3,000件 ・介護認定審査会開催 96回 ・居宅介護利用 延38,508人 ・施設介護利用 延6,408人 ・地域密着型介護利用 延7,200人 ・介護住宅改修 132件 ・福祉用具購入 216件 ・居宅予防利用 延9,756人 ・地域密着型予防利用 延288人 ・予防住宅改修 96件 ・介護予防福祉用具購入 132件	・認定申請件数 2,885件 ・介護認定審査会開催 96回 ・居宅介護利用 延39,395人 ・施設介護利用 延6,560人 ・地域密着型介護利用 延7,248人 ・介護住宅改修 127件 ・福祉用具購入 199件 ・居宅予防利用 延9,379人 ・地域密着型予防利用 延292人 ・予防住宅改修 100件 ・介護予防福祉用具購入 83件	(R6評価) 高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らすことができるよう、地域の抱える課題などを掌握するための調査、在宅生活を送る要介護認定者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方などを検討するための調査を実施した。 (R7以降における具体的な改善取組) 令和5年度の調査結果を踏まえつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる環境を実現するための指針となる事業計画を策定します。	・認定申請件数 3,000件 ・介護認定審査会開催 96回 ・居宅介護利用 延38,784人 ・施設介護利用 延6,432人 ・地域密着型介護利用 延7,212人 ・介護住宅改修 132件 ・福祉用具購入 228件 ・居宅予防利用 延10,056人 ・地域密着型予防利用 延300人 ・予防住宅改修 96件 ・介護予防福祉用具購入 144件	介護保険課
2 (3)	③ イ	2 (1) ⑥ ア	生活支援体制整備事業(再掲)	高齢者の生活ニーズを把握し、既存の介護保険サービスだけでなく、地域住民が主体となった生活支援サービスの充実・創設につながるよう、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する。	(1)第1層生活支援体制整備協議体会議 年2回 (2)第2層生活支援体制整備協議体会議(年2回)(6地域) (3)生活支援コーディネーターの配置(業務委託) ①第1層 1人 (NPO法人コミュニティねっとわーく高島) 高島お役立ち情報の発行 2,000部 ②第2層 6人 (高島市社会福祉協議会) 地域カルテの作成 (4)生活支援ボランティア養成講座 (事業委託) 予算措置:24,433千円	(1)第1層生活支援体制整備協議体会議 (年2回 75人) (2)第2層生活支援体制整備協議体会議 (12回 1地域2回) (3)高島市生活支援ボランティア養成講座 (2回 21人)	(R6評価) 高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、地域の居間所づくりへの支援や活動団体への支援を行ってきた。高齢者の生活ニーズを把握し、地域課題を明らかにし、具体的な生活支援サービスや地域づくりに繋げていけるような検討を重ねていくことが重要。 (R7以降における具体的な改善取組) ・第1層生活支援体制整備協議体会議 年2回 たかしまお役立ち情報 冊子作成 ささえあい通信の発行回数増加 ・第2層生活支援体制整備協議体会議(年2回)(6地域) ・生活支援コーディネーター業務委託 (社会福祉協議会・コミュニティねっとわーく高島) ・生活支援ボランティア養成講座 (事業委託)	(1)第1層生活支援体制整備協議体会議 年2回 (2)第2層生活支援体制整備協議体会議(年2回)(6地域) (3)生活支援コーディネーターの配置(業務委託) ①第1層 1人 (NPO法人コミュニティねっとわーく高島) 高島お役立ち情報の発行 2,000部 ②第2層 6人 (高島市社会福祉協議会) 地域カルテの作成 地域の活動の場支援 (4)生活支援ボランティア養成講座 (事業委託) 予算措置:26,729千円	高齢者支援課
2 (3)	④ ア	1 (2) ② 3 ア	女性のための相談室(再掲)	DVを含む女性のあらゆる悩みについて、働く女性の家においてフェミニストカウンセラーが相談に応じる。女性の抱える問題を個人の問題のみに原因を求めず、社会が女性に求めているあり方や役割と深く関係しているという視点から、相談者自身が本来持っている力を引き出し、自分らしい生き方ができるよう一緒に考えていく。	・女性のための相談室 R6 年36回 出張相談 3回	女性のための相談室 H27 年48回実施 115件 出張相談 6回 H28 年48回実施 99件 出張相談 5回 H29 年48回実施 91件 出張相談 4回 H30 年48回実施 70件 出張相談 4回 R1 年36回開催 64件 出張相談 2回 R2 年36回開催 47件 出張相談 2回 R3 年36回開催 41件 出張相談 2回 R4 年36回開催 45件 出張相談 2回 R5 年36回開催 37件 出張相談 4回 R6 年36回開催 47件 出張相談 3回	(R6評価) 心に悩みを抱える女性の悩み軽減のため継続しているが、件数が伸びない。 (R7以降における具体的な改善取組) チラシを作成し市関係機関から事業の対象(DV等)と見込まれる方にチラシを配布してもらう。	24回実施予定、699,600円	人権施策課
2 (3)	④ イ	2 (4) ① ア	児童虐待防止ネットワーク事業(再掲)	児童虐待防止や早期発見・早期対応の取り組みを強化するため、要保護児童対策地域協議会を設置し対応を進める。処遇困難ケースも多く、必要に応じて個別ケース検討(要保護児童・DV)会議を行い、関係者間での共有をはかり、ケース対応に努める。 地域住民への啓発や関係職員の研修等を行う。 保育園・幼稚園の園児に対して、子ども自らが児童虐待から身を守る力をつけていくためにCAPプログラムの実施に取り組む。	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 2回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 随時 母子カンファレンス 24回 虐待防止推進週間(7/1～7/7:オレンジ千羽鶴・オレンジリボン七夕)・月間事業(11月:オレンジリボンツリー) 子ども虐待防止講演会 街頭啓発2回(7月、11月) 啓発ブースの設置 (講演会、オレンジリボンたすきリレー) CAPプログラムの開催(保育園・幼稚園・こども園) 予算額 2,171千円	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回(7/19 21名) 実務者会議 12回(内ケース進行管理10回) 個別ケース検討(要保護児童・DV)会議 49回 107ケース検討 母子カンファレンス 24回 協議ケース 58件 虐待防止推進週間(7/1～7/7:オレンジ千羽鶴・オレンジリボン七夕)・月間事業(11月:オレンジリボンツリー) 子ども虐待防止講演会(子育て講演会) 未実施 子ども虐待関係者向け研修会 計3回 街頭啓発2回(7月、11月)平和堂今津店、平和堂安曇川店 CAPプログラム開催(保育園・幼稚園・こども園年長児) 大人ワークショップ(保育園・幼稚園・こども園) 12園 12回 202人 子どもワークショップ(保育園・幼稚園・こども園) 12園 18クラス 延856人 教職員向けワークショップ(保育園・幼稚園・こども園) 1回 18人	(R6評価) 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携のもと取り組んだ。 また、子どもの生命と権利を守るための行動が適切に行えるように、市内の全保育園・幼稚園の5歳児を対象に、就学前のCAPプログラムを実施した。 (R7以降における具体的な改善取組) 母子保健との連携を強化し、支援が必要な子育て世帯を早期に発見し、適切な支援に繋げていくことで児童虐待の予防に努める。また、妊産婦や子育て家庭と接点を有し得る多様な関係機関とのネットワークを構築することにより、すべての子育て家庭を漏れなく、切れ目なく支援する。	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 2回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 随時 母子カンファレンス 24回 虐待防止推進週間(7/1～7/7:オレンジ千羽鶴・オレンジリボン七夕)・月間事業(11月:オレンジリボンツリー) 子ども虐待防止講演会 街頭啓発2回(7月、11月) 啓発ブースの設置 (講演会、オレンジリボンたすきリレー) CAPプログラムの開催(保育園・幼稚園・こども園) 予算額 2,258千円	こども家庭センター

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (3)	⑤ ア	1 (1) i ① ア	人権教育推進事業 (再掲)	すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図るため、各支部、関係機関、各種団体、企業、事業所等が相互に連携を図り各種事業を行う。	・高島市人権教育推進協議会会員研修会 ・高島市人権教育研究大会 ・人権啓発標語の募集および優秀作品の表彰 ・人権啓発標語入り啓発資材の作成および配布 ・街頭啓発実施（人権施策課と連携） ・高島市人権教育推進協議会各支部（6地域）の活動 ・地域人権学習会の支援 DVDの貸出 ・高島市人権教育基礎講座 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会（県との共同開催）	【本部事業】 ・人権標語・イラスト募集（7/4～9/8） 審査（11/30） 応募総数 標語：2,586点（小学生1,737点、中学生849点） イラスト：0点 ・人権啓発DVD購入 2本 ・人権啓発DVD等貸出 のべ48作品貸出 866人が学習 ・高島市人権教育基礎講座 「子どもに関わるインターネット上の人権問題について」 講師：篠原 嘉一氏（NIT情報技術推進ネットワーク(株)） 参加者：19人 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会（県との共同開催） 参加者：43人 【支部事業】 ・職場、団体、自治会での人権啓発DVD貸出による学習支援（マキノ、今津、朽木、安曇川、高島、新旭） ・地域研修会の開催 今津支部 「ハラスメントと人権」 講師：曾我 佳広氏（滋賀県人権センター） 参加者16人 安曇川支部 「人権アップデートの必要性」 講師：萩原 伸浩氏（滋賀県人権センター） 参加者46人 高島支部 ワークショップ「他人事から自分事へ」 講師：杉本 正紹氏（滋賀県人権センター） 参加者27人 新旭支部 「無意識の偏見と人権」 講師：萩原 伸浩氏（滋賀県人権センター） 参加者51人	（R6評価） 高島市人権教育推進協議会本部事業および支部事業の実施により高島市での人権教育の推進を図った。また、高島市人権教育基礎講座と人権擁護活動ブロック別合同研修会を開催した。 身近な人権課題について取り上げ、一人でも多くの人が命の尊さや人権の大切さに気付き、人権意識の向上につながるような内容とした。、また、その研修会を受けて推進員が区・自治会における人権学習会を開催していただくよう依頼をしている。 （R7以降における具体的な改善取組） 地域の人権教育の継続を低下させないためにも、区・自治会や企業等で人権啓発DVDを活用してもらえよう周知していく。令和5年度より再開した対面式の講座・高島市人権教育基礎講座についても、開催を継続し、人権問題について考えてもらう学習の機会を確保する。また、本市で16年ぶりの開催となる滋賀県人権教育研究大会について、大会の成功に向け現地実行委員会を設置し、総合的かつ横断的に進める。	・高島市人権教育推進協議会会員研修会 ・高島市人権教育研究大会 ・人権啓発標語の募集および優秀作品の表彰 ・人権啓発標語入り啓発資材の作成および配布 ・街頭啓発実施（人権施策課と連携） ・高島市人権教育推進協議会各支部（6地域）の活動 ・地域人権学習会の支援 DVDの貸出 ・高島市人権教育基礎講座 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会（県との共同開催） ・第69回滋賀県人権教育研究大会（高島大会）開催	社会教育課
2 (3)	⑤ イ	1 (1) i ① イ	人権教育基礎講座 (再掲)	それぞれの立場での生活の現場に密着した現実 zu 焦点を当て、その具体的な生活課題を知ることで、人権とは直接生活に結び付くものであるということを学び、「お互いの人権を尊重することの大切さ」に気づききっかけづくりとする。	（人権教育推進協議会主催事業） 人権教育基礎講座 3回/年	実施回数1回 「子どもに関わるインターネット上の人権問題について」 講師：篠原 嘉一氏（NIT情報技術推進ネットワーク(株)） 参加者：19人	（R6評価） 研修会を開催し、現代の子どものまわりの人権問題について理解を深めることができた。 （R7以降における具体的な改善取組） 新型コロナウイルスの関係で近年開催できていなかったことにより、参加者が少なくなってきた。積極的に周知を行ってより多くの方にご参加いただけるようにしたい。	・人権教育基礎講座の開催1回	社会教育課
2 (3)	⑤ ウ	1 (1) iv ① ア	人権啓発活動推進事業(再掲)	市民の人権意識の高揚を図るため人権講演会や街頭啓発活動を行う。市の広報紙やホームページを活用する等、多様な手段を用いて啓発活動を行う。	・「高島市人権のつどい」開催 講演会形式から形式をYouTube人権講演会変更して開催。 ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載 - 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談等 ・街頭啓発（人権擁護委員の日、人権週間） - 市内量販店において人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施	・『YouTube人権講演会』開催 12月2日～12月27日 再生回数 339回 「より良い人間関係のために ～気づかないうちに相手の心を傷つけていることはないですか？～」 講師 鎌田 敏 氏 ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載 - 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談 ・街頭啓発（人権擁護委員の日、同和問題啓発強調月間、人権週間） - 人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施 ・各種人権啓発ポスターの掲示 ・防災行政無線による人権相談日等の放送 ・人権週間・人権なんでも相談所開設のお知らせ	（R6評価） YouTubeによる動画配信をすることにより企業人権担当者からも予定が合わせやすく、参加する人数が多くなり、人権啓発に繋がっているという感想を頂いている。 （R7以降における具体的な改善取組） ハラスメントやジェンダーギャップなど社会問題を取り上げ、正しい知識をもって人権侵害につながらないよう、さらに啓発を行う必要がある。	YouTube配信をするにあたり、予算の範囲で興味がわきそうな方を講師に選定し、啓発につなげたい。242,000円	人権施策課
2 (3)	⑤ エ	1 (1) iv ① イ	人権擁護委員活動事業(再掲)	地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権侵害事案が発生した場合、相談相手になり、適切な処置を講ずる。	人権擁護委員活動 ・特設人権なんでも相談所の開設 12回 ・SOSミニレターの配布・回収・対応（市内全小・中学生に配布） ・人権の花運動（新旭北小学校、新旭南小学校） ・全国中学生人権作文コンテスト用紙の配布（市内中学校に配布） ・街頭啓発（人権擁護委員の日等）市内量販店2店舗 - 人権擁護委員、市職員により実施 ・人権教室（要望を受けて実施）	人権擁護委員活動 ・特設人権なんでも相談所の開設（12回） ・人権の花運動（新旭北小学校、新旭南小学校） ・全国中学生人権作文コンテスト用紙の配布 ・街頭啓発（6月、12月開催、人権擁護委員の日、人権週間） - 市内量販店2店舗 - 人権擁護委員により実施 ・施設訪問研修（やまゆりの里） ・市外研修（大阪高等裁判所、こども本の森中の島見学） ・人権教室の実施（25回小中学校） ・スマホ・ケータイ安全教室（2校） ・SOSミニレターの配布（市内全小・中学生に配布）	（R6評価） 人権なんでも相談所や学校へ出向いての啓発に取り組んだ。やまゆりの里に施設の研修に行ったり、県外で、大阪高等裁判所、こども本の森中の島の見学を実施され、人権擁護委員としての知識を高められた。 （R7以降における具体的な改善取組） 市内の施設見学および県外の研修については、今年度も継続していく。	県外研修の費用として、負担金126,000円 市内研修先として、やまゆりの里、県外研修先として水平社博物館の見学を予定している。	人権施策課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
分野ごとの基本施策（4）子ども									
2 (4)	① ア		児童虐待 防止ネット ワーク 事業	児童虐待防止や早期発見・早期対応の取り組みを強化するため、要保護児童対策地域協議会を設置し対応を進める。処遇困難ケースも多く、必要に応じて個別ケース検討（要保護児童・DV）会議を行い、関係者間での共有をはかり、ケース対応に努める。 地域住民への啓発や関係職員の研修等を行う。 保育園・幼稚園の園児に対して、子ども自らが児童虐待から身を守る力をつけていくためにCAPプログラムの実施に取り組む。	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 2回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 随時 母子カンファレンス 24回 虐待防止推進週間（7/1～7/7:オレンジ千羽鶴・オレンジリボン七夕）・月間事業（11月:オレンジリボンツリー） 子ども虐待防止講演会 街頭啓発2回（7月、11月） 啓発ブースの設置 （講演会、びわ湖高島栗マラソン、オレンジリボンたすきリレー） CAPプログラムの開催（保育園・幼稚園・こども園） 予算額 2,171千円	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回（7/19 21名） 実務者会議 12回（内ケース進行管理10回） 個別ケース検討（要保護児童・DV）会議 49回 107ケース検討 母子カンファレンス 24回 協議ケース 58件 虐待防止推進週間（7/1～7/7:オレンジ千羽鶴・オレンジリボン七夕）・月間事業（11月:オレンジリボンツリー） 子ども虐待防止講演会（子育て講演会） 未実施 子ども虐待関係者向け研修会 計3回 街頭啓発2回（7月、11月）平和堂今津店、平和堂安曇川店 CAPプログラム開催（保育園・幼稚園・こども園年長児） 大人ワークショップ（保育園・幼稚園・こども園） 12園 12回 202人 子どもワークショップ（保育園・幼稚園・こども園） 12園 18クラス 延856人 教職員向けワークショップ（保育園・幼稚園・こども園） 1回 18人	（R6評価） 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携のもと取り組んだ。 また、子どもの生命と権利を守るための行動が適切に行えるように、市内の全保育園・幼稚園の5歳児を対象に、就学前のCAPプログラムを実施した。 （R7以降における具体的な改善取組） 母子保健との連携を強化し、支援が必要な子育て世帯を早期に発見し、適切な支援に繋げていくことで児童虐待の予防に努める。また、妊産婦や子育て家庭と接点を有し得る多様な関係機関とのネットワークを構築することにより、すべての子育て家庭を漏れなく、切れ目なく支援する。	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 2回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 随時 母子カンファレンス 24回 虐待防止推進週間（7/1～7/7:オレンジ千羽鶴・オレンジリボン七夕）・月間事業（11月:オレンジリボンツリー） 子ども虐待防止講演会 街頭啓発2回（7月、11月） 啓発ブースの設置 （講演会、オレンジリボンたすきリレー） CAPプログラムの開催（保育園・幼稚園・こども園） 予算額 2,258千円	こども 家庭 セン ター
2 (4)	① イ	2 (3) ② ア	公立保育 園運営事業 (再掲)	公立保育園・認定こども園において保護者の保育ニーズに応えるため、0～2歳児の低年齢児の受け入れをはじめ障害児保育、延長保育、一時預かりを行う。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう公立保育園（認定こども園）等の運営を行う。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減（無償化）を行う。 公立認定こども園 6か園 公立地域型保育事業所 2か園 利用定員 525人 一時預かり 8か園 障害児保育 8か園 延長保育 8か園 予算措置: 566,655千円	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう公立保育園（認定こども園）等の運営を行う。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減（無償化）を行った。 公立認定こども園 6か園 公立地域型保育事業所 2か園 利用定員 525人 一時預かり 8か園 障害児保育 8か園 延長保育 8か園	（R6評価） 少子化に伴い入園児童数が減少する一方で、待機児童が発生している状況は、共働き世帯が増加していると同時に、保育料の無償化が、男女の均等な就労機会の創出につながっているとと言えます。今後、低年齢児（0～2歳）の入園希望が増え、保育ニーズが高まることが予想されることから、少子化とのバランスを取りながらの受け入れ態勢を整えるため、令和6年度に公立保育所を一か所小規模保育園に移行し、待機児童解消に努めました。 （R7以降における具体的な改善取組） 適正な園運営に努めるとともに新たな低年齢児の受け皿の拡大および独自の助成策を更に発展させることにより、保育資格者の確保および待機児童解消に努めます。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう公立保育園（認定こども園）等の運営を行う。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減（無償化）を行う。 公立認定こども園 6か園 公立地域型保育事業所 2か園 利用定員 475人 一時預かり 8か園 障害児保育 8か園 延長保育 8か園 予算措置: 505,738千円	幼児 保育 課
2 (4)	① ウ	2 (3) ② イ	私立保育 園等運営 事業補助 (再掲)	市内私立認定こども園（幼保連携型）6か園に運営および事業補助金を支出し、運営を支援する。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営を支援する。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減（無償化）を行う。 ○事業補助 一時預かり（一般型）（3か園） "（幼稚園型）（4か園） "（余裕活用型）（1か園） 低年齢児保育（6か園） 障害児保育（6か園） 延長保育（7か園） 食物アレルギー補助（5か園） ○運営補助 通園バス運行（6か園） 保育園給食（6か園） 予算措置: 139,720千円	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営を支援する。また、ひとり親家庭だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減（無償化）を行った。 ○事業補助 一時預かり（一般型）（3か園） "（幼稚園型）（2か園） "（余裕活用型）（1か園） 低年齢児保育（6か園） 障害児保育（6か園） 延長保育（5か園） 食物アレルギー補助（5か園） ○運営補助 通園バス運行（6か園） 保育園給食（6か園）	（R6評価） 少子化に伴い入園児童数が減少する一方で、待機児童が発生している状況は、共働き世帯が増加していると同時に、保育料の無償化が、男女の均等な就労機会の創出につながっているとと言えます。保育士等に対し、県の施策に加え、独自の助成策を講じることにより保育士確保および待機児童解消に一定の成果を得られたと考えています。 （R7以降における具体的な改善取組） 適正な事業補助金の支給および独自の助成策を更に発展させることにより、保育資格者の確保および待機児童解消に努めます。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営を支援する。また、ひとり親家庭等だけでなく子どもが利用した保護者全員の保育料等の軽減（無償化）を行う。 ○事業補助 一時預かり（一般型）（3か園） "（幼稚園型）（5か園） "（余裕活用型）（1か園） 低年齢児保育（5か園） 障害児保育（6か園） 延長保育（5か園） 食物アレルギー補助（5か園） ○運営補助 通園バス運行（6か園） 保育園給食（6か園） ○利用定員 597人 予算措置: 137,477千円	幼児 保育 課
2 (4)	① エ	2 (3) ② キ	特定教育 施設・保 育施設入 所事務 (再掲)	市内私立認定こども園6か園・私立幼稚園1か園および小規模保育事業1か園を利用する児童に対し適切な教育・保育を実施するため、施設型・地域型給付費を支給する。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営費を支援する。 私立認定こども園 6か園 私立幼稚園 1か園 小規模保育事業所 1か園 家庭的保育事業所 2か園 広域入園委託 予算措置: 875,222千円	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営費を支援した。 私立認定こども園 6か園 私立幼稚園 1か園 小規模保育事業所 1か園 家庭的保育事業所 2か園 広域入園委託	（R6評価） 少子化に伴い入園児童数が減少する一方で、待機児童が発生している状況は、共働き世帯が増加していると同時に、保育料の無償化が、男女の均等な就労機会の創出につながっているとと言えます。保育士等に対し、県の施策に加え、独自の助成策を講じることにより保育士確保および待機児童解消に一定の成果を得られたと考えています。 （R7以降における具体的な改善取組） 適正な給付費の支給および独自の助成策を更に発展させることにより、保育資格者の確保および待機児童解消に努めます。	男女の均等な処遇や仕事と育児の両立が可能であるよう私立認定こども園の運営費を支援する。 私立認定こども園 6か園 私立幼稚園 1か園 小規模保育事業所 1か園 家庭的保育事業所 2か園 広域入園委託 予算措置: 902,881千円	幼児 保育 課
2 (4)	① オ	2 (3) ② ク	放課後児 童健全育 成事業 (再掲)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業終了後に適切な遊びおよび生活の場を与え健全育成を図る。	市内各学童保育所で構成する学童保育指導員連絡協議会において実施する、児童の自尊感情や自己有用感を高めるための研修費用を支援する。 予算措置: 60千円	学童保育所で勤務する支援員で構成する学童保育指導員連絡協議会において、児童の自尊感情や自己有用感を高める等の研修費用を支援する。	（R6評価） 学童保育所で勤務する支援員等の資質向上を図った。 （R7以降における具体的な改善取組） 引き続き支援員の資質向上を図るため、研修の受講を働きかける。	市内各学童保育所で構成する学童保育指導員連絡協議会において実施する、児童の自尊感情や自己有用感を高めるための研修費用を支援する。 予算措置: 60千円	子育 て政 策課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (4)	① 力	2 (3) ② ウ	ひとり親家庭福祉推進事業（再掲）	ひとり親家庭に対し、就労支援等の生活支援策を実施するため、母子父子自立支援員を配置。ひとり親家庭福祉推進員と協力し、生活相談に対応するとともに、ひとり親家庭を対象とした各種事業の情報提供、制度利用への支援を行う。	就労相談、母子福祉資金の貸付、経済的支援相談 予算額：14,770千円	H27年2月から専属の母子・父子自立支援員（会計年度任用）を配置。 相談件数 R6年度 490件 R5年度 459件 R4年度 427件 R3年度 383件 R2年度 380件 R1年度 603件 H30年度 401件 H29年度 385件	(R6評価) 生活困窮、養育者の健康不安や障がいなど、就労・生活の相談が深刻化、複雑化している。安心して生活できるよう相談体制の充実等を図る必要があることから、専属の母子・父子自立支援員を（会計年度任用職員）を配置し、相談業務の拡充を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き、専属の母子・父子自立支援員を（会計年度任用職員）を配置し、就労相談、母子福祉資金の貸付、経済的支援相談を行う。	就労相談、母子福祉資金の貸付、経済的支援相談 予算額：14,770千円	子育て政策課
2 (4)	① キ	2 (3) ② エ	母子生活支援施設入所措置事業（再掲）	配偶者のない母と児童を保護し、生活の安定支援と福祉向上を図るため、施設への入所措置を行う。	母子生活支援施設入所 1世帯 1施設 予算額：3,360千円	利用世帯 R6年度 1世帯3人 R5年度 0世帯0人 R4年度 0世帯0人 R3年度 0世帯0人 R2年度 1世帯2人 R1年度 2世帯5人 H30年度 2世帯5人 H29年度 2世帯 5人 H28年度 1世帯 3人	(R6評価) 母子生活支援施設への入所措置により、母子世帯の生活の安定と自立への支援を行うための事業であり、利用の必要があると思われる方への情報提供を行った。 (R7以降における具体的な改善取組) 世帯の状況やニーズを的確に判断し、必要に応じて母子生活支援施設への入所により、生活の安定と自立への支援を今後も行う。	母子の安全確保と自立支援のため、母子生活支援施設入所措置費を負担する。 予算額：3,360千円	子育て政策課
2 (4)	① ク	2 (3) ② カ	助産扶助費事業（再掲）	経済的な理由により入院助産を受けることができない場合に、必要な助産扶助を行う。	助産扶助費 2件 予算額：1,497千円	利用者 R6年度 2人 R5年度 0人 R4年度 0人 R3年度 2人 R2年度 0人 R1年度 0人 H30年度 2人 H29年度 1人	(R6評価) 経済的な理由により入院助産を受けることが困難なケースが、安心して出産を迎えるために必要な制度であり、適切な助産扶助を実施した。 (R7以降における具体的な改善取組) 妊産婦が安全に入院助産を受けることが出来るよう、適切に助産扶助を実施する。	生活困窮世帯の助産施設入所措置費を負担する。 予算額：1,497千円	子育て政策課
2 (4)	① ケ	1 (2) ② 2 イ	児童発達支援施設運営事業（再掲）	心身の発達に課題を持つ未就学の児童とその家族に対して、療育やカウンセリング、心理発達相談の支援を行い。また、認定こども園等への保育巡回相談を行い、障がい児保育の充実に努める。	延利用児童数見込み （介護給付費請求対象児童数） 1,057 人 開所日数 243 日 予算措置 26,585 千円	延利用児童数（介護給付費請求対象児童数） 820 人 開所日数 245 日 ・療育指導員が1対1による集団および個別療育を行い、心理士による保護者のカウンセリングを行った。 ・心理発達相談や県から派遣されたPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）による相談を行った。 ・療育担当者が併行通園児の園訪問を実施した。 ・療育修了者については、園や健康推進課と一緒に引継ぎ会を行った。 決算額 15,906千円	(R6評価) ・療育指導員が言語聴覚士や臨床心理士など共に、お互いの専門性を活かしながら療育が行える組織体制を作った。 ・併行通園児に対して園訪問を行い、療育修了者に対して引継ぎ会を実施することで、関係機関と状況を共有し情報交換を行った。 (R7以降における具体的な改善取組) ・通所児（保護者）に対する理解を深め、適切な支援につなげるための専門性の向上のための研修やケース検討などを行い人材育成を行う。 ・園訪問や引継ぎ会などの機会を通じて、関係機関（園、健康推進課、他事業所など）との連携を深めていく。	1対1による療育や心理士による保護者のカウンセリングの継続。 また、小児科医師による医療相談、公認心理師による心理発達相談、OT（作業療法士）やST（言語聴覚士）によるリハビリ専門職による相談および支援を行う。 延利用児童数見込み （介護給付費請求対象児童数） 1,140 人 開所日数 242日 予算措置 19,563千円	児童発達支援センター
2 (4)	① コ		地域子育て支援センター事業・子育て親子つどいの広場事業	就学前の児童と保護者が気軽に集い、語り合い、交流を図り、情報交換や育児相談等を行う場を提供して、地域における子育て支援の環境づくりと充実を図る。	子育て親子の気軽な相談窓口として事業を行う中で、地域からの孤立化を防ぎ、保護者などの気持ちの受け止めを通じ、子どもたちが健やかに成長できるための支援を行う。 予算措置：50,072千円	子育て親子つどいの広場実施団体数 6団体 地域子育て支援センター開設数 2か所	(R6評価) ・市内の児童館、静里なのはな園および私立認定こども園6か園に子育て親子つどいの広場を開設し、未就園児の親子が集える地域に密着した交流の場として利用されています。 (R7以降における具体的な改善取組) ・出生数の減少や低年齢児の保育園等の入園が増加していることから、市全域を見渡した子育て支援事業の実施についてニーズに合わせた検討を行う必要があります。	子育て親子の気軽な相談窓口として事業を行う中で、地域からの孤立化を防ぎ、保護者などの気持ちの受け止めを通じ、子どもたちが健やかに成長できるための支援を行う。 予算措置：57,048千円	子育て政策課
2 (4)	① サ		こんにちは赤ちゃん事業	主任児童委員が生後3か月の赤ちゃんがいるご家庭を訪問し、育児に対する不安や疑問について相談を受けたり、子育て支援の情報提供を行っている。また、主任児童委員が訪問することにより地域との関わりを持つきっかけとなっている。	3か月児がおられる家庭を主任児童委員が訪問する、「赤ちゃん訪問」を引き続き実施し、地域とのつながりを持てるよう支援します。相談事業、助言の実施により、保護者などが一人悩み問題の抱え込み防止に努めます。 予算措置：222千円	訪問対象世帯数 203世帯 訪問世帯数 176件 訪問実施率 86.7%	(R6評価) 3か月児がいる家庭を主任児童委員が訪問する「赤ちゃん訪問事業」を実施しました。子育て支援事業の周知や、子育てへの不安や心配事の聞き取りを行い、必要があれば専門機関につなげました。 (R7以降における具体的な改善取組) 主任児童委員が訪問する「赤ちゃん訪問」を引き続き実施し、関係機関との連携を図りながら子育て支援に関する情報の提供などを通じて地域とのつながりを持てるよう支援します。	3か月児がおられる家庭を主任児童委員が訪問する、「赤ちゃん訪問」を引き続き実施し、地域とのつながりを持てるよう支援します。相談事業、助言の実施により、保護者などが一人悩み問題の抱え込み防止に努めます。 予算措置：222千円	子育て政策課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (4)	① シ		妊娠・出産包括支援事業	産後の育児に戸惑い悩む母親や父親、家族に対し、妊娠期から専門職が関わることで、赤ちゃんとの生活がイメージでき、子育ての見通しを持ち、安心して出産を迎えられるよう支援を行う。	会計年度任用職員（助産師）報酬等 予算措置：3,238千円 先輩ママサポーター報償費 8千円 妊娠期から専門職や地域の身近な先輩ママサポーターが支援することにより、妊婦自身が安心して、自分や赤ちゃん、家族の健康に関心を高め、子育ての見通しを持って出産を迎えられるようにする。	プレママ・プレパパサロン開催 開催回数：計6回 開催場所：安曇川保健センター、今津保健センター、みらくる 参加者：計61人（妊婦31人・家族30人） 内容：妊婦体験、沐浴体験、フリートークによる交流	（R6評価） 電子申請を導入したことから、申込者数の半数はWebからの予約があり、タイムリーな予約や参加者数の増加につながった。アンケートからは、実践的な体験を通して交流や意見交換を図ることで、出産後のイメージができたとの声が多かった。 （R7以降における具体的な改善取組） 隔月実施とし、不安の強い方や参加者数に応じて、個別対応やグループ分けを行い、一組一組に配慮できるようにする。引き続き、子ども若者応援センター「みらくる」を会場として使用し、関係課と連携を図りながら切れ目ない相談支援につなげる。	会計年度任用職員（助産師）報酬等 予算措置：3,649千円 先輩ママサポーター報償費 8千円 妊婦やその家族が前向きに出産を迎えられ育児の見通しが持てるよう、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を実施していく。	健康 推進 課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (4)	① ツ		体験活動支援事業	子ども体験活動に係る指導者の登録や紹介、ボランティア養成等により、体験活動の推進を図る。	・子ども体験活動サポーターの養成・登録 ・子ども体験活動サポーターの派遣 ・高島市吹田市少年キャンプ大会の開催 ・たかしま子どもフェスティバルの開催	・子ども体験活動サポーター養成講座 「救急法！」 6/29開催 場所：高島市消防本部 参加者：8人 ・体験活動サポーター登録者数：23人 ・サポーター派遣 27回 ・高島市吹田市少年キャンプ大会 8/19～21開催 参加者：高島市13人、吹田市37人 ・たかしま子どもフェスティバル 12/8開催 場所：ガリバーホール(高島公民館) 入場者数：約800人	(R6評価) たかしま子どもフェスティバルを高島青少年育成大会と合同開催することで、青少年活動の関係人口を増やすことができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 子ども体験活動サポーター養成講座において、活動に応じた講座を実施することができなかった。今後は指導員のスキルアップに向けた講座を実施する予定である。	・子ども体験活動サポーター養成講座 ・体験活動サポーターの派遣 ・高島市吹田市少年キャンプ大会 ・たかしま子どもフェスティバル(高島市青少年育成大会と合同開催)	社会教育課
2 (4)	① テ		スポーツ少年団育成事業	高島市内のスポーツ少年団の運営支援を行い、青少年の健全育成に努める。	・予算措置 スポーツ振興団体活動支援補助金 13,546千円 (うち、スポーツ少年団育成事業補助金 1,864千円) ・高島市スポーツ少年団登録事務、各種研修会の開催、広報活動	登録団体 33 団体 団員数 565 人 指導者数 173 人 ・高島市スポーツ少年団登録事務、各種研修会の開催、広報活動	(R6評価) ・子どもたちの成長過程において、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、スポーツを親むことができる生涯スポーツの普及と青少年の健全育成に大きな役割を果たしているため、指導者の資質向上と養成を行った。また、事務を高島市スポーツ協会に移管する準備を進め、高島市スポーツ協会においても、倫理に関するガイドラインの作成に向け、着手していただいた。 (R7以降における具体的な改善取組) ・少子化により中学校の部活動数が減少し、活動時間も縮小される中、子ども達の運動・スポーツに触れる機会の受け皿となれるよう、若手指導者の育成や組織体制の整備が必要である。また、高島市スポーツ協会が作成された倫理に関するガイドラインを、スポーツ少年団の指導者等にも周知し、研修を開催するなど人権意識の高揚を図る。	・予算措置 スポーツ振興団体活動支援補助金 15,513千円 (うち、スポーツ少年団育成事業補助金 1,238千円) ・高島市スポーツ少年団登録事務、各種研修会の開催、広報活動について、高島市スポーツ協会へ事務の完全移行を行う。	市民スポーツ課
2 (4)	① ト		福祉医療費助成事業	保健水準の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児や社会的・経済的に弱い立場にある障がい者や老人等に医療費の助成を行う。	小学校就学前の児童の医療費自己負担分を助成する。 また、、配偶者のいない女子(男子)が18歳未満の児童を扶養している家庭で、本人および扶養義務者が一定所得以下の世帯の母子(父子)に対し、医療費自己負担分の一部または全部を助成する。 【予算措置】 乳幼児 1,850 人分 60,000 千円 母子家庭 740 人分 28,000 千円 父子家庭 80 人分 4,000 千円	乳幼児 1,447 人 60,202 千円 母子家庭 621 人 24,193 千円 父子家庭 42 人 1,938 千円 (人数は、R7.3末現在)	(R6評価) 乳幼児および社会的、経済的に弱い立場にあるひとり親家庭の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) 今後、社会情勢や国・県の動向を注視しつつ、県内市町とともに持続可能な制度のあり方について検討する。	小学校就学前の児童の医療費自己負担分を助成する。また、、配偶者のいない女子(男子)が18歳未満の児童を扶養している家庭で、本人および扶養義務者が一定所得以下の世帯の母子(父子)に対し、医療費自己負担分の一部または全部を助成する。 【予算措置】 乳幼児 1,850 人分 63,600 千円 母子家庭 740 人分 26,900 千円 父子家庭 80 人分 2,300 千円	保険年金課
2 (4)	① ナ		児童の発達に関する総合相談	児童の心身の成長発達について、不安や困りごとを抱える保護者や関係者の相談を受け、支援につなげる。	専門職が日常生活、就学、学習等についての相談を受け、心理士や作業療法士などの専門相談や、園・学校、関係機関等との連携を図りながら、児童発達支援やことばの教室につなげて支援する。 予算措置 12,045千円	臨床心理士による心理発達相談 234件 作業療法士による相談 31件 幼児親子教室の運営 未就園児対象 4期(各8回) 参加親子 実 12組 延 89組 決算額 10,858千円	(R6評価) ・定期的に総合相談アセスメント会議を開催し、児童生徒や保護者のニーズに合わせた相談・支援につなげることができた。 ・支援を実施した後の一定期間後に、学校や園と振り返りを行い、その後の支援状況の共有と新たな課題とその対応について話し合うことが出来た。 (R7以降における具体的な改善取組) ・学校や園との振り返りについて把握した課題を共有し、必要であれば手順等の見直しを行い、専門相談の充実化を図る。また、個別ケースの相談や会議を通じて、関係機関(園、学校、こども家庭センター、健康推進課など)との連携を図る。	保護者や園や学校等からの相談を受け、必要に応じて臨床心理士や作業療法士・言語聴覚士などの専門相談を行う。また、地域の事業所に対して研修を実施し、事業所間のネットワークの構築を図る。 予算措置 16,956千円	児童発達支援センター
2 (4)	② ア		いじめ対策事業	全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応を実現するための施策を講じる。	①「いじめ問題対策委員会」を設置・開催し、いじめ対策に関する専門的知見を得る。 ②未然防止対策として、講演会を開催する。また、児童生徒やその家庭に向けて、いじめ未然防止の啓発と相談窓口の紹介を行う。 ③早期発見・早期対応を進めるために、スキルアップのための教員研修を充実させるとともに、教育相談・課題対応室にカウンセラーを配置し、いじめ相談窓口機能の充実を図る。 ④深刻ないじめ事案が発生した際には、いじめ対策緊急支援として、カウンセラー、弁護士等の専門家を派遣し、専門家による生徒支援、学校支援を充実させる。	・いじめ問題対策委員会において、専門家である各委員から、高島市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するための専門的知見を得ることができた。 ・いじめ相談担当の臨床心理士が、学校や保護者からの相談に対応し、課題解決に向けたカウンセリングや助言ができた。 ・研修に参加した教員が、いじめ等の生徒指導上の課題解決に向けた法的な知識や組織対応のためのスキルを習得することができた。	(R6評価) いじめ事案の積極的な認知がすすむなど、いじめ対策に係る各事業で一定の成果が出ていると判断できる。 いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見・早期対応のための施策の一層の充実を図る必要がある。 (R7以降における具体的な改善取組) いじめの防止、早期発見・早期対応のための施策を推進する。また、相談体制を維持拡充し、学校への支援を充実させる。また、必要に応じて関係機関と連携する。	・「いじめ問題対策委員会」を設置・開催し、いじめ対策に関する専門的知見を得て、教育委員会から各小中学校への指導助言の充実を図る。 ・未然防止対策として、講演会または研修会を開催する。また、児童生徒やその家庭に向けて、いじめ未然防止の啓発と相談窓口の紹介を積極的に行う。 ・早期発見・早期対応を進めるために、スキルアップのための教員研修を充実させるとともに、教育相談・課題対応室にカウンセラーを配置し、いじめ相談窓口機能の充実を図り、小中学校との連携に努める。 ・深刻ないじめ事案が発生した際には、いじめ対策緊急支援として、カウンセラー、弁護士等の専門家を派遣し、専門家による生徒支援、学校支援を行う。	学校教育課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (4)	② イ		いじめ問題 対策事業	いじめ問題に対応するため、関係機関相互の 情報交換・早期対応、早期解決のための連携 および協力を推進する機関としていじめ問題 対策連絡協議会を設置している。また、必要 に応じ、高島市いじめ防止基本方針の見直し に関する検討・協議を行う。なお、いじめによ る重大事態が発生した場合は、いじめ防止対 策推進法第28条に規定されている学校または 教育委員会は調査結果を市長に報告する が、その調査結果について、市長が再度調査 が必要であると認められるときは、いじめ問題 再調査委員会を設け、再調査を行う。	いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・委員の構成等 委員 15人以内 ・委員の任期 2年 いじめ問題再調査委員の設置(有事の際) ・委員数 3名 啓発活動の実施 予算措置:375千円	○高島市いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・第1回 令和6年10月10日 委員:9人 内容:いじめ防止等のために市が実施する施策および啓発事業について 等 ・第2回 令和7年2月25日 委員:6人 内容:研修会 テーマ「いじめ防止に向けて家庭や地域ができること」 滋賀県教育委員会幼少中教育課 上村 文子氏 〔啓発活動〕令和6年12月4日 啓発用グッズの配布による街頭啓発 平和堂あどがわ店(集合場所 中央入口付近) 平和堂今津店 (集合場所 南側入口付近)	(R6評価) 子どもに関係する機関(学校、家庭、地域、専門員)および団体の連 携、いじめ問題に関する情報共有を行った。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き関係機関の情報連携・情報共有の推進を図るとともに、必 要に応じて「高島市いじめ問題防止基本方針」の見直しに関する調 査、検討および協議を行う。	会議や啓発活動により、関係機関相互の連携強化を図り、社 会情勢を注視しながら情報交換、早期対応に向けた関係構築 を進める。 予算措置 375千円	子育 て政 策課
2 (4)	② ウ		別室登校 児童生徒 支援事業	別室登校や不登校傾向の児童への個別支援 を目的に、生徒に対し情緒の安定や人間関係 づくり等の支援、学習意欲の喚起、学習活動 への補助を行う教育支援員(スクーリングケア サポーター)を課題の多い小学校に派遣す る。	・今津東小、安曇小、高島小、新旭南小、新旭北小に教 育支援員(スクーリングケアサポーター)を派遣する。	・今津東小、安曇小、高島小、新旭南小、新旭北小に教育支援員(スクー リングケアサポーター)を派遣した。	(R6評価) 派遣校において、別室登校や不登校傾向の児童に対して、教育相談 補助活動や学習支援等の支援を行った。不登校の児童が別室へ、別 室の児童が教室へと段階的に変容が見られるなど、当該児童生徒が 徐々にではあるが、集団生活に馴染めるようになった。 (R7以降における具体的な改善取組) 増加傾向にある別室登校の子どもと関わり、段階的に集団生活になじ めるようにするだけでなく、別室登校、不登校の予防として、気になる 児童生徒と関わり、未然防止に努める。	・今津東小、安曇小、高島小、新旭南小、新旭北小に教育支援 員(スクーリングケアサポーター)を派遣し、教職員との連携体 制を強化する。	学校 教育 課
2 (4)	② エ ウ	1 (2) ② 4 ウ	教育指 導・相談 事業(再 掲)	教育全般に関する市民等からの相談に応じる ため、教育相談・課題対応室を設置し、相談 員や臨床心理士を任用して、相談窓口の充実 を図る。	参与1人、指導主事1人(兼任)、相談員3人、臨床心理 士2人週3日の配置で、市民や学校・園等からの教育全 般に関する相談に応じるとともに課題解決を図る。室の 重点は、以下の3点である。 ・早期対応:室の認知度を高める啓発を工夫する。 ・相談体制の充実:学校等関係機関との連携を深め問 題解決を図る。 ・課題の未然防止:広報紙を通じて、学校へ教育相談や 子育てに関する情報を提供する。	・教育相談のべ件数 R4 451件 R5 684件 R6 677件 ・課題対応のべ件数 R4 752件 R5 966件 R6 941件 ・当室で受けた相談の「解決、改善率」は約70%	(R6評価) 全小中学校を訪問して巡回相談を行い、気になる児童生徒や課題の ある家庭等についての相談や情報交換をきめ細かく行い、当室での相 談やカウンセリングが必要だと思われる児童生徒や保護者に紹介し た。課題対応では各校を訪問し、対応を重ねた。 (R7以降における具体的な改善取組) 当室で相談を受けている児童生徒については、本人や保護者の了解 の上で、学校との情報共有を可能な限りきめ細かく行い、連携して課 題解決に努めるようにする。今年も課題対応で各校を訪問し連携を深 める。	令和7年度についても、参与1人、指導主事1人(兼任)、相談員3 人、臨床心理士2人週3日の配置で、市民や学校・園等からの 教育全般に関する相談に応じるとともに課題解決を図る。室の 重点は、以下の3点とする。 ・早期対応:室の認知度を高める取り組みを工夫する。 ・相談体制の充実:学校等関係機関との連携を深め問題解決 を図る。 ・課題の未然防止:広報紙を通じて、学校へ教育相談や子育て に関する情報を提供する。	学校 教育 課
2 (4)	② オ イ	2 (2) ① イ	特別支援 教育推進 事業(再 掲)	発達障がいのある児童生徒の支援を行う教 育支援員を小中学校に派遣する。	・教育支援員派遣 マキノ東小(1人)、今津東小(2人)、安曇小(1人)、 青柳小(1人)、高島小(2人)、新旭南小(1人)、 新旭北小(2人)、 今津中(2人)、高島中(1人)、 湖西中(2人)、配置校未定(1人)	・教育支援員派遣 マキノ東小(1人)、今津東小(2人)、安曇小(1人)、 青柳小(1人)、高島小(2人)、新旭南小(1人)、 新旭北小(2人)、 今津中(2人)、安曇川中(1人)、高島中(1人)、 湖西中(2人)	(R6評価) 左記の学校に教育支援員を派遣し、個別の支援を必要とする児童生 徒に対して、それぞれの課題に応じた適切な支援を行った。児童生徒 の学力の定着や落ちついた生活につながっただけではなく、保護者の 心理的安定も見られた。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き適切な支援が行えるよう、教育支援員の安定配置とスキル アップのための研修の充実に努める。また、特別支援教育コーディ ネーターや教育相談担当との連携を図る。	発達障がいのある児童生徒の支援を行う教育支援員を小中學校 に派遣する。 マキノ東小(1人)、今津東小(2人)、安曇小(1人)、 青柳小(1人)、高島小(2人)、新旭南小(1人)、 新旭北小(2人)、 今津中(2人)、安曇川中(1人)、 湖西中(3人)	学校 教育 課
2 (4)	② カ		臨時講師 派遣事業	学校規模等から生じる免許外教科指導の解 消や少人数指導の充実等を必要とする小中 学校に臨時講師を派遣する。	複式改善のための臨時講師 7人 免許外教科指導解消のための臨時講師(中学校)4人 指導体制充実のための臨時講師 4人 きめ細かな指導支援のための臨時講師 3人	複式改善のための臨時講師 3人 免許外教科指導解消のための臨時講師(中学校)4人 指導体制充実のための臨時講師(小学校)4人 きめ細かな指導支援のための臨時講師(小学校)3人	(R6評価) 複式学級の解消や改善のため、臨時講師を派遣することにより、児童 生徒一人ひとりに対するきめ細かな学習や生活への指導の充実を図 ることができた。ただ、講師の不足や高齢化が問題である。 (R7以降における具体的な改善取組) 各学校における学習指導および生徒指導上の課題を的確に把握し、 ニーズに応じた適切な配置を行う。	学校規模等から生じる免許外教科指導の解消や少人数指導 の充実等を必要とする小中学校に臨時講師を派遣する。 複式改善のための臨時講師 7人 免許外教科指導解消のための臨時講師(中学校)4人 指導体制充実のための臨時講師 4人 きめ細かな指導支援のための臨時講師 3人	学校 教育 課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (4)	③ ア	1 (2) ② エ	高島市少年センター事業	青少年の問題行動・非行や犯罪、犯罪被害の未然防止活動 ○補導活動 高島市少年補導(委)員会と連携して実施する。 ○有害環境浄化活動 ○無職少年対策 ○非行防止啓発活動	青少年の問題行動・非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動を、少年センター、少年補導(委)員会、高島警察署生活安全課、学校、事業所が連携して実施する。 ○少年センター・あすくのだより 年2回 ○市内統一補導活動 月2回 ○図書等販売店立入調査 月1回 ○重点活動の継続 ・センターパトロール ・重大事案発生時緊急パトロール ・安曇川・今津・新旭を重点地域とする統一街頭補導 ・少年補導委員の学校参観・情報共有 ○「青少年理解の浸透」と「居場所機能の充実」を図る ○支援少年との交流活動 初期段階の居場所機能、他者との関係を紡ぐ居場所機能を想定した活動を、少年補導委員会や地域協議会の構成機関等、多くの分野の協力を得て実施。 <令和6年度予算措置> 少年センター事業 7,322千円	○青少年の問題行動・非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動 ・啓発活動 少年センターだより 8、2月全戸配布) ・街頭補導、パトロール 249回 ※少年センター主催83回 各地区補導委員会活動166回 ・図書等販売店立入調査 25店舗 12回 ・少年センター相談活動 相談件数1,300件 昨年度より187件増 対象少年126人 昨年度より26名増 ○重点活動 ・センターパトロール、重大事案発生時の緊急パトロール ・安曇川・今津・新旭を重点地域とする統一街頭補導 ・少年補導委員の非行防止啓発活動(たかしまおでかけ隊) ※誘拐防止、サイバー犯罪被害防止、薬物乱用防止36回 ○支援少年との交流活動 初期段階の居場所機能、他者との関係を紡ぐ居場所機能を想定した活動を、少年補導委員会や地域協議会の構成機関等、多くの分野の協力を得て実施。	<R6評価> ○相談件数は1,300件。昨年度より187件増であり、この10年間で最も多い。 ○相談者別では、本人との相談が660件となり相談件数の半数を占めている。学校からの相談は223件で、昨年度より95件増加した。 ○相談内容は、昨年度は不登校相談が最も多かったが、学校・学業相談が431件で最も多くなった(昨年度より235件増)。 ○学識別相談では、相談件数、相談人数ともに中学生が最も多い。 ○早期に学校、関係機関とつながることができ、本人と出会えることが多くなり、家庭訪問、来所によって個々に応じた活動ができた。 <R7以降における具体的な改善取組> ○子どもが被害者となる事例は全国的にも増えている。また、加害者として犯罪に巻き込まれるケースも増加しているため、未然防止を意識して取り組む。 ※情報モラル教室、薬物乱用防止教室等の充実 ※啓発活動の重視 ※関係機関と連携し、相談活動、非行防止活動、環境浄化活動を実施し、少年の非行防止と健全育成を図る。 ○SOSを出せない、物事の受け取りが敏感になっているなど、生きづらさを感じている子どもの低年齢化がみられる。子ども・若者の現状、課題について常に新しい知識が必要である、	<令和7年度事業計画> 青少年の問題行動・非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動を、少年センター、少年補導(委)員会、高島警察署生活安全課、学校が連携して実施する。また、保護司会、更生保護女性会との連携に努める。 ○情報モラル教室、薬物乱用防止教室での啓発を中心に、関係機関と連決して未然防止活動を充実させる ○健全育成・未然防止活動を着実に実施する。 ・子ども・若者をめぐる状況を踏まえ、居場所機能や学び合い育ち合う関係性を大切にする。 ○重点活動の継続 ○「青少年理解の浸透」と「居場所機能の充実」を図る。 ○支援少年との交流活動 <令和7年度予算措置> 少年センター事業 8,525千円	子ども・若者支援センター “あすく る高島”
2 (4)	③ イ	1 (2) ② オ	あすくの高島事業	○青少年の立ち直り支援システム「あすく」事業(20歳未満) 問題行動・非行・犯罪に陥った、犯罪の被害に遭った、あるいは不登校・ひきこもり状態にあるなど、悩みを抱えている・困難な状況に置かれている青少年の立ち直りや社会参加に向けた支援活動を行う。 ・ネットワーク体制を活かし、専門性に支えられた支援、連携による支援を適時・適切に行う。 ・アウトリーチによる相談・支援を効果的に導入する。 ○研修会の実施、他機関の協議会・研修会への積極的な参加により、関係者の資質向上を図る <令和6年度予算措置> 「あすくの高島」事業 6,840千円	○困難を有する青少年とその家族の支援 青少年相談を踏まえて、必要なケースに支援活動を行う。 ・5つの支援プログラム「生活改善支援、自分探し支援、就学支援、就労支援、家庭支援」により、個に応じた支援を行う。 ・ネットワーク体制を活かし、専門性に支えられた支援、連携による支援を適時・適切に行う。 ・アウトリーチによる相談・支援を効果的に導入する。 ○研修会の実施、他機関の協議会・研修会への積極的な参加により、関係者の資質向上を図る <令和6年度予算措置> 「あすくの高島」事業 6,840千円	○支援少年 令和5年度から継続2人 令和6年度新規1人 計3人 昨年度より1名減 非行少年の減少から対象少年は年々減少している。 支援活動数 合計468回 昨年度より305回増 ○支援対象者 中学生2人 無職少年1人 ○支援活動について ・生活改善 142回 生活リズム改善、登校支援 ・自分探し 192回 工作、調理実習、創作活動、運動等、個々に応じた活動 ・就学 23回 通信制高校のレポート学習、不登校の学習支援等 ・就労 49回 就労相談や就労後の支援として様子確認 ・家庭 62回 保護者面談 親子ふれあい活動 ※早期に関りが持てるよう、登校支援、放課後に少年補導委員との活動を実施した。	<R6評価> ○少年補導委員主催の交流活動が実施できるなど、少年補導委員とのふれあい活動が充実した。 ○非行等、問題行動がある青少年が対象となるが、本人、家庭の状況から個別対応が必要と判断した場合はあすくで支援した。 ○中学校には学期に1回訪問し、情報共有できた。 <R7以降における具体的な改善取組> 不登校、引きこもりでの支援が増加している。また、教室を飛び出す、授業を妨害する等の問題行動も増加してきており、学校との連携、少年補導委員をはじめ、地域の大人との連携も意識していきたい ※あすく通所したくてもできない環境にいる子ども・若者も増えてきており、関係を築くための課題が多くある。 ※個別の支援のその先を見据え、新しい生活様式を取り入れながら、少人数での活動を計画的に企画する ※アウトリーチによる相談・支援を効果的に導入する。	<令和7年度事業計画> ○5つの支援プログラム「生活改善、自分探し、就学、就労、家庭」により、個に応じた支援を行う。 ・アウトリーチによる相談・支援を効果的に導し、地域にある施設を利用し支援を行う。 ・ネットワーク体制を活かし、専門性に支えられた支援、連携による支援を適時・適切に行う。 ○研修会の実施、他機関の協議会・研修会への積極的な参加により、関係者の資質向上を図る。 <令和7年度予算措置> 「あすくの高島」事業 7,588千円	子ども・若者支援センター “あすく る高島”
2 (4)	③ ウ		子ども・若者育成支援施策	【高島市における子ども・若者育成支援施策(以下子若施策)】 若者の自立をめぐる問題、児童虐待、不登校、いじめ、少年が関わる重大事件、有害情報 の氾濫など、深刻で厳しい状況に対して、教育、福祉、保健、雇用、矯正、更生保護、医療等の関係機関や団体がネットワークを形成し、知見を総合して諸課題に対応しようとする「子ども・若者育成支援推進法(以下子若法)」に基づく施策である。	○高島市子ども・若者支援地域協議会の運営 ※資源の活用、横のつながりと種のつながり(移行)を意識して連携とネットワークの充実に努める。 ※生きづらさを抱える子ども・若者が「地域で生活できる」「地域で活躍できる」ために ・多様な子ども・若者の声を聞く。 ・居場所を知り、居場所について考え、発信する。 ○個別ケース検討会議(随時) 連携が必要と判断したケース 関係機関からの要請 ○不登校・ひきこもり家族学習会 ○しゃべりば事業 <令和6年度予算措置> 子ども・若者育成支援事業 4,911千円	○高島市子ども・若者支援地域協議会 ・代表者会議 1回 子ども・若者の実態 各機関の役割と連携 滋賀県SSW小西 亨氏講話「連携で支える子ども若者の心」 ・実務者会議 4回 ①高島市子ども・若者支援地域協議会について ②各構成機関の業務(活動)内容と連携について ③事例検討 ④滋賀県の子どもの若者支援 子ども・若者総合相談センター運営の実態と課題 ○不登校・ひきこもり家族学習会2回 ①生きづらさを抱えることも若者への理解 医療の現場から 講師:滋賀県立精神慰労センター 濱川 浩 医師 ②誰もが支え合える居場所づくりをめざして 講師:NPO法人スーブル代表 坂原美津子 氏 ○しゃべりば事業の実施 5回実施 子どもの参加は3回 ○若者相談 件数 296件 昨年度より161件減 対象者 31人 昨年度より9人減	<R6評価> ○「連携」と「ネットワーク」による支援で「孤独・孤立」を防ぐことについての共通理解ができた。 ○構成機関の専門職や地域の支援者など、いろいろな立場の様々な視点から支援策を検討できた。 ○「つながる」「子ども若者の声を聴く」ということをどう理解するかについて学びを深められた。 <R7以降における具体的な改善取組> 子ども・若者が「地域で生活できる」「地域で活躍できる」ように、子ども・若者が声をあげられるような、思いに寄り添った「居場所」を知り、発信する。また、中間的な就労の場について考える。 ○高島市子ども・若者支援地域協議会の運営 ○子ども・若者の思い、願いを聴く ・子ども・若者意見表明の場、活躍の機会の充実 ・しゃべりば事業の充実 ・相談支援現場からの学びの充実	<令和7年度事業計画> 多様な子ども・若者が声をあげられるために、居場所を知り、居場所について考え、発信するを目標に以下のことを取り組む ○高島市子ども・若者支援地域協議会の運営 ※資源の活用、横のつながりと種のつながり(移行)を意識して連携とネットワークの充実に努める ・代表者会議 1回 ・実務者会議 4回 ・個別ケース検討会議 随時 ・子ども・若者育成支援講演会 ・不登校・引きこもり家族学習会 3回程度 ○子ども・若者意見表明の場、活躍の機会の充実 ・しゃべりば事業の充実 ・相談支援現場からの学びの充実 <令和7年度予算措置> 子若育成支援事業 5,444千円	子ども・若者支援センター “あすく る高島”
2 (4)	③ エ		薬物乱用防止啓発事業	啓発・学習による非行・犯罪、犯罪被害の未然防止活動 「おでかけ隊」(出前教室) 少年補導委員と高島署生活安全課少年補導職員、少年センター職員が学校や園などに出かけ、寸劇や大型ロール絵本、ロールプレイを取り入れた授業形式により、誘拐防止や非行防止、薬物乱用防止、万引き防止教室を実施。	○おでかけ隊をさらに周知 ・「非行・被害の未然防止啓発」の継続 ・「薬物乱用防止」「情報セキュリティ」教材の導入・開発と実施回数増 ○「安心・安全」の保障も含め、居場所機能を意図した事業の展開 ・「今」を生きる青少年を正しく理解する。 ・青少年をめぐる状況、環境の理解とやるべきこと、できることを確認する。 令和5度予算措置 ○薬物乱用防止啓発事業 231千円	○少年補導委員会による出前教室「おでかけ隊」 33回実施 ・小学校 7校 11回 不審者対応 薬物乱用防止 サイバー犯罪被害防止 ・中学校 4校 14回 薬物乱用防止 サイバー犯罪被害防止 ※中学校では、社会問題化している薬物乱用について、ブレインストーミングやロールプレイを盛り込んだ内容で行った。 ・高等学校 1校 5回 薬物乱用防止教室 ○少年補導委員研修 薬物乱用防止教室の実施前に、薬物乱用防止に関する研修会を行った。	<R6評価> ○少年補導委員会による非行防止・被害防止の出前教室「おでかけ隊」の認知度が上がっている。 ○薬物乱用防止教室については、実験やグループワーク、ロールプレイを盛り込み、考えることを大切にた教室を市内小中学校、高等学校で実施できた。 <R7以降における具体的な改善取組> ○市内の全校で実施できるよう、おでかけ隊をさらに周知し、「非行・被害の未然防止啓発」として継続する。 ○社会の動き、現状を反映した「薬物」「情報セキュリティ」教材の開発とともに、啓発教材を見直し・充実。	<令和7年度事業計画> ○少年補導委員、少年センター、警察と連携した教室実施 ・薬物防止乱用教室 小学校高学年 中学校 高校で実施 ・情報モラル教室の実施 中学校 ○強調月間における啓発活動 ・7月 青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間 ・11月 滋賀県子ども・若者育成支援強調月間 <令和7年度予算措置> 薬物乱用防止防止啓発事業 231千円	子ども・若者支援センター “あすく る高島”

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2 (4)	④ ア		青少年教育一般事業	高島市青少年育成市民会議が行う青少年健全育成事業、少年交流体験事業などに対する支援を行う。	・社会教育指導員2人 ・高島市青少年育成大会の開催(表彰、中学生広場、講演など) ・よえもん道場の開催 ・少年交流体験事業の開催(ニセコ町との交流、たかしまワイワイキッズ)	・社会教育指導員2人 ・高島市青少年育成大会 12/8開催 場所:ガリバーホール・高島公民館、参加者数:800人 ・よえもん道場(年間8回開催) 参加児童:延べ144人 ・少年交流体験事業 大洲市訪問 7/25 参加人数18人 ニセコ町との交流 7/31 事前・事後研修 各1回 参加児童:9人 ワイワイキッズ 9/14 場所:森林公園くつきの森 参加児童:36人	(R6評価) よえもん道場(全8回)の後半は単なるプログラム参加ではなく、子どもたちが主導で活動を実施することが出来た。また、R5に引き続き県外への交流事業や体験活動も実施することができた。 (R7以降における具体的な改善取組) よえもん道場の実施期間がR6は3月までかかったが、年度末で多忙を極めるため、R7以降は年内で終わるよう調整する。	・高島市青少年育成大会(たかしま子どもフェスティバルと合同開催) ・よえもん道場(年間7回) ・少年交流体験事業 ニセコ町との交流(訪問) ワイワイキッズ 大洲市との交流(受入)	社会教育課
2 (4)	④ イ		青少年育成事業	青少年の健全育成に携わる団体が行う、活動を支援することで、次代を担う青少年の健全育成を図る。	各青少年育成団体への補助金交付(10団体) ・高島市ボーイスカウト連絡協議会 ・ガールスカウト湖西地区連絡協議会 ・安曇川町子ども会連合会 ・高島学区子ども会連合会 ・新旭子ども会連合会 ・高島市子ども会協議会 ・マキノ少年少女合唱団 ・高島少年少女合唱団 ・高島市青年協議会 ・子どもフェスティバル実行委員会	各青少年育成団体への補助金交付(10団体) ・高島市ボーイスカウト連絡協議会 ・ガールスカウト湖西地区連絡協議会 ・安曇川町子ども会連合会 ・高島学区子ども会連合会 ・新旭子ども会連合会 ・高島市子ども会協議会 ・マキノ少年少女合唱団 ・高島少年少女合唱団 ・高島市青年協議会 ・子どもフェスティバル実行委員会	(R6評価) 少子化が進み青少年育成団体の衰退が進む中、地域で活動している青少年団体を補助金により支援することで子どもたちの活動場所を維持できた。 (R7以降における具体的な改善取組) 新型コロナウイルス感染症の5類移行から2年が経過し、これまで中止・縮小等されてきた各団体の活動が、1団体を除き再開しているため、引き続き支援を続けていく。また活動団体の情報を市民に広く知ってもらうために、アピールしていく必要がある。	各青少年育成団体への補助金交付(10団体) ・高島市ボーイスカウト連絡協議会 ・ガールスカウト湖西地区連絡協議会 ・安曇川町子ども会連合会 ・高島学区子ども会連合会 ・新旭子ども会連合会 ・高島市子ども会協議会 ・マキノ少年少女合唱団 ・高島少年少女合唱団 ・高島市青年協議会 ・子どもフェスティバル実行委員会	社会教育課
2 (4)	⑤ ア		広報事業	防災・不審者等の情報をメール配信サービスにより、すばやく登録者の携帯電話やパソコンへ届け、市民生活の安全安心を図る。	・リアルタイム高島登録目標 全体登録者数 10,000人 防災情報 8,500件 火災情報 7,200件 不審者情報 7,200件 熊目撃情報 5,900件 ・メール配信ソフト使用料 1,650,000円 137,500円×12か月＝1,650,000円	・リアルタイム高島登録実績(令和6年3月現在) 全体登録者数 10,108人 防災情報 8,800件 火災情報 8,012件 不審者情報 7,872件 熊目撃情報 6,165件 ・メール配信ソフト使用料 1,650,000円 137,500円×12か月＝1,650,000円	(R6評価) 令和6年度にサービスのリニューアルを行ったが、令和5年度と比べ登録者数が減少することなく、多くの人に情報が発信できた。 今後についても引き続き必要な方へ必要な情報を伝えることを目的に登録者の維持・増加を目指していく。 (R7以降における具体的な改善取組) 引き続き、広報誌や防災行政無線による周知を行う。	・リアルタイム高島登録目標 全体登録者数 10,200人 防災情報 8,900件 火災情報 8,100件 不審者情報 8,000件 熊目撃情報 6,300件 ・メール配信ソフト使用料 1,650,000円 137,500円×12か月＝1,650,000円	企画広報課
2 (4)	⑤ イ		交通安全対策事業	正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止を図るため、就学前の幼児および保護者に対する交通安全教育や意識の高揚、啓発に取り組む。	子どもの交通安全教育の充実を図るため就学前の幼児および保護者に対し交通安全教育を実施する団体に対して補助を行うことにより、幼児および保護者への交通安全教育の推進が図られるよう、引き続き支援をおこなう。 予算措置 310千円	カンガルークラブ補助金(10団体) 172,010円	(R6評価) 子どもの交通安全教育の充実を図るため就学前の幼児および保護者に対し交通安全教室を実施する団体にたいして補助を行うことにより、幼児および保護者への交通安全教室の推進が図れた。 (R7以降における具体的な改善取組) 同様の取り組みを継続する。	カンガルークラブ補助金(16団体) 310,000円	都市政策課
2 (4)	⑤ ウ		交通安全推進事業	新入学の小学生に黄色の傘を配布し、交通事故防止に取り組む。	新入学の小学生に黄色の帽子を配布し、交通事故防止に取り組む。(300人分) また、通学路の交差点に設置している横断旗のうち、経年劣化した旗・旗入れ箱を更新し、通学時の交通安全を推進する。 予算措置 859千円	新入学の小学生に黄色の帽子、黄色の傘を配布し、交通事故防止に取り組んだ。(330人分) また、通学路の交差点等における事故防止のため、交通安全啓発看板を購入し設置した。 消耗品費(帽子、看板) 471,900円	(R6評価) 新入学した小学1年生に黄色の帽子を利用してもらうことで、自動車の運転者からの視認性も上がり、交通安全意識の高揚が図れた。 (R7以降における具体的な改善取組) 同様の取り組みを継続する。	消耗品(帽子、傘、看板) 784,795円	都市政策課
2 (4)	⑤ エ		学校安全防犯対策事業	児童生徒の登下校中の安全を確保するため、小学1年生に防犯ブザーを、中学1年生に通学用ヘルメットをそれぞれ貸与する。 市内小学校スクールガードによる見守り活動の保険料を負担する。 警察官OBをスクールガードリーダーに委嘱し、各校の安全指導上の留意点や改善すべき点等に関する指導助言を行うとともに、スクールガードを養成するための講習会を開催する。	・防犯ブザー(対象:小学1年生) ・通学用ヘルメット(対象:中学1年生) ・市内小学校スクールガード保険料 ・スクールガード見守り用消耗品 ・スクールガードリーダー巡回指導 ・スクールガード養成講習会	・防犯ブザー貸与(対象:小学1年生) ・通学用ヘルメット貸与(対象:中学1年生) ・市内小学校スクールガード保険料 ・スクールガード見守り用消耗品配付 ・スクールガードリーダーによる巡回指導(市内全小学校で実施) ・スクールガード養成講習会の開催	(R6評価) 小学校入学生に児童用防犯ブザー(330個)を、中学校入学生に通学用ヘルメット(340個)を購入し、登下校時の安全確保に努めた。 また、スクールガード(395人)の協力を得て、児童の登下校時に見守り活動を行い、事件・事故から子どもたちを守ることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) スクールガードの登録数の減少が見られることから、児童生徒の安全を確保するため、スクールガードの増員に努め、地域ぐるみの見守り活動を強化していく。	児童生徒の登下校中の安全を確保するため、小学1年生に防犯ブザーを、中学1年生に通学用ヘルメットをそれぞれ貸与する。市内小学校スクールガードによる見守り活動の保険料を負担する。スクールガードリーダーが各校の安全指導上の留意点や改善すべき点等に関する指導助言を行うとともに、スクールガードを養成するための講習会を開催する。 防犯ブザー(対象:小学1年生) 通学用ヘルメット(対象:中学1年生) 市内小学校スクールガード保険料 スクールガード見守り用消耗品 スクールガードリーダー巡回指導 スクールガード養成講習会	学校教育課
2 (4)	⑤ オ		青少年教育一般事業(子ども安全)	地域・家庭・学校が一体となり、「地域の子どもは地域で守り育てる」気運の醸成を図る。市民や事業所の協力を得て各種の「こども110ばん」を設置し、子どもたちに危険が迫った際に避難や助けを求められる場を確保する。	・こども110ばんのおうちの設置 ・こども安全リーダーの委嘱 ・不審者情報メール配信サービス	・こども110ばんのおうち 670か所 ・子ども安全リーダー68人 ・不審者情報メール配信サービス 11回(登録者7,421人 令和7年4月24日時点)	(R6評価) 不審者情報配信や、子どもを見守る活動強化日のお知らせメールの配信を行い、地域ぐるみで子どもを守る気運の醸成ができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 少子高齢化に伴い、こども110ばんのおうちは減少傾向にあるため、新規設置を増やしていく必要がある。また、リアルタイム高島の登録数も減少傾向にあるため、周知に努める。さらに配信については、より迅速に対応ができるよう警察署からの情報伝達方法を見直す必要がある。	・こども110ばんのおうちの設置 ・こども安全リーダーの委嘱 ・不審者情報メール配信サービス	社会教育課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
分野ごとの基本施策（5）同和問題									
2 (5)	① ア	1 (1) iv ② ア	企業内公正採用・人権啓発推進事業（再掲）	企業内における同和問題をはじめとした各種人権啓発を推進し、差別のない明るい職場をつくるため、JR各駅での街頭啓発、市内事業所の訪問指導、資材提供、研修会等を行う。	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会（7月頃予定） ・市内企業訪問 102社 ・人権啓発担当者研修会（1月頃予定） ・企業内公正採用・人権啓発推進月間（7月） 街頭啓発 市内JR5駅 令和5年度予算 530千円	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会（7月29日開催） ・市内企業訪問 103社 ・企業内公正採用・人権啓発推進月間（7月1日～7月31日） ・高島市人権問題企業研修会（8月26日開催） ・人権啓発担当者研修会 13人（2月19日開催）	（R6評価） R6より、新たに高島市主催の人権問題企業研修会を開催した。法定雇用率が段階的に上がっている「障がい者雇用」について、学んでいた機会を提供できた。 （R7以降における具体的な改善取組） 人権に対する取組に積極的でない事業所へのアプローチの仕方を工夫する。	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会（7月開催） ・市内企業訪問 103社程度 ・企業内公正採用・人権啓発推進月間（7月） ・人権啓発担当者研修会（市主催）（8月開催） ・人権啓発担当者研修会（県主催）（1月開催） 令和7年度予算 297千円	商工振興課
2 (5)	② イ		労働者福祉対策事業	就職差別のない公正な採用選考を促進するとともに、市内における対象地区住民をはじめとする就職困難者等の就職の機会等、雇用促進を図るため、関係機関、事業所が連携協働して事業に取り組む。	・就労対策にかかる情報交換会 ・先進地視察研修 ・学習会 ・高島職業対策連絡会への負担金 40,000円	・人権研修会（6月12日（総会終了後）） ・先進地視察研修（12/24） 彦根市地域総合センター人権・福祉交流会館、パナソニックアソシエイツ滋賀株 ・学習会（1月21日）「外国人雇用管理セミナー」 ・就労対策にかかる情報交換会（1/30） ・高島職業対策連絡会への負担金 40,000円	（R6評価） 先進地視察研修により、被差別部落の歴史や現状、また、障がい者雇用が進んでいる事業所を訪問し、障がい者と共に働くための環境づくりについて学ぶことができた。「外国人雇用管理セミナー」では、市内事業所に入管法や在留資格についての理解を深めてもらう機会となった。 （R7以降における具体的な改善取組） 引き続き、先進地視察研修等により、様々な人権問題に対する理解を深め、就職の機会均等を図る。	・研修会（総会後） ・先進地視察研修 ・就労対策にかかる情報交換会 ・高島職業対策連絡会への負担金 40,000円	商工振興課
2 (5)	① ウ	1 (1) iv ① ア	人権啓発活動推進事業（再掲）	市民の人権意識の高揚を図るため人権講演会や街頭啓発活動を行う。市の広報紙やホームページを活用する等、多様な手段を用いて啓発活動を行う。	・「高島市人権のつどい」開催 講演会形式から形式をYouTube人権講演会変更して開催。 ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談等 ・街頭啓発（人権擁護委員の日、人権週間） 市内量販店において人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施	・『YouTube人権講演会』開催 12月2日～12月27日 再生回数 339回 「より良い人間関係のために ～気づかないうちに相手の心を傷つけていることはないですか？～」 講師 鎌田 敏 氏 ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談 ・街頭啓発（人権擁護委員の日、同和問題啓発強調月間、人権週間） 人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施 ・各種人権啓発ポスターの掲示 ・防災行政無線による人権相談日等の放送 ・人権週間・人権なんでも相談所開設のお知らせ	（R6評価） YouTubeによる動画配信をすることにより企業人権担当者からも予定が合わせやすく、参加する人数が多くなり、人権啓発に繋がっているという感想を頂いている。 （R7以降における具体的な改善取組） ハラスメントやジェンダーギャップなど社会問題を取り上げ、正しい知識をもって人権侵害につながらないよう、さらに啓発を行う必要がある。	・『YouTube人権講演会』開催予定。予算額242,000円。	人権施策課
2 (5)	① エ	1 (1) i ① ア	人権教育推進事業（再掲）	すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図るため、各支部、関係機関、各種団体、企業、事業所等が相互に連携を図り各種事業を行う。	・高島市人権教育推進協議会会員研修会 ・高島市人権教育研究大会 ・人権啓発標語の募集および優秀作品の表彰 ・人権啓発標語入り啓発資材の作成および配布 ・街頭啓発実施（人権施策課と連携） ・高島市人権教育推進協議会各支部（6地域）の活動 ・地域人権学習会の支援 DVDの貸出 ・高島市人権教育基礎講座 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会（県との共同開催）	【本部事業】 ・人権標語・イラスト募集（7/4～9/8） 審査（11/30） 応募総数 標語：2,586点（小学生1,737点、中学生849点） イラスト：0点 ・人権啓発DVD購入 2本 ・人権啓発DVD等貸出 のべ48作品貸出 866人が学習 ・高島市人権教育基礎講座 「子どもに関わるインターネット上の人権問題について」 講師：篠原 嘉一氏（NIT情報技術推進ネットワーク(株)） 参加者：19人 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会（県との共同開催） 参加者：43人 【支部事業】 ・職場、団体、自治会での人権啓発DVD貸出による学習支援（マキノ、今津、朽木、安曇川、高島、新旭） ・地域研修会の開催 今津支部 「ハラスメントと人権」 講師：曾我 佳広氏（滋賀県人権センター） 参加者16人 安曇川支部 「人権アップデートの必要性」 講師：萩原 伸浩氏（滋賀県人権センター） 参加者46人 高島支部 ワークショップ「他人事から自分事へ」 講師：杉本 正紹氏（滋賀県人権センター） 参加者27人 新旭支部 「無意識の偏見と人権」 講師：萩原 伸浩氏（滋賀県人権センター） 参加者51人	（R6評価） 高島市人権教育推進協議会本部事業および支部事業の実施により高島市での人権教育の推進を図った。また、高島市人権教育基礎講座と人権擁護活動ブロック別合同研修会を開催した。 身近な人権課題について取り上げ、一人でも多くの人が命の尊さや人権の大切さに気付き、人権意識の向上につながるような内容とした。、また、その研修会を受けて推進員が区・自治会における人権学習会を開催していただくよう依頼をしている。 （R7以降における具体的な改善取組） 地域の人権教育の継続を低下させないためにも、区・自治会や企業等で人権啓発DVDを活用してもらえよう周知していく。令和5年度より再開した対面式の講座・高島市人権教育基礎講座についても、開催を継続し、人権問題について考えてもらう学習の機会を確保する。	・高島市人権教育推進協議会会員研修会 ・高島市人権教育研究大会 ・人権啓発標語の募集および優秀作品の表彰 ・人権啓発標語入り啓発資材の作成および配布 ・街頭啓発実施（人権施策課と連携） ・高島市人権教育推進協議会各支部（6地域）の活動 ・地域人権学習会の支援 DVDの貸出 ・高島市人権教育基礎講座 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会（県との共同開催） ・第69回滋賀県人権教育研究大会（高島大会）開催	社会教育課
2 (5)	① オ	1 (2) ① キ	人権相談事業（再掲）	法務大臣から委嘱された人権擁護委員による相談	市内に14名おられる人権擁護委員により、毎月原則第2水曜日、本庁で（6月と12月は市内6地域で）特設人権なんでも相談所を開設した。また、相談会の開催について広報誌やホームページにより広く啓発する。	特設人権なんでも相談所を開設。市内開設延べ22回（毎月原則第2水曜日に市役所新館にて、6月12月は市内6地域で開催。）（6月、12月に人権街頭啓発）	（R6評価） 人権擁護委員の各委員がそれぞれ自発的に研修会に参加し、人権擁護委員としての知識を高めて相談を受けられている。 （R7以降における具体的な改善取組） 昨年度に引き続き、今後も市民が気軽に相談できる身近な相談所として毎月開催する。	昨年度に引き続き、今後も市民が気軽に相談できる身近な相談所として毎月開催する。開催に係る予算は無し。	人権施策課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
分野ごとの基本施策（6）外国人									
2 (6)	① ア		外国語教育推進事業(ALT)	外国語指導助手と接することを通して、外国の人の考え方や異文化を理解し、世界の人々とつながり、よりよい社会を築こうとする実践的態度を養う。	市内各小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置する。(計11人) 外国語活動および外国語科の授業を通して、外国人とふれあう機会をもったり、積極的に英語でコミュニケーションを図り、自分の思いを伝え合う力を育成する。 ALTの人材確保のために、令和6～8年度の外部委託派遣業者を新たに選定する。	各中学校区に外国語指導助手を配置し、各小学校において外国語活動・外国語科の授業を通して外国語に慣れ親しむとともに、外国の人とふれ合い、受け入れ、誰ともつながり合おうとする態度は継続して身に付いてきた。それぞれの文化について直接話を聞く機会を設定するなどして、小中学生の異文化理解を深めることができた。これらにより、小中学生の積極的に英語でコミュニケーションをもとうとする意欲が高まり、コミュニケーション能力の向上が図れた。 計画どおり、令和6～8年度の外部委託派遣業者を選定、契約締結することができ、安定的な人員配置によるALTとのチームティーチングを行うことにつながった。	(R6評価) 直雇用ALTのフォロー、外部委託派遣業者との連携により、ALT11人を安定的に配置することができ、市内の小中学校における外国語教育を推進することができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 令和6年7月に直雇用ALTの任期が満了し、2学期からは11人すべてが外部委託派遣によるALTとなる。委託業者との連携から、ALTのスキルアップを図り、より一層、小中学生が外国語になれ親しみ、異文化を理解し、誰ともつながり合おうとする態度を養う。	市内各小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置する。(計11人) 外国語活動および外国語科の授業を通して、外国人とふれあう機会をもったり、積極的に英語でコミュニケーションを図り、自分の思いを伝え合う力を育成する。	学校教育課
2 (6)	① イ		外国人児童生徒協力員配置事業	市内小中学校に在籍する外国人児童生徒に対して、母国語による学習や生活を指導協力員が支援する。言語および生活面で特別に支援が必要となる外国人児童生徒においては、国際化協会からも支援を受ける。	市内該当小中学校に外国人児童生徒指導協力員および外国人児童生徒支援員を配置する。 ・外国人児童生徒指導協力員(4人) ・外国人児童生徒支援員(適宜)	対象児童生徒が日本の生活にうまく馴染めるようにと、外国人児童生徒指導協力員が母国語による日本語指導や、外国語児童生徒支援員が日本語による学校生活の支援を実施した。対象児童生徒の日本語力、コミュニケーション力の向上や心の安定につながった。 ・外国人児童生徒指導協力員(4人) ・外国人児童生徒支援員(5人)	(R6評価) 想定外の転入や、言語によっては支援者を見つけることが困難であることから、指導協力員や支援員の配置が十分に行えなかったケースがあった。指導協力員や支援員の配置に加え、翻訳アプリの活用や教職員の個別の関わり等により、対象児童生徒はおおむね日本の学校生活に馴染む姿が見られた。 (R7以降における具体的な改善取組) 母国語による支援員や、ボランティアの情報収集を継続して行い、人材確保に努める。また、ICT機器等を利用して、翻訳アプリによる支援をすすめる。	市内該当小中学校に外国人児童生徒指導協力員および外国人児童生徒支援員を配置する。 ・外国人児童生徒指導協力員(3人) ・外国人児童生徒支援員(適宜)	学校教育課
2 (6)	① ウ	1 (1) i ② ア	社会教育一般事業(再掲)	桜美林大学孔子学院と高島市の共同により開設した高島学堂(近江聖人中江藤樹記念館内)において、中国語・中国文化講座を行う。	令和6年6月～7月、10月～11月 中国語公開講座開設(全16回)	・6/1～7/27、10/5～11/30までの土曜日 全16回 講師:李 風英 先生 初級9人、中級6人	(R6評価) 昨年度に新規で受講された方が、今年度も続けて参加されており、講座の内容も新しいものにして、語学学習のさらなる充実を図ることが出来た。 (R7以降における具体的な改善取組) 新規に応募される方の中には、初めて中国語を習う方もいるため、初心者の方にも気軽に受講していただけるよう、講座の内容について検討する必要がある。	中国語公開講座開設 【前期】令和7年4月～6月(全12回) 【後期】令和7年9月～12月(全12回)	社会教育課
2 (6)	① エ		英語版ごみの出し方	言葉の壁の解消により安心して生活が送れる環境づくりに取り組みます。	外国人等に対する、ごみの分別や出し方の説明にあたり、必要に応じて英語版の資料を活用する。 (予算措置:なし)	英語版の説明資料を提供することにより、外国人が暮らしやすい生活環境の整備を推進することができた。	(R6評価) 翻訳ツール等の充実により英訳資料の需要はそれほど高くないが、市民生活に関する外国人住民への説明対応が円滑に行えた。 (R7以降における具体的な改善取組) 市役所の窓口業務全般について、多言語対応やデジタルコンテンツの整備を研究する必要がある。	制度の改正等について記載内容の修正を行いながら、外国人が暮らしやすい生活環境の整備を推進する。 (予算措置:なし)	環境政策課
2 (6)	① オ		多言語3者間通訳委託業務	外国人からの119番通報を円滑に行うため、通訳の委託を行い対応する。	通訳業務委託料 多言語3者間通訳業務委託料 予算額 179,520円	日本語を話せない外国人からの救急要請4件 通訳によりスムーズな災害対応につながった。	(R6評価) 日本語を話せない外国人からの119番通報が増加傾向にある。 (R7以降における具体的な改善取組) 24時間・365日対応できる言語が32言語となり、外国人対応を円滑に行うことが可能となった。	通訳業務委託料 多言語3者間通訳業務委託料 予算額 277,200円	通信指令課
2 (6)	② ア		在日外国人福祉給付金支給事業	日本に在留する外国人で、国民年金法の改正により国籍要件が撤廃された際、すでに高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者または、すでに障害が発生していたため障害年金等の支給対象とならなかった者に、福祉給付金を支給し在日外国人の福祉の増進を図る。	障害者福祉給付金支給事業 ※障害福祉給付金の支給額は月額50,000円。ただし、公的年金を受給している場合公的年金受給額を差し引いた額を給付する。	支給実績(対象者1人) 313,567円	(R6以降における具体的な改善取組) ・特になし (R7以降における具体的な改善取組) ・特になし	障害者福祉給付金支給事業 ※障害福祉給付金の支給額は月額50,000円。ただし、公的年金を受給している場合公的年金受給額を差し引いた額を給付する。 ・在日外国人福祉給付金 314千円	社会福祉課
2 (6)	② イ	1 (1) iv ② ア	企業内公正採用・人権啓発推進事業(再掲)	企業内における同和問題をはじめとした各種人権啓発を推進し、差別のない明るい職場をつくるため、JR各駅での街頭啓発、市内事業所の訪問指導、資材提供、研修会等を行う。	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月頃予定) ・市内企業訪問 102社 ・人権啓発担当者研修会 (1月頃予定) ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月) 街頭啓発 市内JR5駅 令和5年度予算 530千円	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月29日開催) ・市内企業訪問 103社 ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月1日～7月31日) ・高島市人権問題企業研修会(8月26日開催) ・人権啓発担当者研修会 13人(2月19日開催)	(R6評価) R6より、新たに高島市主催の人権問題企業研修会を開催した。法定雇用率が段階的に上がっている「障がい者雇用」について、学んでいただく機会を提供できた。 (R7以降における具体的な改善取組) 人権に対する取組に積極的でない事業所へのアプローチの仕方を工夫する。	・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修会(7月開催) ・市内企業訪問 103社程度 ・企業内公正採用・人権啓発推進月間(7月) ・人権啓発担当者研修会(市主催) (8月開催) ・人権啓発担当者研修会(県主催) (1月開催) 令和7年度予算 297千円	商工振興課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
---	---	--	-----	-------	-----------------	-----------	-----------------------------	-----------------	-----

2.分野ごとの基本施策(7)患者

2 (7)	① ア		総合相談窓口の設置	全ての患者を対象にした総合相談窓口の充実を図る。 患者相談支援室長が主となり相談を受けるが相談内容により各専門部署に依頼し対応する。	・地域医療連携室、入退院支援室、患者相談支援室の3部署の機能分担により、連携・相談・支援等の業務の円滑化および充実化を図る。 ・外来相談機能の更なる充実に向けた院内他部署との連携協力体制の構築と、患者相談支援室及びがん相談支援センターの窓口機能の周知を行う。 ・がんサロン運営の充実に向け、がんに関連する情報のミニ講座を行う。	総合相談窓口 相談件数 231件 内訳 がん相談 125件 医療相談 55件 介護・福祉相談 35件 その他 16件	(R6評価) ・外来一在宅療養支援部一患者相談支援室間で定期的にカンファレンスを開催、外来相談機能充実に情報の共有や課題について話し合った ・外来担当のMSW1名が年度途中から欠員となった職員の確保が難しく、ほか担当者が掛け持ち対応した ・がんサロン開催時にミニ講座を3回行った (R7以降における具体的な改善取組) ・がん相談フローチャートを見直す ・病気になるっても働き続けられる仕組み作りに、就労支援の窓口が設置できるよう院内外の関係各所と協働する	・地域医療連携室、入退院支援室、患者相談支援室の3部署の機能を活かした、連携・相談・支援等の業務の円滑化および充実化を図る。 ・患者相談支援室及びがん相談支援センターの周知及び体制の整備を行う ・病気になるっても働き続けられる仕組み作りに、就労支援の口が設置できるよう院内外の関係各所と協働する	高島市民病院（患者相談支援室）
2 (7)	① イ		人権推進倫理委員会の設置	高島市民病院における患者の人権およびプライバシーの保護をはじめ倫理上必要な事項について検討するため、医師・看護師・医療技術者・事務職員、院外委員により構成した委員会を設置する。	・人権推進倫理委員会の開催(委員:11人)定例開催を年2回とし、その他必要の都度開催する。 ・各種学習会等への参加 病院職員の人権学習として、各種研修に参加する。	・人権推進倫理委員会の開催 第1回委員会(R6.5.10) 「緊急整備固定加算および緊急挿入加算取得のための、日本脆弱性骨折ネットワークレジストリへの症例登録」他3案件の審査 第2回委員会(R6.6.21 書面決議) 「主体的に出産に関与したとらえることができる出産体験」の審査 第3回委員会(R6.6.21 書面決議) 「視点反応・眼球運動のデジタルフェノタイプと認知機能との関連解析」の審査 第4回委員会(R6.10.22 書面決議) 「腹腔鏡下総胆管結石除去術の多施設共同症例登録研究」の審査 第5回委員会(R7.2.20 書面決議) 「キャノンメディカルシステムズ株式会社製CT装置により撮影された臨床データの収集」の審査 第6回委員会(R7.2.20 書面決議) 「滋賀県周産期死亡調査」の審査 第7回委員会(R7.3.6 書面決議) 「冠動脈ステント留置後の外科手術周術期におけるアスピリン継続の有用性を検証する多施設ランダム化比較試験」の審査 ・各種学習会への参加 カスタマーハラスメント対応職員研修(病院職員41名参加) 内容:病院顧問弁護士による患者の権利の尊重、患者からの不当要求対応等の講演	(R6評価) ・人権推進倫理委員会においては、臨床研究等について適正な審査を行った。 ・病院職員対象とした患者の権利の尊重と不当要求対応についての研修会を開催し、患者サービスの向上を図った。 (R7以降における具体的な改善取組) ・必要に応じ、人権推進倫理委員会を適正に開催する。 ・より多くの職員が受講できるよう、病院主催の人権研修を開催するとともに、市役所等で開催される研修会へ積極的に参加する。	・人権推進倫理委員会においては、臨床研究等について適正な審査を行う。(2回開催予定) ・人権意識向上のための研修会を1回開催する。	高島市民病院（病院総務課）

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2.分野ごとの基本施策(8)インターネットによる人権侵害									
2 (8)	① ア	1 (1) i ① イ	人権教育 基礎講座 (再掲)	それぞれの立場での生活の現場に密着した 現実に関心をもち、その具体的な生活課題を 知ること、人権とは直接生活に結び付くもの であるということを知り、「お互いの人権を尊 重することの大切さ」に気づきかけづくりと する。	(人権教育推進協議会主催事業) 人権教育基礎講座 3回/年	実施回数1回 「子どもに関わるインターネット上の人権問題について」 講師:篠原 嘉一氏(NIT情報技術推進ネットワーク(株)) 参加者:19人	(R6評価) 研修会を開催し、現代の子どものまわりの人権問題について理解を 深めることができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 新型コロナウイルスの関係で近年開催できていなかったことにより、 参加者が少なくなってきた。積極的に周知を行ってより多くの方にご 参加いただけるようにしたい。	・高島市人権教育推進協議会会員研修会 ・高島市人権教育研究大会 ・人権啓発標語の募集および優秀作品の表彰 ・人権啓発標語入り啓発資料の作成および配布 ・街頭啓発実施(人権施策課と連携) ・高島市人権教育推進協議会各支部(6地域)の活動 ・地域人権学習会の支援 DVDの貸出 ・高島市人権教育基礎講座 ・人権擁護活動ブロック別合同研修会(県との共同開催) ・第69回滋賀県人権教育研究大会(高島大会)開催	社会 教育 課
2 (8)	① イ	1 (3) ② ウ	職員人権 研修事業 (再掲)	一人ひとりの職員が、市行政のあらゆる分野 において、人権意識の高揚を図るための施策 および人権の実現を目指す地域社会づくりに 関する施策を実施するため、職員の人権研修 の機会を確保する。	人権の実現をめざす地域社会づくりに関する施策を実 施するため、各種機関・団体が主催する人権研修会・講 座に参加する。	各種機関・団体が主催する人権研修の機会に職員等の参加を求めた。 ・『YouTube人権講演会』開催 12月2日～12月27日 再生回数 339回 「より良い人間関係のために ～気づかないうちに相手の心を傷つけている ことはないですか?～」 講師 鎌田 敏 氏 アンケート回答6人 ・人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい 12月8日 20人 ・部落解放研究第31回滋賀県集会 2月15日 18人	(R6評価) YouTube配信については、事業所の研修に使用したいとの声もあったた め、視聴回数が昨年度176回再生で有ったのが、339回再生と伸びた。 (R7以降における具体的な改善取組) YouTube配信をするにあたり、興味がわきそうな方を講師に選定し、啓 発につなげたい。	YouTube配信をするにあたり、予算の範囲で興味がわきそうな 方を講師に選定し、啓発につなげたい。242,000円	人権 施策 課
2 (8)	① イ	1 (3) ② ウ	職員人権 研修事業 (再掲)	市職員を対象とする人権研修を開催する。 各種機関団体が開催する人権研修の機会に 職員の参加を促進する。	第68回滋賀県人権教育研究大会	第68回滋賀県人権教育研究大会 10/26(土)守山市民ホール 10/27(日)守山市民ホール	(R6評価) 県下市町から関係者が集い、現代の人権問題について知見を深める ことができた。 (R7以降における具体的な改善取組) 職員の人権意識を高めるため、積極的に研修へ参加するよう働きか けていく。	・第69回滋賀県人権教育研究大会(高島大会)への参加 (職員の人権意識を高めるため、積極的に研修へ参加する ように働きかけていく。特に令和7年度は高島市が会場市とな るので、より多くの方にご参加いただけるよう取り組んでいく。)	社会 教育 課
2 (8)	① ウ	1 (2) ③ ア	人権相 談・支援 体制の連 携(再掲)	大津地方法務局、滋賀県人権施策推進課、 人権関連団体等の人権関係相談機関との連 携を図る。	相談・支援体制について、市内相談機関及び、大津地 方法務局、滋賀県人権施策推進課、県内の人権関係相 談機関等と連携を図る。	大津地方法務局や滋賀県人権施策推進課等、専門機関を紹介するな 様々な人権課題に対応するため、県内の人権関係機関との情報交換を行っ た。	(R6評価) 大会や人権関係の会議に出席するなかで、知識を深めた。 (R7以降における具体的な改善取組) 前年同様に進めていく。	研修会や人権の大会に参加し、知識を深めていき、人権相談 等で、紹介できることは、人権擁護委員に紹介していくなど、全 体のレベルアップにつなげたい。	人権 施策 課

項	目		事業名	施策の概要	令和6年度事業計画・予算措置等	令和6年度事業実績	令和6年度評価と令和7年度以降における具体的な改善取組	令和7年度事業計画・予算措置等	担当課
2. 分野ごとの基本施策(9)様々な人権問題									
2 (9)	① ア		犯罪被害者支援事業	犯罪被害者等の人権と幸福を追求する権利の保障を基本に、被害者が被った苦痛等からの回復のために、その置かれている状況や実情にあった適切な支援を継続して行うための制度を構築する。	・平成29年6月議会で制定済 ・条例制定後、関係機関との調整、制度の広報を行う。	犯罪被害者支援条例 遺族見舞金 30万円 0人 傷害見舞金 10万円 0人	(R6評価) 対象者の申請は有りませんでした。 (R7以降における具体的な改善取組) おうみ犯罪被害者支援センターとの情報共有に努め、給付もれを防ぐ。	犯罪被害者支援予算 遺族見舞金 30万円 傷害見舞金 10万円	市民課
2 (9)	② ア	1 (1) iv ① ア	人権啓発活動推進事業(再掲)	市民の人権意識の高揚を図るため人権講演会や街頭啓発活動を行う。市の広報紙やホームページを活用する等、多様な手段を用いて啓発活動を行う。	・「高島市人権のつどい」開催 講演会形式から形式をYouTube人権講演会変更して開催。 ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談等 ・街頭啓発(人権擁護委員の日、人権週間) 市内量販店において人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施	・『YouTube人権講演会』開催 12月2日～12月27日 再生回数 339回 「より良い人間関係のために ～気づかないうちに相手の心を傷つけていることはないですか?～」 講師 鎌田 敏 氏 ・「広報たかしま」人権啓発記事掲載 人権擁護委員の日、人権週間、人権相談 ・街頭啓発(人権擁護委員の日、同和問題啓発強調月間、人権週間) 人権擁護委員、人権教育推進協議会役員、市職員により実施 ・各種人権啓発ポスターの掲示 ・防災行政無線による人権相談日等の放送 ・人権週間・人権なんでも相談所開設のお知らせ	(R6評価) YouTubeによる動画配信をすることにより企業人権担当者からも予定が合わせやすく、参加する人数が多くなり、人権啓発に繋がっているという感想を頂いている。 (R7以降における具体的な改善取組) ハラスメントやジェンダーギャップなど社会問題を取り上げ、正しい知識をもって人権侵害につながらないよう、さらに啓発を行う必要がある。	YouTube配信をするにあたり、予算の範囲で興味がわきそうな方を講師に選定し、啓発につなげたい。242,000円	人権施策課
2 (9)	③ ア		社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築く運動に、関係機関と連携して取り組む。	7月を強調月間とし、各事業を実施 ・JR駅等での街頭啓発 ・内閣総理大臣メッセージの伝達、広報 ・小中学校による作文コンテストへの応募依頼	・市内JR各駅、朽木道の駅、湖西中学校前等での街頭啓発 ・市長への内閣総理大臣メッセージの伝達、広報 ・小中学校に作文コンテストの応募依頼を実施した。 小学校：199点、中学校：402点 (R6実績)	(R6以降における具体的な改善取組) ・特になし (R7以降における具体的な改善取組) ・特になし	7月を強調月間とし、各事業を実施 ・JR駅等での街頭啓発 ・内閣総理大臣メッセージの伝達、広報 ・小中学校による作文コンテストへの応募依頼	社会福祉課